



**名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪
保存活用計画**

令和4年3月
鳥取県三朝町教育委員会

序文

三朝町は豊かな自然環境を背景に、そこに生活する様々な人々が紡ぐ文化や歴史とともに発展してきました。その中で、三徳山みとくさんと小鹿溪おしかげいは同地域にあって固有の自然環境を共通基盤としつつ、それぞれが異なる価値を有しています。

古来より山岳信仰の霊場として栄えてきた三徳山は、国宝三佛寺奥院さんぶつじおくのいんなげいれどう（投入堂）をはじめとする多くの文化財を有するとともに、その特徴的な地形や植生分布による稀有な自然環境と混然一体になることで優れた風致景観を形成しており、昭和9年に国の名勝及び史跡に指定されました。また、町を代表する景勝地として人々に愛されてきた小鹿溪も、悠久の時の中で特徴的な地形や植生分布を形成し、国分犀東こくぶさいとうによって見出された小鹿溪奇勝二十一景に代表される風光明媚により、昭和12年に国の名勝に指定されました。これらにより、所有者や地域の方々はもとより、様々な関係者など先人の努力によって今日まで守られてきたものであり、我々もまた後世へと確実に引き継がなければなりません。

併せて、平成27年には文化庁による「日本遺産」事業がスタートし、三徳山が三朝温泉とのストーリーを活かした「六根清浄ろっこんしょうじょうと六感治癒ろっかんちゆの地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」として日本遺産第1号認定を受けたことで、文化財を活用した観光振興と地域活性の機運が一層高まっております。これまで以上に文化財の活用が求められます。

この度、三徳山と小鹿溪の保存と活用を一層充実させるべく、それぞれが有する価値と課題を明らかにし、2つの文化財の保存活用方針を一体的に示す「名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画」を策定することができました。本計画の策定にあたり、名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会の委員の皆様、文化庁文化財第二課及び、鳥取県地域づくり推進部文化財局並びに、その他関係各位から多くのご指導、ご助言をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

令和4年3月

鳥取県三朝町教育委員会
教育長 西田 寛司

例 言

- 1 本書は、鳥取県東伯郡三朝町門前・三徳に所在する名勝及び史跡三徳山、同神倉・中津に所在する名勝小鹿溪についての保存活用計画である。
- 2 本計画策定に係る事業は、三朝町教育委員会が事業主体となり、令和2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金を受けて実施した。
- 3 本計画は、三朝町教育委員会が設置した「名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会」における検討、協議をもとに、文化庁文化財第二課、鳥取県地域づくり推進部文化財局の指導・助言を得ながら策定した。
- 4 本計画策定に係る諸記録は、三朝町教育委員会において保管している。

目次

第1章	計画の沿革	1
第1節	策定の経緯と目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	対象範囲	6
第4節	計画期間	6
第5節	委員会の設置と計画策定の経過	6
第2章	概要と価値	8
第1節	町の概要	8
第2節	三徳山・小鹿溪地域の概要	9
第3節	名勝及び史跡三徳山の価値	24
第4節	名勝小鹿溪の価値	30
第3章	名勝及び史跡三徳山の現状と課題	34
第1節	調査研究	34
第2節	保存管理	34
第3節	活用	40
第4節	整備	42
第5節	運営体制	44
第4章	名勝小鹿溪の現状と課題	46
第1節	調査研究	46
第2節	保存管理	46
第3節	活用	47
第4節	整備	48
第5節	運営体制	49
第5章	理念と基本方針	51
	理念	51
	基本方針	51
第6章	保存と活用の方向性とその方法	52
第1節	調査研究	52
第2節	保存管理	52
第3節	活用	58
第4節	整備	59
第5節	運営体制	61
第7章	今後の保存活用に向けて	62
第1節	保存活用の実施	62
第2節	実施期間	62
第3節	計画の周知	62
	巻末資料	64～92
	参考資料（文化財保護法（抜粋）ほか）	93～104

第1章 計画の沿革

第1節 策定の経緯と目的

昭和9年7月7日、三徳山は国の名勝及び史跡に、昭和12年12月8日、小鹿溪は国の名勝に指定された。三徳山においては、平成3年3月に「三徳山地域保存管理計画」（以下、「保存管理計画」という。）、平成15年3月に三徳山地域保存管理計画「環境整備基本計画」（以下、「環境整備基本計画」という。）を策定し、保存管理に重点を置き、開発行為との調整を図ってきた。さらに、観光振興の観点から名勝及び史跡の活用を図るため、平成27年11月に「小鹿溪・三徳山周辺資源活用計画」（以下、「周辺資源活用計画」という。）を策定している。また、平成26年3月には三徳山の指定地の一部が^{だいせんおき}大山隠岐国立公園に編入されたことにより、保存上考慮が必要な事項が新たに生じることとなった。

一方、全国的な過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会全体でその継承に取り組んでいくことが求められている。さらに、平成30年6月には文化財保護法（以下「保護法」という。）が改正、平成31年4月に施行されたことにより、国指定等文化財の所有者又は管理団体は、保存活用計画を作成し、国の認定を受けて、個々の文化財の確実な継承を図りつつ活用することができるようになった。

このように、文化財を取り巻く様々な状況が変化し、その対応が必要になっていることに加え、三徳山と小鹿溪2つの文化財は、近年の調査研究により地形、植生、歴史、文化等それぞれで共通性、関連性が示されていることから、一体的に保護、保全及び調査・研究を図る必要がある。よって、「名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画」は、名勝及び史跡三徳山と名勝小鹿溪を後世へ確実に継承するため、その価値と課題を明らかにし、保存管理、活用、整備、運営体制に関する方針の可視化を図ることを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

本計画は保護法第129条の2の規定に基づき、名勝及び史跡三徳山並びに名勝小鹿溪における現状と課題を整理し、今後の取組に対する基本的な方針を明確にするものであることから、関係する各種計画等との位置づけを第1図及び表1～5のとおり整理した。



第1図 保存活用計画の位置づけ

表1 本計画の関連計画等(1)

名称/策定主体	内容・関係箇所(抜粋)	策定期期
<p>第11次三朝町総合計画 —笑顔と元気があふれ輝く町— 三朝町</p>	<p>第2章 計画策定にあたって 第3節 三朝町の基本的条件 3 地域と資源 町の主要産業は、観光業と農林業であり、観光業では平成27年に日本遺産第1号として認定された三徳山・三朝温泉の魅力を最大限に活かしながら、町全体に点在するさまざまな魅力を交わせ、互いに響き合わせながら発展することが期待されます。</p> <p>第3章 分野別将来像と政策の基本方針 分野別将来像4：豊かな資源を活かす町本町の主要産業である観光・商工業においては、時代の潮流を読みながら、いつの時代になっても「観光の町」としての誇りを持ち、日本遺産となった三徳山と三朝温泉を中心としながら、地域資源の活用と新たな魅力の発掘・発信に努め、世界に通じる温泉の町として、多くの観光客に喜んでいただける町づくりに取り組んでいきます。</p> <p>【地域資源の活用に向けて】 三徳山投入堂、三朝のジンショといった普遍的価値の高い文化財は、本町にとってかけがえのない宝です。今後は、地域に伝わる伝統文化など、活用できていない貴重な地域資源を掘り起こし、これらに磨きをかけながら、さまざまな分野における“みささの魅力”と交わり響かせ、新たな観光資源としていきます。</p> <p>第4節 豊かな資源を活かす町 近年の観光の要は「情報発信」です。三朝温泉、三徳山、小鹿溪といった豊かな地域資源を持つ三朝の魅力を、さまざまな手法によりスピード感を持って効果的に発信することが重要です。</p> <p>【みささスタイルの実現目標】 ・日本遺産のブランドを将来につなげていくためのグランドデザインを創ります。 ・町内の文化財について、適時調査を実施し、その価値の解明と適正な保存、管理に努めます。 ・学校教育や社会教育の場を活用し、町民の文化財に対する理解の向上に取り組みます。 ・日本遺産の認定を受けた三徳山を中心とした町内文化財の価値などについて、積極的に情報発信を行い、町のイメージアップにつながる取組みを推進します。 ・日本遺産の保全に努め、積極的な活用に向け国内外への周知を図ります。</p>	<p>平成31年 3月</p>
<p>三朝町地方創生総合戦略 「笑顔づくり元気づくり活力づくり総合戦略」 三朝町</p>	<p>第2部 第2期「三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略」 「しごと」の創生・・・つくりだそう 目指すもの：新たな魅力づくり(「温泉と三徳山」+X) 分野別将来像4：豊かな資源を活かす町 基本事業4-1 観光業・商工業・農林業の活性化</p> <p>【事業の方向性】 ・三朝温泉を中心とした観光資源、豊かな自然環境、魅力的な農産物、価値ある文化財を互いに連携させながら、みささならではの魅力づくり、産業振興を進めます。</p> <p>基本事業4-2 地域資源の活用に向けて</p> <p>【事業の方向性】 ・三徳山投入堂、ジンショなどの文化財をはじめ地域に伝わる伝統文化を掘り起こし、新たな付加価値を創造していき、町の魅力を拡充します。 ・国が認めた価値「日本遺産」のさらなる魅力向上を進めます。</p> <p>基本事業5-1 “みささらしい暮らし”を創る</p> <p>【事業の方向性】 ・人との出会い、交流を通じて豊かな三朝町の暮らしを実現します。町の魅力は温泉、三徳山だけでなく、元気な発信力を持つことが元気な人を引き寄せます。そして、豊かな暮らしを町外へ向けて積極的に発信することにより、町を「知ってもらおう」、「来てもらおう」、「関わりを持ってもらおう」、「住んでもらおう」へと関係性を上げていきます。</p>	<p>令和2年 3月</p>
<p>小鹿溪・三徳山周辺資源活用計画 小鹿溪・三徳山周辺資源活用検討委員会</p>	<p>4. 計画の基本方針 1) 小鹿溪・三徳山エリアの目指す将来像 人と自然とのかかわり方を再認識し、地域資源の活用と保全を進めることで、三徳山からあふれる癒しの力を地域全体に波及させていきます。また、点在する地域の資源を“水と緑の回廊”によりネットワーク化し、地域の資源として一体性をもたせることで小鹿溪・三徳山周辺地域のにぎわいに広がりをもたせ、地域活力の向上につなげていきます。</p>	<p>平成27年 11月</p>

表2 本計画の関連計画等(2)

名称/策定主体	内容・関係箇所(抜粋)	策定期期
	<p>2) 本計画の基本理念・基本方針</p> <p>基本理念を「バランスのとれた保全と活用策の推進」とし、地域の資源活用に向け、将来像を具現化する基本方針として「地域の資源を守る」「地域の資源を磨く」「地域の資源を誇る」とします。</p> <p>基本方針1「地域の資源を守る」</p> <p>小鹿溪・三徳山周辺地域の自然・文化・歴史・景観といったさまざまな魅力をもった地域の資源を将来に誇りを持って継承するため、地域の資源の価値を再認識し、地域一体となって保全します。</p> <p>基本方針2「地域の資源を磨く」</p> <p>小鹿溪・三徳山周辺地域の豊かな地域資源を最大限に活用できるように、またこれから増加する来訪者の増加に対応できるように、地域の資源の保全と活用のバランスを図りながら地域全体の魅力向上につながる環境をつくります。</p> <p>また、小鹿溪・三徳山周辺地域に点在する資源の一体性をもたせるために、地域の連携を強化します。</p> <p>基本方針3「地域の資源を誇る」</p> <p>新たな「癒しとにぎわい」につながる地域の資源を世界に誇れる一級品の観光資源として活用し、多くの人を小鹿溪・三徳山周辺地域に呼び込むため、地域のもつ優れた魅力を国内外に広く発信します。</p>	
<p>三徳山地域保存管理計画</p> <p>三朝町教育委員会</p>	<p>第IV章三徳地域の保存と整備</p> <p>第1節 保存管理の基本方針</p> <p>価値を認められ、指定を受けての保存管理であるため、名勝及び史跡の現状維持が基本である。</p> <p>指定地域の範囲を一律に規制することは困難性もあるため、地域の特性をふまえて、次の5区域に区分して、区域ごとにそれぞれに立地の特性を生かした保存管理計画を定めた。</p> <p>1) 名勝・史跡厳正保全区域</p> <p>この地の現状変更については、原則認めない。ただし、文化財保護保存に関する施設及び宗教活動のための施設、防災対策上の施設、登山、散策道の整備改修については、遺構の保存・景観への配慮を前提として協議の対象とする。</p> <p>2) 生活環境区域</p> <p>この地の現状変更は、関係機関が十分検討・協議して対応するものとする。</p> <p>3) 生産・ふれあい区域</p> <p>指定地に係る連絡道の改修及び遊園整備については、とくに埋蔵文化財の事前調査等を踏まえて事前協議の対象とする。</p> <p>4) 散策・体験区域</p> <p>この地の現状変更は、名勝としての自然要件である森林、溪流の保全をふまえて、とくに埋蔵文化財の事前調査等を踏まえて事前協議の対象とする。</p> <p>5) 交流区域</p> <p>ここを活用して、三徳山の歴史や文化を知る施設、便益施設を設けて出会い・ふれあい広場の整備をはかる。これについては、事前に遺構の調査を十分に行ったうえで、かつ、この地域の歴史にふさわしい景観保全上の修景を必要とする。この地の現状変更については、以上をふまえて特に埋蔵文化財の事前調査等を踏まえて事前協議の対象とする。</p>	<p>平成3年 3月</p>
<p>三徳山地域保存管理計画「環境整備基本計画」</p> <p>三朝町教育委員会</p>	<p>IV基本方針</p> <p>2. 環境整備基本計画の基本方針</p> <p>(1) 山岳信仰の行場としての継承</p> <p>三徳山正面石段付近から三佛寺奥の院投入堂までの山容について、『起承転結』(昭和55年近藤公夫著)で語られ、光の明暗、期待と不安、高低差、堂宇の配置等、物事が成就する仕掛けがデザインされ、荒廃しているカズラ坂等を必要最小限の保存修理により山岳信仰の行場としての継承を図る。</p> <p>(2) 歴史的景観の保全</p> <p>三徳山では歴史的建造部の人工美と巖峰森林溪谷の天然自然美がよく融合調和しており、また堂宇は自然に溶け込んで歴史的景観を育んでいる。これを忠実に伝承しながら建造物の保存修理、防災対策を行い歴史的景観の保全に努める。</p> <p>(3) 自然環境の保全</p> <p>岩石・地形・水・空気・草木などの自然と国宝投入堂を始めとする古建造物を包蔵する三徳山は両者が相まって名勝・史跡に指定されており、その整備にあたっては必要最小限の保存修理に止めることとし、自然環境の保全に努める。</p> <p>(4) 文化財保護と観光の調和</p> <p>観光客・参詣客が目指す三徳山の本領は、宿入橋から行者道を経て国宝投入堂の参拝であり、観光客へ霊山・山岳行場であることを十分に説明し伝え、心構えの啓発を行い文化財保護と観光の調和を図る。</p>	<p>平成15年 3月</p>

表3 本計画の関連計画等(3)

名称/策定主体	内容・関係箇所(抜粋)	策定期間
	<p>(5) 保護・保全体制の充実 保全体制については、愛護団体の育成、既存ボランティア・所有者・寺院・寺院関係者・地元・行政関係者等が連携し、名勝及び史跡三徳山の各種文化財等を保護保全しながら周知活用を図ることとする。</p>	
<p>名勝小鹿溪活用整備計画 三朝町</p>	<p>3 活用方針 (1) 目指す将来像 地域と連携し、自然の渓谷美を守り伝えることで、観光客の満足度の向上を図る。 (2) 基本方針 1) ストレスなく快適でかつ、自然に触れ合える環境整備を効果的に行う。 2) 「保存」は「自然美の保全」、「活用」は「環境整備・情報発信の強化」と言えます。将来像に近づけるためには、このバランスを保つ。 3) 地域の取り組みを側面的に支援する。</p>	<p>令和3年 3月</p>
<p>日本遺産を通じた地域活性化計画 三朝町</p>	<p>1 将来像(ビジョン) 三徳山と三朝温泉の長い歴史の中で生まれた「三徳山での修行と三朝温泉での入湯により心と体を清め、その修行の疲れもまた三朝温泉で癒す」という日本遺産のストーリーを活かし、新たな魅力を掘り起こすことで、国内はもとより世界に通じる小さくてもキラリと光る「日本遺産の町」を目指す。 【実現を目指す将来像】 (1) 国内外から訪れる旅行者で賑わう町 (2) 地域資源の活用により経済が潤う町 (3) 住民の活躍が町の持続化を後押しする交流と活気のある町 2 地域活性化のための取組の概要 (1) 組織整備 日本遺産事業に取り組む日本遺産活用推進協議会を、観光振興に取り組む「日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会」と構成文化財の保護・普及啓発に取り組む「日本遺産三徳山三朝温泉を守る会」の2つの組織で構成し、民間団体などと連携を強化するなど組織を一新した。 (2) 戦略立案 戦略1 ストーリーを活かす 古来より醸成されてきた三徳山と三朝温泉を中心とする日本遺産ストーリーを活用し、体験型の「現代湯治」の考え方と重ね合わせることで、本町独自の温泉滞在プランとして確立する。 戦略2 地域資源を磨く ①文化財を活用した観光誘客 構成文化財を活用し、非日常的な体験プランとして組み立てることで日本遺産ストーリーに載せた観光誘客につなげる。 ②調査・研究への取組 構成文化財である三徳山、三朝温泉に関する調査・研究を深化させ、ラドン泉の健康への効果に対するエビデンスを研究するなど、新たな発見による魅力アップを図る。 ③顧客満足度(マーケティング)調査に基づく事業展開 旅行のニーズや満足度、意見、要望などについて調査・分析を行い、サービス改善や品質向上を図る。 (3) 人材育成 日本遺産事業に取り組む上で最も大切な財産である“人財”(地域プロデューサー、地域民間プレーヤー、構成文化財の担い手等)の育成に取り組む (4) 環境整備 ガイドコンテンツ、ガイダンス施設の整備充実、三徳山行者道のメンテナンス活動など構成文化財の維持・保存・修繕を図るとともに、新たな商品開発を通じて三朝ブランドの浸透と拡大を図る。 (5) 観光等事業化 ①ストーリーを体験するプランの提供 ②海外観光客の誘致と地域振興 ③広域連携による観光事業のマッチング (6) 普及啓発 ①魅力的な学習・体験機会の提供 ②学校教育との連携 3 他の観光施設との連携 鳥取県や鳥取中部ふるさと広域連合等が展開する「癒し」をテーマとした広域観光ビジョンと連携し、広域周辺や滞在型観光の推進を行う。</p>	<p>令和3年 11月</p>

表4 本計画の関連計画等(4)

名称/策定主体	内容・関係箇所(抜粋)	策定期期
鳥取県文化財保存活用大綱 鳥取県域における文化財の保存と活用に係る指針 鳥取県	<p>第4章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方</p> <p>1. 基本的な考え方 (1) 文化財の保存と活用の体系と理念 【保存と活用に関する理念】 県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へとつなげる。</p> <p>第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p> <p>1. 文化財の保存・活用の方針 (1) 保存・継承 文化財の保存のために講じる措置として、法令等に基づく指定等を積極的に進める。 (2) 公開・活用 文化財の価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用をするために、地域住民等が「知る」機会をつくるよう以下のとおり取り組んでいく。 【教育・生涯学習への活用】 将来を担う子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、建造物、郷土芸能、祭礼行事、民芸等の貴重な文化財を大切にすること、意識の醸成を図る。 【地域振興・観光振興】 文化財を知り関わる人々を増やし、関係者や団体を行政が支援するという体制を構築していくことで、本大綱で設定する関連文化財群のストーリーを活かしながら地域活性化につなげていく。 【情報発信】 これまでも県HPにおいて、国県指定等文化財を紹介する「とっとり文化財ナビ」、伝統芸能については「鳥取伝統芸能アーカイブス」さらにfacebookによる情報発信に努めている。しかし、近年は本県を訪れる外国客が増加しており、こうした媒体や現地を立てている文化財解説板などの多言語化が必要と考えており、外国人にもわかりやすい表記方法なども含め取り組むこととする。また、VR(仮想現実)やAR(拡張現実)等のICT技術を積極的に活用し、文化財に興味のない人々への働きかけをするとともに、郷土資料や刊行物のデジタル化と公開により多くの利用者に益するよう取り組む。</p>	令和2年 3月
「大山蒜山地域ビジョン」 新たな魅力の創生に向けて ～つなぐ、つながる～ 地域力を活かした多様性あふれる公園づくり 大山隠岐国立公園 大山蒜山地域連絡協議会	<p>第1章 大山隠岐国立公園大山蒜山地域の特徴</p> <p>3. 大山蒜山地域内の各地域の特徴 (5) 三徳山地域 特徴：照葉樹林から落葉広葉樹林まで連続して分布する自然林、希少動植物の宝庫。山岳信仰、修験道によって維持されてきた歴史文化・景観。</p> <p>第5章 基本方針</p> <p>基本方針①「守る」 生態系及び生物多様性の保全・復元・維持を図る 今後、地域毎に関係者が連携した積極的な取組を推進し、さらに、各地域が広域的に連携することにより、大山蒜山地域全体の保全に繋げていきます。そのためには、まずは関係者が課題を共有し、既に行われている取組の輪を少しずつ広げていくことから始めます。先人たちが大切に守り、引き継いできた、かけがえない地域固有の生態系及び生物多様性を守り、末永くその恩恵を享受できるよう後世に受け継いでいくことは、現代を生きる私たちの重要な責務であることを十分に認識し、今後も関係者が連携した取組を推進します。</p> <p>基本方針②「活用する」 地域資源を活かした質の高い利用を促進する その風景が辿った歴史を紐解き、ストーリー性を持った質の高い自然体験の提供を進めます。 また、大山蒜山地域には、大山の展望や草原景観など共通・類似の資源が地域ごとに存在しますが、この地域ごとの共通・類似の資源について、相互に関連性を持たせ、それぞれの特徴をアピールすることにより他地域への誘導を促し、周遊型利用の促進に繋げていくことも期待できることから、広域利用を視野に入れたテーマづくりも併せて進めます。同時に、このストーリー性・テーマ性をもったプログラムづくりには、一定の技術を有する人材が不可欠であることから、今後これらの人材育成に努めるとともに、これらの取組を推進するため、関係する団体間の連携、地域間の連携を図りながら、地域資源を活かした質の高い利用を推進します。</p>	平成27年 11月

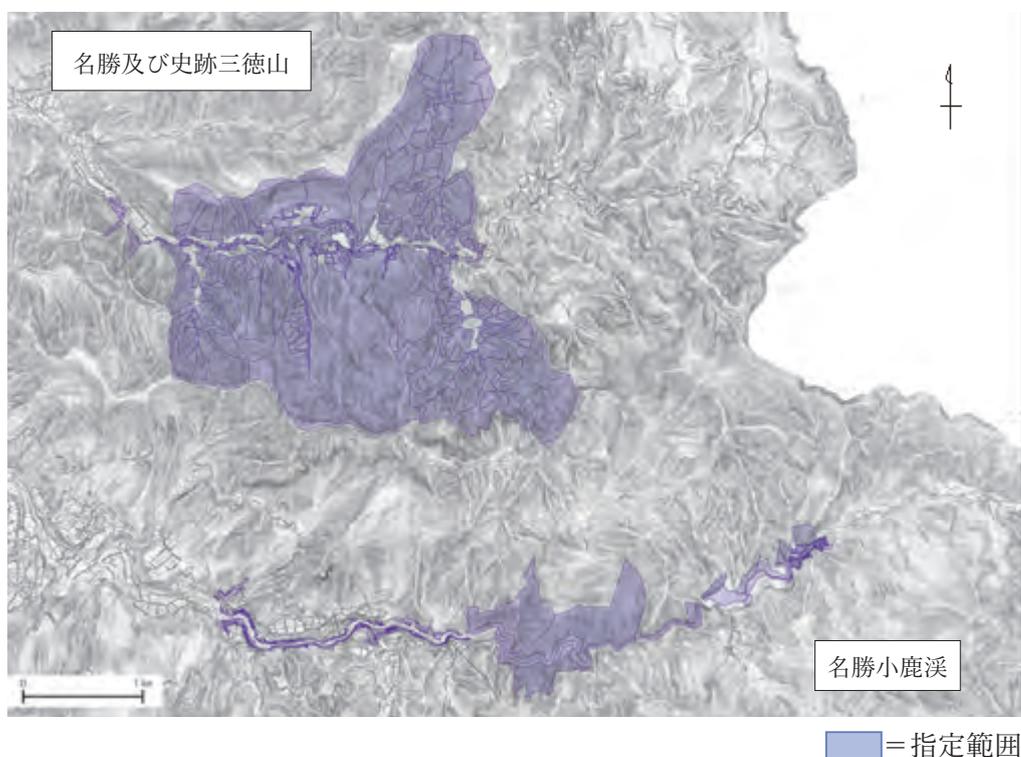
第1章 計画の沿革

表5 本計画の関連計画等（5）

名称／策定主体	内容・関係箇所（抜粋）	策定期期
	<p>基本方針③「もてなす」 快適な利用環境の整備を推進する 多言語表記を始めとするわかりやすい誘導案内や、利用実態に応じたユニバーサルデザインを進めるなど、幅広い利用者層に対応した、ストレスのない安全で快適な利用施設の整備を推進します。同時に、利用施設の清潔の保持、展望施設の展望の確保、幹線道路等の道路沿線の魅力向上など、既存施設の適切な維持管理により利用環境の質の向上を図るとともに、持続的な維持管理を図るため、関係者が連携した管理体制の整備を推進します。</p> <p>さらに、交通渋滞の緩和や山岳地域の遭難防止を図るためのルールづくりを進めるとともに、隣接地域と連携した広域的な管理体制の整備を推進します。</p>	

第3節 対象範囲

本計画は名勝及び史跡三徳山と名勝小鹿溪の确实な保護、保全を図るため、その指定地を対象とする（第2図）。なお、指定地周辺にはまだ一体的に保護すべき土地が存在することから、今後それらの追加指定を進めるとともに、追加指定地は順次本計画の対象に含めていく。



第2図 計画対象範囲

第4節 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度とする。ただし、計画期間内に見直しを行う場合は、改めて計画期間を定めるものとする。

第5節 委員会の設置と計画策定の経過

1 策定委員会の設置（表6）

本計画を策定するにあたって、専門的かつ客観的な立場から幅広く検討を行うため、令和2年度に

「名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置し、また、本事業は適宜文化庁文化財第二課、鳥取県地域づくり推進部文化財局から指導・助言を得て実施した。

2 計画策定の経過（表7）

表6 策定委員会等の構成

<名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会委員>

所属等	役職等	氏名	専門等
米子工業高等専門学校（委員長）	名誉教授	和田 嘉 宥	建築
鳥取大学農学部	教授	小 玉 芳 敬	地形
鳥取大学農学部	教授	永 松 大	植生
倉吉文化財協会	会長	眞 田 廣 幸	史跡・埋蔵文化財
宗教法人三佛寺	執事次長	米 田 良 順	宗教活動
三徳地域協議会	会長	大 坂 芳 郎	地域・生活
小鹿地域協議会	会長	朝 倉 聡	地域・生活
日本遺産三徳山三朝温泉を守る会（副委員長）	会長	藤 井 文 典	地域・活用

○オブザーバー（指導・助言）

所属等	役職	氏名
文化庁文化財第二課	主任文化財調査官	平 澤 毅
鳥取県立博物館	主幹学芸員	福 代 宏
鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課	課長補佐	中 森 祥
鳥取県地域づくり推進部文化財局文化財課	造園技師	池 田 智 美
鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課	係長	高 尾 浩 司

○事務局

所属等	役職	氏名
三朝町教育委員会	教育長	西 田 寛 司
三朝町教育委員会事務局社会教育課	課長	山 本 達 哉
三朝町教育委員会事務局社会教育課	課長補佐	河 中 丈 正
三朝町教育委員会事務局社会教育課	主任	山 本 勇 樹

表7 委員会の開催経過と協議内容

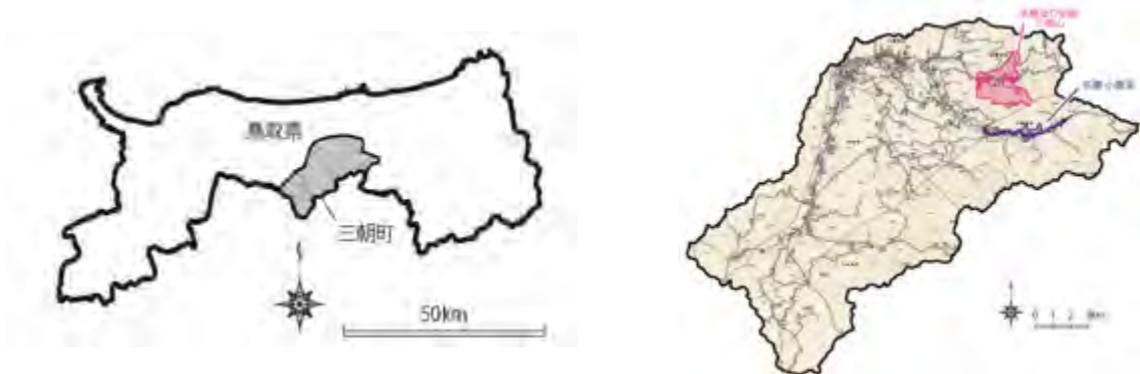
時期	名称	概要
令和元年 7月～1月	名勝及び史跡三徳山地形測量	・現地測量 縮尺 S = 1 : 1000 0.038km ² ・合成図作成 縮尺 S = 1 : 2500
令和2年 6月2日	第1回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・委嘱状の交付 ・事業概要の説明 ・素案の提示（目次案、スケジュール案、現状と課題）
9月15日	第2回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・骨子（案）の提示 本質的価値の整理 中津ダム周辺の価値と指定地の整理 対象区域の整理
10月10日	第3回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・骨子（案）の検討 本質的価値の具体化（信仰・建物・植生） 小鹿溪の内容拡充（地形的特徴）
12月8日	第4回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・骨子（案）の検討 指定地内の状況整理（中国自然歩道・未指定地の状況） 現状と課題の整理
令和4年 1月20日	第5回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・理念と基本方針の検討 ・今後の保存活用方針の検討
2月17日	第6回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・保存活用計画（案）全体について
3月4日	第7回名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画策定委員会	・保存活用計画（最終案）について

第2章 概要と価値

第1節 町の概要

1 地勢

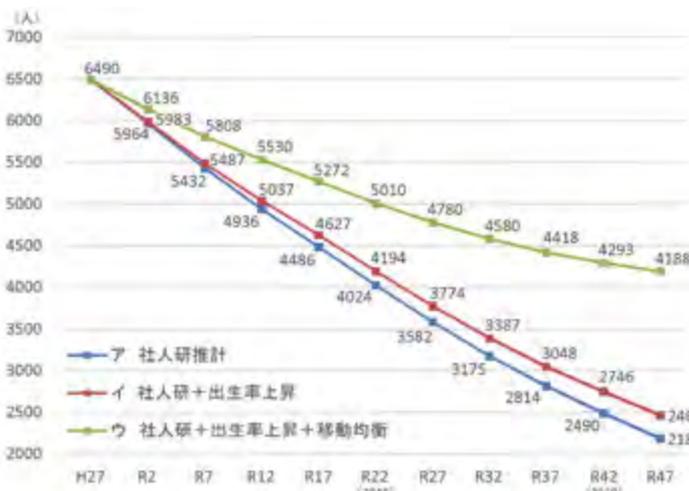
三朝町は、昭和28年11月1日に5か村（小鹿・三徳・三朝・旭・竹田）が合併して誕生した町で、鳥取県のほぼ中央部、岡山県との県境に位置し、東西24km、南北19kmで総面積233.52km²の広大な地域を有している。周辺を山地に囲まれ、町土の約9割を山林原野が占め、狭あいな谷間に沿って集落が点在し、天神川、加茂川、小鹿川、三徳川がこれらの集落に清水を与え、天神川となって下流へと続いている（第3図）。



第3図 三朝町、名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪の位置図

2 人口

町の人口は、昭和30年の11,372人をピークに減少し、平成27年の国勢調査では6,490人（うち65歳以上人口2,349人）となっている。主な要因として、「毎年約60人の自然減」「24歳以下の転出超過」とされ、町内産業の担い手不足の要因にもなっている。三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「子育てするなら三朝町で」という施策を更に推進し、未婚率の増加と結婚年齢の上昇に対してこれを実行することによる出生数の維持を図り、自然減年間60人の抑制、合計特殊出生率における人口置換水準への上昇に繋げ、転出抑制、転入促進を行うこととしている。国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)による推計を基にシミュレーションを行い、令和22年に約5,000人、令和42年に約4,000人を超える定住人口の確保を目指している（第4図）。



第4図 社人研推計とシミュレーション
(三朝町まち・ひと・しごと創生総合戦略 抜粋)

3 産業

主要産業は観光と農林業である。観光資源としては名勝及び史跡三徳山や名勝小鹿溪、三朝温泉などがある。名勝及び史跡三徳山は国宝三佛寺奥院（投入堂）をはじめとした文化財の宝庫であり、名勝小鹿溪は豊かな自然の中を散策できる場所として、それぞれ親しまれている。三朝温泉は世界屈指のラドン含有量を誇り、観光のみならず保養や療養のために訪れる多くの方に愛され、過去には野口雨情、志賀直哉、与謝野鉄幹・晶子、斉藤茂吉、島崎藤村など、著名な文士たちも訪れた。

また、農林業では鳥取県の名産「二十世紀梨」をはじめ、近年では町の風土を活かした生産活動を通じて、全国食味ランキングで特Aに選ばれるブランド米「きぬむすめ」や、イソフラボンの含有量が多い「三朝神倉大豆」など、特色ある農作物が育ってきており、これらを返礼品としたふるさと納税の活用も積極的に展開している。

第2節 三徳山・小鹿溪地域の概要

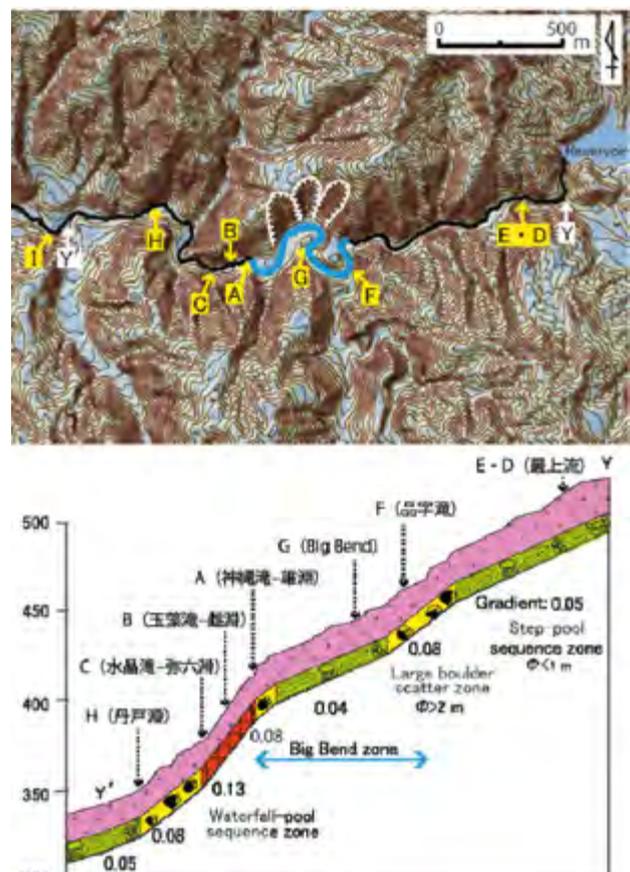
本計画の対象である三徳山・小鹿溪地域について自然的環境、歴史的環境、社会的環境、既存の調査研究の視点から概要を以下に整理する。

1 自然的環境

(1) 位置と地形

三徳山・小鹿溪地域は、伯耆国と因幡国からなる鳥取県のほぼ中央に位置する三朝町の東側、伯耆国と因幡国の国境付近に位置し、三朝温泉から東に約7 km、日本海から南に約15 kmに所在する三徳山（標高約900 m）を中心に、三徳川と小鹿川が形成する溪谷、溪流から成る。周囲には三徳山と同程度の標高を持つ山地が連なるが、その立地から、北は日本海、西には蒜山ひるぜん、更に大山までも山内から望む事ができる。山下には、鳥取県3大河川の1つである天神川の支流として、北麓には俵原地内を源流とする三徳川が、南麓には三国山北麓を源流とする小鹿川がそれぞれ三徳山を東西に貫き、その浸食作用により三徳溪谷、小鹿溪谷を形成している。これらの溪谷はその地質構造の違いから、安山岩主体の三徳溪谷は黒い溪谷、花崗岩主体の小鹿溪谷は白い溪谷を成して対照的である。しかし、いずれも急勾配の峡谷で、上流には山地斜面、河床勾配が共に緩やかな地形を有するなど、地形配列に類似性が見られる。

溪谷の形成については、三徳山総合調査報告書第2集において小鹿溪における景観の特徴と溪床勾配の規則性が報告されている（第5図）。具体的には、①大きさ1 m未満の石がアーチ状小段



第5図 小鹿溪の詳細な地形陰影図（上）、
溪床勾配の関係（下）
（三徳山総合調査報告書第2集）

第2章 概要と価値

(瀬)を形成し、その下流の淵へと続く「瀬淵河床区間」、②大きさ2mを超える巨岩(巨礫)が密集する「巨礫密集区間」、③小鹿溪の見どころである「雄淵-雌淵-弥六淵」に見られる「滝と滝壺が連続する区間」という景観の特徴は、それぞれの溪床勾配が関係しているとされ、例えば③の「滝と滝壺が連続する区間」は小鹿溪谷中で最も急な勾配区間だが、浸食速度が最も遅いという特徴を示す。これら景観の特徴や溪床勾配の規則性は、溪谷の成り立ちにおいて土砂礫が大きな役割を担っており、土砂礫を産する流域全体の保全に目を向けることの重要性が指摘されている。

更に上流側には鳥取市を流れる河内川との流域界があるが、この河内川流域は急斜面で一気に高度を減ずる特徴を有し、三徳川や小鹿川の特徴とは異なっている。

なお、三徳溪谷、小鹿溪谷はいずれも鳥取県中部にあっては稀な多雪地であり、冬期の日照時間が極めて短いことも特徴である。

(2) 地質

三徳山は中生代白亜紀(約7,000万年前)に貫入してできた花崗岩を覆い、新生代中新世(約800万年前)の凝灰岩類、鮮新世(約500万年~200万年前)の凝灰角礫岩・火山砕屑岩類の地層が見られる。最上部には約260万~180万年前に噴出した安山岩の溶岩が見られ、これらが浸食を受けて現在の特徴的な地形となっている。

三徳山の北側では、中腹部分を形成する凝灰岩類が比較的軟らかく、逆に上部の安山岩や基盤の花崗岩は硬い地質構造が影響し、境界部には断崖や岩窟など独特の奇観が多く形成されている。国宝三佛寺奥院(投入堂)に見られるように、山内の建造物のほとんどが、こうして形成された特異な地形を選択して建てられており、景観の大きな特徴となっている。

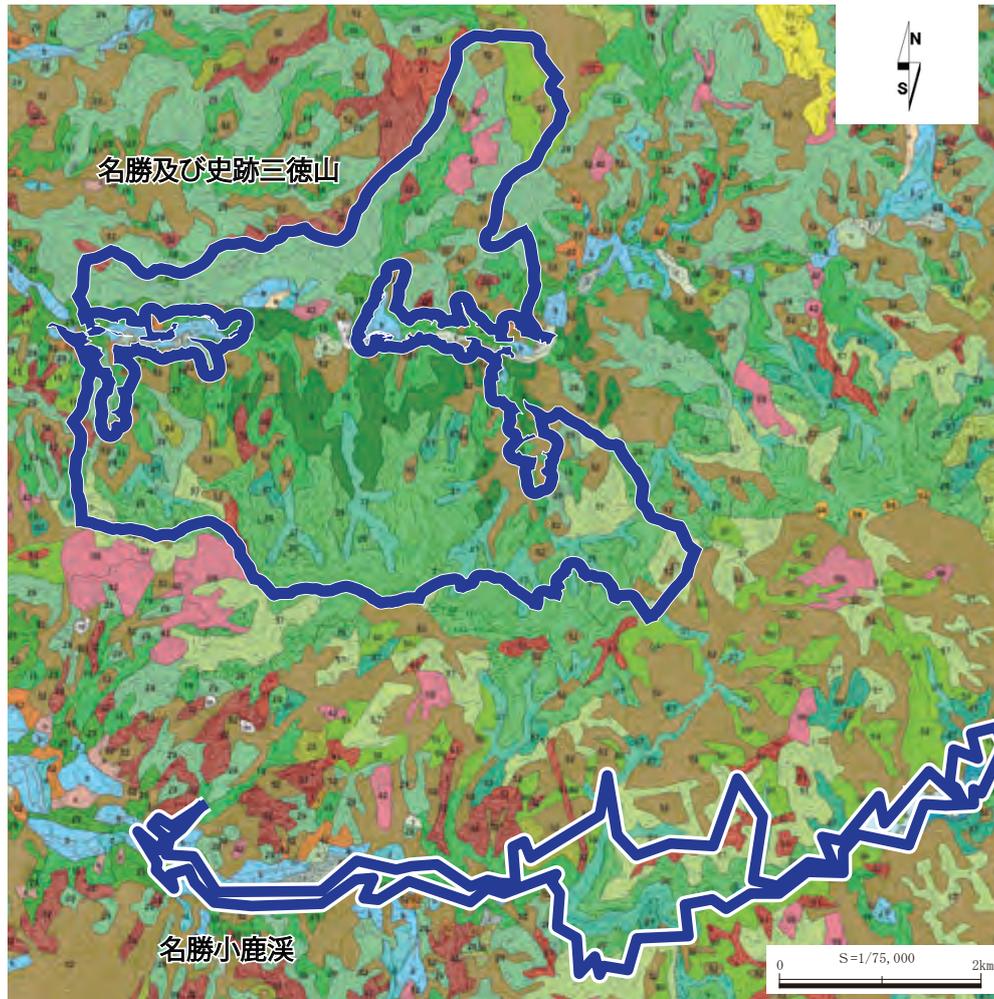
一方、三徳山の南側をみると、上部では北側と同様の地質構成を見せるが、小鹿溪谷を形成する下部では、中生代花崗岩が広く分布している。

また、小鹿溪谷内に点在する集落地の多くが斜面の崩壊に伴って形成された段丘状地形であると推定され、これは三徳溪谷内の通称「千軒原」と呼ばれる地形などとの共通性が見られる。

(3) 植生

三徳山はシイやカシ類で構成される暖温帯の照葉樹林からブナやミズナラを中心とした冷温帯落葉樹林までの森林が、人工林や耕作地に分断されることなく自然林として連続し、周辺では標高800m以上に分布するブナが標高400m付近から姿を現すという特徴がある(第6図)。

また、植生調査によって三徳北斜面(行者道)、小鹿北斜面(中津)、小鹿南斜面(中津)の3尾根では特に自然度が高いことが分かっており、このうち三徳北斜面(行者道)では123種、小鹿南斜面(中津)では146種の植物が確認されている。なかには環境省絶滅危惧I B類に指定されているクラガリシダや、同絶滅危惧II類のナツエビネやシシンラン、同準絶滅危惧のミスミソウやヤシャビシヤクなど、分布が限られる希少な植物も数多く分布し豊かな自然が残されている(巻末資料表33~45・第29図参照)。



植生図 凡例

凡例 統一凡例コード、統一凡例名

- 7 110104,クロモジープナ群落
- 25 130401,イヌシデーアカシデ群落
- 37 160101,ジュウモンジシダーサワグルミ群落
- 37 160400,ケヤキ群落(IV)
- 57 220100,ブナーミズナラ群落
- 97 220102,クリーミズナラ群落
- 59 220500,コナラ群落(V)
- 60 220700,アカシデーイヌシデ群落(V)
- 61 230100,アカマツ群落(V)
- 64 250100,ササ群落(V)
- 69 260000,伐採跡地群落(V)
- 2 270100,シラカシ群落
- 2 270500,ウラジログシ群落
- 2 271600,タブノキ群落
- 18 300100,ケヤキ群落(VI)
- 15 300401,イヌシデーアカシデ群落(VI)
- 14 320200,ヤナギ低木群落(VI)
- 25 400100,シイ・カシ二次林
- 29 410100,コナラ群落(VII)
- 28 410400,アカシデーイヌシデ群落(VII)
- 38 411400,クサギーアカマガシワ群落

- 42 420100,アカマツ群落(VII)
- 42 460000,伐採跡地群落(VII)
- 46 470501,ツルヨシ群落
- 49 470600,ヒルムシログラス
- 52 540100,スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 54 540200,アカマツ植林
- 62 550000,竹林
- h 560100,ゴルフ場・芝地
- g 560200,牧草地
- f 570100,路傍・空地雑草群落
- c 570101,放棄畑雑草群落
- e 570200,果樹園
- a 570300,雑草群落
- b 570400,水田雑草群落
- d 570500,放棄水田雑草群落
- k 580100,市街地
- i 580101,緑の多い住宅地
- p 580200,残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- L 580300,工場地帯
- m 580400,造成地
- w 580600,開放水域
- r 580700,自然裸地
- s 580800,残存・植栽樹群地

1/25,000 植生図「三朝(みささ)」GIS データ(環境省生物多様性センター)を使用し、三朝町が作成・加工したものである。掲載図は S=1/75,000 に縮小。(http://gis.biodic.go.jp/webgis/sc-002.html#webgis/533307)

第6図 三徳山・小鹿溪周辺の植生

第2章 概要と価値

2 歴史的環境

(1) 三徳山

①三徳山開山と三佛寺創建

三徳山の開山は慶雲3年(706)と伝わる。修験道の開祖役行者(えんのぎょうじや えんのおづぬ えんのうぼそく)が、仏縁のあるところに落ちるよう願い、3枚の蓮の花びらを空中に投げると、大和の吉野山、伊予の石鎚山、そして伯耆の三徳山に落ちた。そこで役行者は三徳山の絶壁を登り、子守・勝手・蔵王の三所権現を祀ったという。同様の説話が修験道の総本山金峰山の『金峯山草創記』や石鎚山横峯寺に伝わる『石土山縁起』にも記され、寺院の建立に先立ち三徳山が山岳信仰の霊場として開かれたことを窺わせるものである。また、投入堂の由縁は役行者が岩窟に投げ入れたためとも伝わっている。

遣唐使に随行し唐に渡っていた慈覚大師円仁が帰朝した2年後の嘉祥2年(849)には、円仁が釈迦・弥陀(阿弥陀)・大日の三仏を安置し「浄土院美徳山三佛寺」と号したと伝わっており、同じ伯耆国にある角磐山大山寺にも円仁来山の伝説が伝わっている。いずれにしても9世紀前半には山陰各地に天台密教(台密)が伝わり、その流れの中で三徳山にも天台宗の寺院が創建されたものと考えられる。

三徳山はもともと山そのものを信仰の対象としていたが、自然の立地を巧みに活かした多くの堂宇が配置され、修行の拠点として僧坊が建てられるなど、多数の僧が修行した。

三佛寺に伝わる重要文化財銅鏡には長徳3年(997)銘、「女弟子平山」の名と胎藏界中台八葉院が線刻されている。古来、鏡は御神体とされ、鏡面には神が宿るとされたが、平安時代の本地垂迹思想の流行とともに、鏡面には本地である仏像(おんなでしへいざん)が彫られるようになり、この銅鏡もその思想の影響を受けたものといえる。

②中世における盛衰

平安時代末期になると、三佛寺は天台宗の寺院として隆盛し、多数の僧兵を擁した。その力の源となったのは、中央又は地元の権力者の信仰である。しかし権力との結びつきは、政治的な抗争や社会の変動に巻き込まれ、衰退と再興を繰り返すことにも繋がった。

三徳山が関与する争いの最も古い記録として、仁安3年(1168)の大山寺との争いがある。『大山寺縁起』には、高倉天皇の即位に伴う大嘗祭への献上に関して大山寺の中門院及び西明院と、南光院の間に紛争があり、三徳山の門徒が南光院側に加担したこと、その報復として中門院・西明院側が三徳山に押し寄せ、諸堂を焼き払ったことが記されている。そのほか、三徳山と大山の関係は民話の中でも窺い知ることができる。

なお、三佛寺に伝わる重要文化財木造蔵王権現立像(奥之院安置)、いわゆる正本尊の内部から取り出された紙本墨書仁口(安)三年造立願文には同年の年記があり、像の奉納も同時期とされている。同願文の研究から、正本尊像の作者を慶派の仏師康慶とし、高倉天皇の大嘗祭と同像奉納の関連を指摘する研究もある。

九条兼実の日記『玉葉』には寿永3年(1184)の事として、後白河法皇の御子と称する人物が大山から三徳山に移り、平家を追討して伯耆国の半分を討ち取ったこと、東伯耆の小鴨氏が従わなかったことが記されている。源平の争いによって三徳山は衰退したと思われるが、建久7年(1196)源頼朝の命を受けた佐々木盛綱により、社閣38、僧坊100余、寺領3千石が再興されたと伝わる。

鎌倉時代の末期には、重要な経済基盤である「温谷別所」と「小鹿東別所」を、太政官の文書を司る小槻氏(壬生官務家)に寄進した。在地領主三佛寺の上に領家の小槻氏が存在する形となったが、小槻氏は一定の年貢を受け取るだけであったと見られる。

鎌倉幕府滅亡から南北朝時代にかけての動乱により、三徳山は再び衰退したと考えられるが、応安2年（1369）、足利義満によって社閣38、僧坊49、寺領2千石が再興されたと伝わる。

その後、三徳山は伯耆国の守護職であった山名氏の勢力下に入ったと見られ、動静は明らかでないが、この頃、諸国の山々を巡り修行をする行者達により、多くの写経が奉納されている。遠くは豊前国から奉納に来たものがあり、また、自らの血を用いて写経した血書もあることから、当時三徳山が広く、また篤く信仰されていたことを物語るものといえる。

戦国時代に三徳山は戦火により、またしても衰退したが天正5年（1577）、羽衣石城主南条元統により寺領5百石が安堵され、社閣11、僧坊12が再興された。重要文化財三佛寺文殊堂の須弥檀扉の金具に「金物之檀那南条備前守天正八年三月吉祥日」と線刻されている。備前守は元統の叔父南条信正とされ、一族による庇護を裏付けるものである。

一方、重要文化財三佛寺地蔵堂の内部（長押）には「当山退転六年寺中野原となり申候」と慶長4年（1599）の墨書があることから、南条氏による再興の後にも、更に戦火にあったようである。同年には、豊臣政権下の鳥取城主宮部継潤の家臣と推測される友田吉政なる人物によって寺領百石が安堵されている。

③藩政期の三徳山

池田光仲が鳥取に移封された翌年の寛永10年（1633）、4家老連名で寄進状が出され、寺領百石が安堵された。以降、三佛寺は池田家の庇護を受け、三佛寺側でも藩主のための祈祷等を行うようになる。なお、大山寺は幕府から朱印状を与えられ3千石が安堵されている。当初三佛寺は大山寺の支配下に置かれたが、慶安2年（1649）に光仲が東照宮を鳥取城下に勧請し、その別当寺院として淳光院（のち大雲院）を創建すると、因伯の天台寺院を総括することとなり、三佛寺もその末寺となった。この頃の三徳山領は俵原村、井土村、門前村の3村で成り立っていたが、正善院に伝わる『年中行事』によると、この3村に対する三佛寺の支配権がある程度認められていたようである。この時期の三徳山の姿を伝えるものとして、享保19年（1734）に描かれた『美徳山三佛寺境内絵圖』^{みとくさんさんぶつじけいだいえず}（第7図・巻末資料第16~18図）があり、これに通称として示されている地には、平成15年度に発掘調査を行った「行者屋敷」並びに平成24年度実施した「鈴ヶ岩」^{れいがいわ}がある。

また、三徳山の歴史や自然環境に初めて研究の目を向けたのは、寛保2年（1742）に『伯耆民談記』を著した松岡布政であった。同書には三徳山に当時伝わっていた伝承や景観について記されている。



三徳山三佛寺所蔵

第7図 『美徳山三佛寺境内絵圖』（一部）

第2章 概要と価値

④近代以降の三徳山

明治36年(1903)、文化財調査を行っていた岡倉天心の一行が三徳山に訪れた成果として、明治37年(1904)2月18日付で古社寺保存法(明治30年法律第49号)の規定により、奥院(投入堂)、納経堂、地藏堂、文殊堂の4件が特別保護建造物(奥院(投入堂)は現在の国宝、他は現在の重要文化財)に、木造蔵王権現立像(奥之院安置)と銅鏡が国宝(現在の重要文化財)に指定された。

その後、大正4年(1915)から行われた国指定建造物の修理に伴い、奥院(投入堂)の屋根裏から永和元年(1375)の修理棟札が、また大正10年(1921)には木造蔵王権現立像(奥之院安置)の解体修理に伴い発見された納入願文から仁安3年(1168)の年号が得られるなど、偶発的な発見による新たな知見がもたらされた。さらに、昭和6年(1931)、「鳥取県史蹟名勝天然記念物調査」の一環として行われた生駒義博による成果を持って、昭和9年(1934)7月7日付で史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年法律第44号)の規定により、三徳山は「名勝及び史蹟」の指定を受けるに至った。そして、昭和28年、合併により三朝町が誕生して以降、町の観光誘客の目玉として三朝温泉と一体的に取り上げられたことで、多くの観光客が訪れるようになった。

平成に入ると、国宝を含む重要文化財を多数有する文化財の宝庫として三徳山を見てもらいたいという地元の願いから、「三徳山を世界遺産に」という声につながり、平成13年1月に世界遺産への登録を目指すこととなった。町も観光PRに役立てようと「世界遺産登録運動」の推進を決めたことで、鳥取県も協力・支援することを表明した。

平成14年には「三徳山フェスティバル」と称し、年輪年代法による測定結果の発表やシンポジウム、写真展など様々な企画が行われ、三徳山最大の行事「炎の祭典」では観光客を含む約3,000人の参拝者が大願成就を祈るなど、町民が一体となったイベントが行われた。その後、貴重な文化財を後世へ末永く残すべく、三徳山の開山1300年に併せて山内の文化財建造物群の修理に取り掛かり、平成16年度に地藏堂、翌17年度に文殊堂、翌18年度に投入堂、納経堂、鐘楼堂、不動堂それぞれの修理が行われた。またこの間、世界遺産登録運動の周知と実現に向けた取組みを民間組織として行うため「三徳山を守る会」が設立されたほか、三朝町と鳥取県によって「三徳山世界遺産登録運動推進協議会」が結成された。

開山1300年を迎えた平成18年には様々な記念祭典が開かれた。なかでも4月23日に三徳山春会式として行われた三徳山御幸行列は、地元住民らによる50年ぶりの復活開催になったほか、10月22日には京都聖護院の行者200人を招聘した特別採燈護摩法要が行われた。そして投入堂を含む文化財建造物群の修理完了に併せ、平成19年11月14日には投入堂への一般拝観が60年ぶりに行われた。全国240人の中から選ばれた男女3名は行者とともに投入堂へ入り、深々と合掌する様子はマスコミによって全国に伝えられた。開山1300年に係る一連の行事は、町民や関係者にとって文化財保護意識を一層高める契機になるものであった。

(2) 小鹿溪

①名勝指定への動き

昭和5年頃、地質学者の脇水鉄五郎と鳥取師範学校教諭の黒川多三郎が小鹿溪谷地帯の地質調査に訪れた際、当時の小鹿村に対してこの溪谷の素晴らしさを保護させようとした結果、小鹿溪の溪谷美が宣伝されるに至ったと考えられており、昭和6年2月2日には、小鹿村会議において「小鹿村大字神倉より大字中津普賢堂に至る溪谷一帯を名勝区域に編入す」として議決され、同年3月30日、史蹟名勝天然記念物保存法(大正8年法律第44号)に基づく名勝の指定申請が行われた。

②小鹿溪奇勝二十一景の決定と名勝指定

小鹿溪は、個別の涿が民話にも登場するなど地域には親しまれていたが（巻末資料表51）、名勝の指定申請書を提出した昭和6年、当時文部省などの囑託であった国府犀東が黒川多三郎と共に視察に訪れた際、「小鹿溪奇勝二十一景」を決定し、鳥取新報がそれを記事にしたことから世に広く知られるようになったと考えられる。また、漢詩人として著名であった国府犀東がこのとき即吟した詩が残っており、小鹿溪奇勝二十一景の命名と同じく古語と難語句は好んで使用したとされる（第8図、写真1）。

その後、小鹿溪の溪谷美が評価され、昭和12年12月8日付で史蹟名勝天然記念物保存法の規定により、小鹿溪は名勝の指定を受けている。

小鹿溪 奇勝二十一景 名勝 きまる 去る十九日 文部省 囑託 国府犀東氏は黒 川鳥取師範学校教諭 と共に小鹿溪を親し く視察した結果、さ きに黒川教諭が土地 の言い伝えなどを辿 って各名称を付して いたが、国府氏の視 察によって、左の通 り決定した。
--

鳥取新報昭和6年6月25日号抜粋

冠巖 奇峭立鳥踰難 小鹿溪門矯首看 莫是蔵王頭上物 半天巖似巨人冠 女潭 化粧岩又笑顔岩 竜女崖高古葛絨 帯亦成岩女潭上 瀑揺玉藻白如虹 男潭 喚做男潭水勢雄 神繩一瀑白如虹 仙郎寢覽巖頭佇 猶夢帰從竜女宮 弥六潭 仙樵弥六返苜蓿 免得蜘蛛智綱尖 傳話一潭懸一瀑 瀑中瀑懸水晶簾
--

国府犀東の残した詩

第8図 小鹿溪奇勝二十一景



写真1 国府犀東の視察の様子（昭和6年6月19日小鹿溪）

③小鹿溪・中津への道と発電事業

小鹿溪の上流に位置する中津集落へと至る道は、明治39年、中津集落の人々により初めて造られたとされるが、道づくりの困難さを避けるため飛び石伝いに対岸へ渡るなど、道とは名ばかりのものであった。

第2章 概要と価値

大正4年に当時の大阪大林区署事業として林道（木馬道）が作られ、昭和5年から昭和9年にかけて木馬道が軌道に改修されトロッコが通されると、伐採された木材や木炭がこの軌道によって運ばれた。

昭和28年には、鳥取県が小鹿川での発電事業に着手したことで、軌道は撤去され舗装道路へと変わり、発電施設によって小鹿溪谷の様相も大きく変化していく。小鹿溪の指定地には高さ35mの堤防と有効水量約120万 m^3 の貯水池が設けられ、小鹿溪奇勝二十一景に数えられた丹戸潭に取水口を設置した「小鹿第一発電所」は、昭和32年10月22日に竣工、翌23日から発電を開始した。

なお、小鹿川の水流を利用した発電所を計画した理由について、昭和40年発行の三朝町誌（以下、「町誌」という。）では、「森林地帯が多く堰堤築造箇所が峡谷となり、河床は花崗岩が露出し基盤が良く、河流の勾配が急であるため水路延長が短くて済む」としている。

また、流量の変化など小鹿溪奇勝二十一景周辺の変化もあったようだが、同じく町誌には「小鹿溪の溪谷を心行くまで鑑賞した人々は一步足を延ばし一中略一満々と水をたたえた中津ダムの四周の景観に見とれるであろう。ダムにはコイ、フナ、ニジマス等が放流されて釣り人を楽しませてくれる。」とされており、新たな景勝地として受け入れられた（写真2）。



写真2 中津貯水池

3 社会的環境

(1) 三徳山・小鹿溪周辺の交通

①三徳山・小鹿溪へのアクセス（第9図）

三徳山と小鹿溪への主な交通手段は自家用車と路線バスである。県道21号鳥取鹿野倉吉線を主要道路とし、倉吉駅から三徳山へ路線バスが1日10往復運航されている。一方小鹿溪は、途中、県道33号三朝中線を通ることで行くことができるが、路線バスの終点が小鹿溪駐車場から約1.6km下流の神倉となっており、運行本数も利用人数の減少から



第9図 三徳山・小鹿溪へのアクセス

1日4往復となっているため、自家用車以外での往来は難しい。

なお、三朝温泉観光協会が行うレンタサイクルにより、三朝温泉街から三徳山や小鹿溪への周遊促進が図られている。

②周辺道路の整備

県道21号鳥取鹿野倉吉線は昭和30年以降、三徳山周辺でも徐々に拡幅され、拡幅工事と併せて昭和56年には現在の投入堂遙拝所と観音院駐車場が、平成3年にはチェーン脱着場が整備された。その後も平成9年、10年と拡幅工事が行われたが、利便性を優先して厳正保全区域にまで大きく影響を与える拡幅工事が計画されたことから、その在り方について関係者間で協議が行われることとなり、その結果、厳正保全区域への影響を抑制した現在の形となっている。

なお、保存管理計画を策定した平成3年以前から、地域住民から緊急車両等が直接三徳山境内へ乗り入れるための道路整備の要望があり、環境整備基本計画では緊急車等進入路を整備することとしてルート案も示されたが、文化財への影響や道路勾配等の技術的課題が多く、実現には至っていない。

(2) 三徳山・小鹿溪及び周辺の観光動向

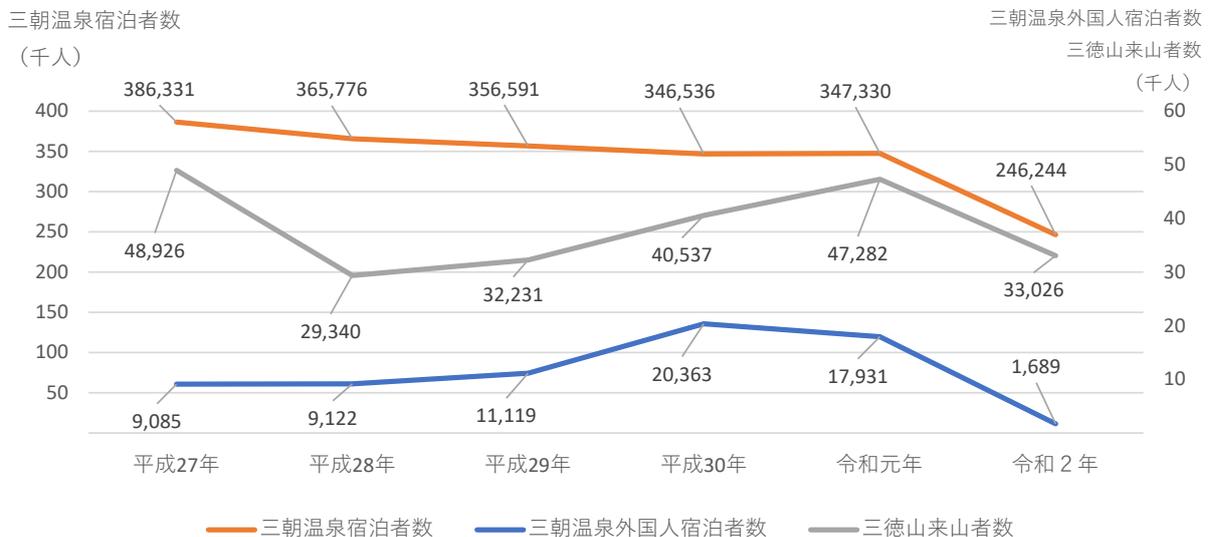
①観光客の推移

本町が位置する鳥取県中部には、三朝温泉をはじめ数多くの温泉地や観光施設が立地しており、三徳山及び小鹿溪も鳥取県を代表する観光資源として相互の誘客を担っている。近年は、文化庁が進める日本遺産事業を活用し、三徳山と三朝温泉を「六根清浄と六感治癒の地」として観光振興を図った結果、外国人宿泊者数は認定前の約9千人から約2万人まで大幅に増えており、三朝温泉の宿泊者数は年間約35万人、三徳山は年間約4万人の来山者が訪れている(第10図)。一方で、小鹿溪は常駐する者がいないため来訪者数を把握できていない。

②観光拠点等の整備

ア 三徳山

三徳山のガイドンス施設である三徳山三佛寺宝物殿や三徳山正善院では、三徳山の歴史や美術工芸品等を鑑賞することができ、三徳山休憩舎では三徳山のパノラマ映像や周辺観光情報が提供されている。



第10図 三朝温泉宿泊者数と三徳山来山者数

第2章 概要と価値

また、国宝三佛寺奥院（投入堂）を遠望するための施設として整備した投入堂遥拝所からは、植林の成長によってその姿を見ることができなくなっており、現在は仮設の双眼鏡で対応しているが、周囲の景観に配慮した新たな展望所（遥拝所）を指定地外に整備する予定である。

このほか、鳥取県の独自選定である「とっとり（因伯）の名水」に垢離取川こりとりがわが選定されたことで整備された遊歩道は、法面崩落等の影響で現在は通行禁止となっている。

イ 小鹿溪

中津ダムの建設によって、一時は道路上から木の間をすかして溪谷を眺めることしかできなかった。昭和62年度から平成元年度にかけて行われた「名勝小鹿溪遊歩道整備事業」によって、小鹿溪奇勝二十一景のうち五郎淵から神縄滝までの間に遊歩道（写真3）が整備されたことで、名勝小鹿溪の景観の一部を間近に鑑賞することが可能になったが、令和3年の豪雨災害により被災したことで現在は通行禁止となっている。



写真3 小鹿溪遊歩道

（3）三徳地域・小鹿地域の人口（表8）

国勢調査によると、平成27年時点の三徳地域（俵原・成・吉原・合谷・三徳山・坂本・片柴・余戸・桜ヶ丘）は667人であり、平成17年の803人から約17%減少している。同様に小鹿地域（中津・神倉・東小鹿・西小鹿・岩本・高橋・井土・波伯山・吉田）では、515人であり、平成17年の666人から約23%減少している。三朝町全体では平成27年が6,490人であり、平成17年の7,509人から約14%の減少であることから、両地域の減少率が高いことが分かる。

また、平均年齢も三朝町全体に対し三徳、小鹿地域共に高く、増加速度も速いことから少子高齢化が、より顕著に表れている。

表8 地域の人口・平均年齢推移

地域	平成17年	平成27年	増減率
三徳地域	803人	667人	△16.93%
小鹿地域	666人	515人	△22.67%
三朝町全域	7,509人	6,490人	△13.57%

地域	平成17年	平成27年	増減
三徳地域	53.6歳	59.8歳	+6.2歳
小鹿地域	52.5歳	58.9歳	+6.4歳
三朝町全域	47.7歳	51.4歳	+3.7歳

（第11次三朝町総合計画より）

（4）三徳山・小鹿溪の保護活動

①三徳山

ア 維持管理

主な所有者である三徳山三佛寺が主体となって、投入堂参拝登山道（以下、「行者道」という。）を中心とした山内環境や社寺、祭祀等の保存及び維持管理等が行われている。なかでも行者道を保護するために通年行う山護運動やまもりは、植生土のうを使った土の搬入・設置運動で、三徳山を訪れる方々の協力を得て行われる（写真4）。このほか、日本遺産三徳山三朝温泉を守る会による草

刈りや清掃といった環境整備活動が行われ、所有者、地域、来訪者が協力して文化財保護に努めている。

イ 修理等

これまで三徳山内で行われた文化財に係る修理等事業（補助事業）は表9のとおりである。

②小鹿溪の維持管理

常駐する管理者等がないため、地域集落の共同体である小鹿地域協議会によって毎年一斉清掃が行われている。



写真4 山護運動

表9 文化財の修理等により発生した事業費の状況

(平成10年度以降の補助対象事業一覧)

実施年度	概要	対象文化財	総事業費 (千円)	公費負担額 (千円)	所有者負担額 (千円)
平成10年度 ～ 平成13年度	三佛寺石垣修理	・名勝及び史跡三徳山	28,337	23,738	4,599
平成15年度 ～ 平成18年度	建造物修理	・三佛寺奥院（投入堂） ・三佛寺納経堂 ・三佛寺地藏堂 ・三佛寺文殊堂	225,000	208,741	16,259
平成18年度 ～ 平成22年度	建造物修理	・三佛寺建造物群（不動堂・鐘楼堂・本堂）	293,692	163,031	130,661
平成23年度 ～ 平成27年度	行者道修理	・名勝及び史跡三徳山	15,255	12,364	2,891
平成24年度	消火器設置	・三仏安全寺建造物群（本堂・十一面観音堂・鐘楼堂・元結掛堂・不動堂）	85	80	5
平成25年度	監視カメラ及び警報機設置	・木造狛犬 ・木造狛犬（阿形） ・銅像誕生釈迦仏立像 ・木造阿弥陀如来立像 ・蔵王権現立像（御前立）	4,137	3,929	208
平成25年度 ～ 平成26年度	火災用送水管の敷設	・名勝及び史跡三徳山	17,900	17,900	0
平成26年度 ～ 令和元年度	正善院復元整備	・名勝及び史跡三徳山	520,191	411,138	109,053
平成28年度	仏像修理	・木造蔵王権現立像（奥之院安置）（その2・その3・その5・その6）	4,952	4,269	683
合計			1,109,549	845,190	264,359

(5) 法規制

三徳地域・小鹿地域に係る法規制等については、文化財保護法以外に以下のものがある。

①景観法（巻末資料第25図）

豊かな自然や街並みなど、鳥取県の優れた景観を保全するため、鳥取県景観計画が策定されており、三朝町内全域が鳥取県景観計画区域に指定されている。これにより、高さ13m又は、1,000㎡を超える建造物及び、煙突、電波塔、塀等工作物の建設等について制限されている。

第2章 概要と価値

②自然公園法（巻末資料第26図）

鳥取県内を代表する自然の風景地を保全するため、三徳地域及び小鹿地域の全域が県立自然公園として第1種特別地域から普通地域までそれぞれ指定されているほか、三徳山の一部は大山隠岐国立公園に指定されており、植物の採取、木竹の伐採、工作物の設置等について制限されている。

③鳥獣保護管理法（巻末資料第27図）

鳥取県内の野生鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護管理事業計画が策定されており、三徳地域及び小鹿地域の一部が保護区等に指定されている。当該区域では狩猟が認められないほか、工作物の新築等、木竹の伐採等について制限されている。

④森林法（巻末資料第28図）

三徳地域及び小鹿地域の一部は国有林が占めることから、天神川森林計画区国有林野施業実施計画が策定されているほか、国有林を含む保安林では、立木の伐採、土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について制限されている。

なお、国有林内に立ち入る場合は原則入林届の提出が必要であるほか、国有林内で無人航空機（ドローンやラジコン機等で航空法において規定されているもの）を飛行させる場合も、入林届（無人航空機を飛行させる場合の入林届）の提出が必要である。

4 既往の調査研究

(1) 三徳山・小鹿溪の調査研究

①三徳山

三徳山内で行われた試掘を含む確認調査としては、昭和62年度に実施された「三徳山遺跡発掘調査」に始まる。この調査は三徳山三佛寺資料館（現宝物殿）の建設及び、門前地区・地区再編農業構造改善事業の実施に伴う事前調査として、三徳山三佛寺境内及び九曜地区（通称千軒原）で実施されたもので、焚火や整地の痕跡が確認され、青磁、土器、鉄器等も出土したが、遺構は確認されなかった。平成4年度には、三徳山海老谷地区農用地有効利用モデル集落整備事業に係る事前調査として実施され、青磁や土器等が出土したものの、三徳川・海老谷に河川氾濫や土石の崩落、水田耕作による度重なる改変により遺構が保存されている可能性は低いと判断されている。その後、



写真5 木造蔵王権現立像



写真6 木造蔵王権現立像（奥之院安置）のX線画像

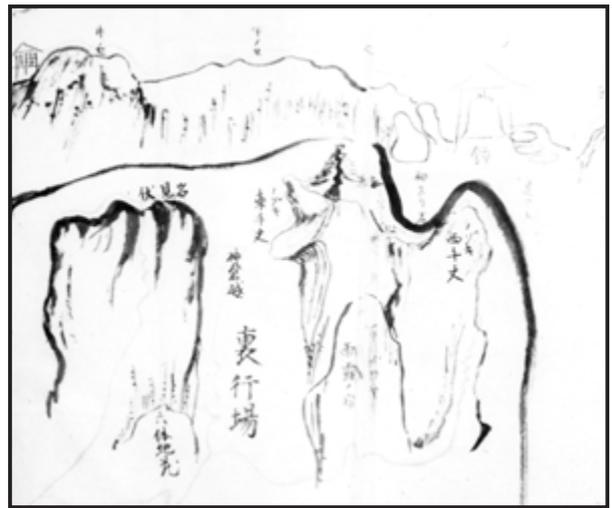
平成13年度以降は「三徳山歴史遺産調査」と総称し、三徳山の文化財や自然について調査が行われた。まず奈良文化財研究所の光谷拓実による年輪年代測定では、国宝三佛寺奥院（投入堂）に使用された木材の伐採年代を特定したことで、その建立時期が平安後期であると確定されたほか、木造蔵王権現立像（奥之院安置）の光背からは納入願文とほぼ同時期である1165年の測定結果が得られたことで、文献と科学的調査の双方から三徳山の歴史的価値が証明されることとなった。さらに、奈良国立博物館の松浦正昭



写真7 銅鏡

による仏教美術品調査では、納入願文の解読から作者が平安時代末期から鎌倉時代初期の仏師「康慶」とする説が導かれたほか、X線撮影によって内部に3枚の文書と参籠札が残されていることも判明した（写真5・6）。併せて、三佛寺所蔵の銅鏡が中国浙江省紹興出土の同型鏡と同様に、唐時代に越州と呼ばれた紹興の鏡工房で制作されたものであることが確認された（写真7）。平成14年度に行われた「第17回国民文化祭とっとり2002」では、「三徳山フェスティバル」の一環として「大三徳山展～1300年の時を越えて今明かされる三徳山の神秘～」を開催し、その図録である『三徳山の歴史と美術』は、年輪年代法による建造物や彫刻の年代測定、X線による重要文化財木造蔵王権現立像（奥之院安置）の撮影など、当時の調査研究の成果をまとめたものになった。

平成15年度以降には、三徳山歴史遺産調査の一環として埋蔵文化財調査にも着手した。まず、平成15年度の三徳山行者屋敷跡発掘調査は、美徳山三佛寺境内絵圖に記載された「行者屋敷」の存否と性格について調査したもので、柱穴と見られるピットのほか16世紀後半の輸入陶磁器が出土するなど、何らかの施設の存在が確認された。平成16年度から17年度にかけて行った大門跡発掘調査では、三徳川右岸の石柱が人工物であり、出土遺物から遅くとも17世紀前半以前に門として機能していたと推測されたほか、併せて実施した県道鳥取鹿野倉吉線改良工事に伴う発掘調査によって、一部の平坦地において礎石及び鉄釘、鎧、古札など100点を超える鉄製品と少量の炭化物が出土したことで、鉄の加工を行う作業場が存在した可能性が明らかとなった。平成19年度から21年度にかけ、三佛寺本堂の解体修理に伴い行った三徳山三佛寺境内遺跡における発掘調査では、前身本堂の遺構は確認できなかったものの、現本堂の基礎石の記録と地盤沈下と地下の空隙の原因を確認したほか、併せて実施した三徳山妙光遺跡の調査で僧坊と考えられる時代の異なる2棟の建物の痕跡を確認した。平成23年度には、九曜地区の伝承にある千軒原僧坊跡を確認するための発掘調査を行ったが、遺構



鳥取県立博物館収蔵

第11図 三徳山行者道地図の神倉部分（上）と全体図（下）

第2章 概要と価値

及び遺物は検出されず僧坊が存在した可能性は低いものとされた。平成24年度に行った鈴ヶ岩調査では、人工的な平場と炉跡及び木炭が確認され、日本山岳修験学会の山本義孝によって礼拝窟であり回峰行の行所であると推定された。平成24年3月9日に発生した火災により焼失した三徳山正善院の整備を目的として、平成25年度から平成28年度に正善院境内遺跡の調査を行い、前身遺構の確認と池の範囲の確定を行った。併せて、同時期に計画された三徳山休憩舎建設及び境内への送水管敷設に伴い、観音院地区及び妙光地区で試掘調査を行っているが、いずれも遺構の存在は確認されていない。

なお、平成19年度以降、三徳山歴史遺産調査の一環として、小鹿地域の神倉地区においても調査を行っている。山本義孝は、「伯耆民談記」に記載された「神倉」の記述について、「三徳山の南麓に位置する神倉及び冠巖を記したものと指摘しており、三徳山三佛寺奥院棟札に「北座」「南座」の表記があったこと、昭和6年「三徳山行場道地図」（第11図・巻末資料第19~24図）に神倉集落から三佛寺へ参詣する三徳越の記載があり、その山道の途中に「月の輪」「イケガナル」「湯」という地名が伝承されていたこと、周辺の字名に「宿谷」「佛谷」「山伏瀧」といった山岳信仰を連想させる地名が残されていたことから調査を実施したものである。この調査では、平成19年度に三徳山関連遺構分布調査として周辺踏査が行われ、参詣道の確認と冠巖周辺の遺構が確認されたほか、「三徳山行場道地図」に記された裏行場の可能性が示された。以降、神倉周辺の調査を行い、平成23年度の神倉佛谷遺跡堂屋敷地区発掘調査では人工的な平場と炭化物を充填した土坑が検出されたほか、平成24年度には冠巖直下の宝殿遺跡から須恵器（坏の小片）1点が出土している。平成26年度から、大規模な宗教活動の遺構と考えられる神倉後口山遺跡の「湯地点」を中心に調査を進めており、三徳山における宗教活動の解明に注力している。

また、平成14年度以降は三徳山の世界遺産登録運動に取り組み、平成16年3月には鳥取県等の関係者を構成員として三徳山世界遺産登録運動推進協議会を設立し、三徳山に関する調査研究を運動の柱の一つとして位置づけた。平成18年度には文化庁による世界遺産暫定一覧表記載資産候補の照会に対し、鳥取県と三朝町共同で「三徳山」として提案書を提出し、平成19年度には「三徳山―信仰の山と文化的景観」として再提出しているが追加を見送られており、令和3年度現在、世界遺産暫定一覧表候補の文化資産「カテゴリーII」に分類されている。三徳山の文化的価値は認められたものの「顕著な普遍的価値の証明が不十分」であり、「同種資産との比較研究を進め、適切な主題設定や資産構成について検討することが重要」などの指摘を受け、基礎的な調査研究を継続して実施しながら、それらの成果を三徳山総合調査報告書としてまとめている（表10）。

②小鹿溪

昭和58年には三朝町制実施三十周年記念事業の一環として「花の三朝路」を、平成21年には同五十五周年記念事業の一環として「三徳山の植生永遠に」を発行した。いずれも、三朝町文化財保護調査委員の森本満喜夫協力の下、町内植生調査の実施結果をまとめたもので、小鹿溪谷でも4地点で調査が行われ、その出現種数や巨木についてまとめられた。

このほか、鳥取大学教育学部・教育地域科学部・地域学部によって様々な方法で地形や植生についての研究が行われており、平成27年に町が発行した「三徳山総合調査報告書第2集」の中で、その研究成果の一部がまとめられた。なかでも、花崗岩の造岩物質である石英に二次宇宙線が照射されると酸素原子から ^{10}Be 原子が、珪素原子から ^{26}Al 原子が一定割合で生成されることを利用した宇宙線生成核種年代測定法により浸食段丘面の岩石が地表に露出した年代が多数測定された。これにより溪流の浸食速度の縦断分布から小鹿溪の成り立ちが定量的に議論されている。

表10 過去に作成・刊行した報告書等

名称	発行年月
三徳山遺跡発掘調査報告書 (資料館建設ならびに農業構造改善事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書)	昭和63年3月
三徳山海老谷発掘調査報告書 (農用地有効利用モデル集落整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書)	平成5年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第1集 (名勝及び史跡三徳山行者屋敷跡発掘調査報告書)	平成16年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第2集 (名勝及び史跡三徳山大門跡発掘調査報告書1)	平成17年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第3集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書) ・ 県道鳥取鹿野倉吉線改良工事に伴う発掘調査 ・ 三徳山大門跡発掘調査(第2次)	平成18年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第4集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅱ) ・ 三佛寺本堂保存修理に伴う発掘調査(第1次) ・ 三徳山関連遺構分布調査	平成20年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第5集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅲ) ・ 三佛寺本堂発掘調査 ・ 三徳山妙光遺跡発掘調査	平成22年3月
三徳山の植生永遠に	平成22年4月
三徳山歴史遺産調査報告書第6集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅳ) ・ 千軒原発掘調査(第2次) ・ 神倉佛谷遺跡 堂屋敷地区発掘調査	平成24年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第7集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅴ) ・ 三徳山美徳遺跡鈴ヶ岩地区発掘調査	平成25年3月
三徳山総合調査報告書第1集 ・ 仏像・美術工芸品・科学分析調査・山岳修験	平成26年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第8集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅵ) ・ 正善院境内発掘調査 ・ 休憩舎建設に伴う発掘調査 ・ 送水管敷設に伴う発掘調査	平成27年3月
三徳山総合調査報告書第2集 ・ 建造物・植物・植生分布・地形	平成27年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第9集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅶ) ・ 正善院境内発掘調査(第3次)	平成28年3月
三徳山総合調査報告書第3集 ・ 民俗・古文書・考古	平成28年3月
三徳山歴史遺産調査報告書第10集 (名勝及び史跡三徳山発掘調査報告書Ⅷ) ・ 正善院境内発掘調査(第4次) ・ 輪光院境内試掘調査	平成31年3月
三徳山総合調査報告書第4集 ・ 山岳修験Ⅱ	平成31年3月

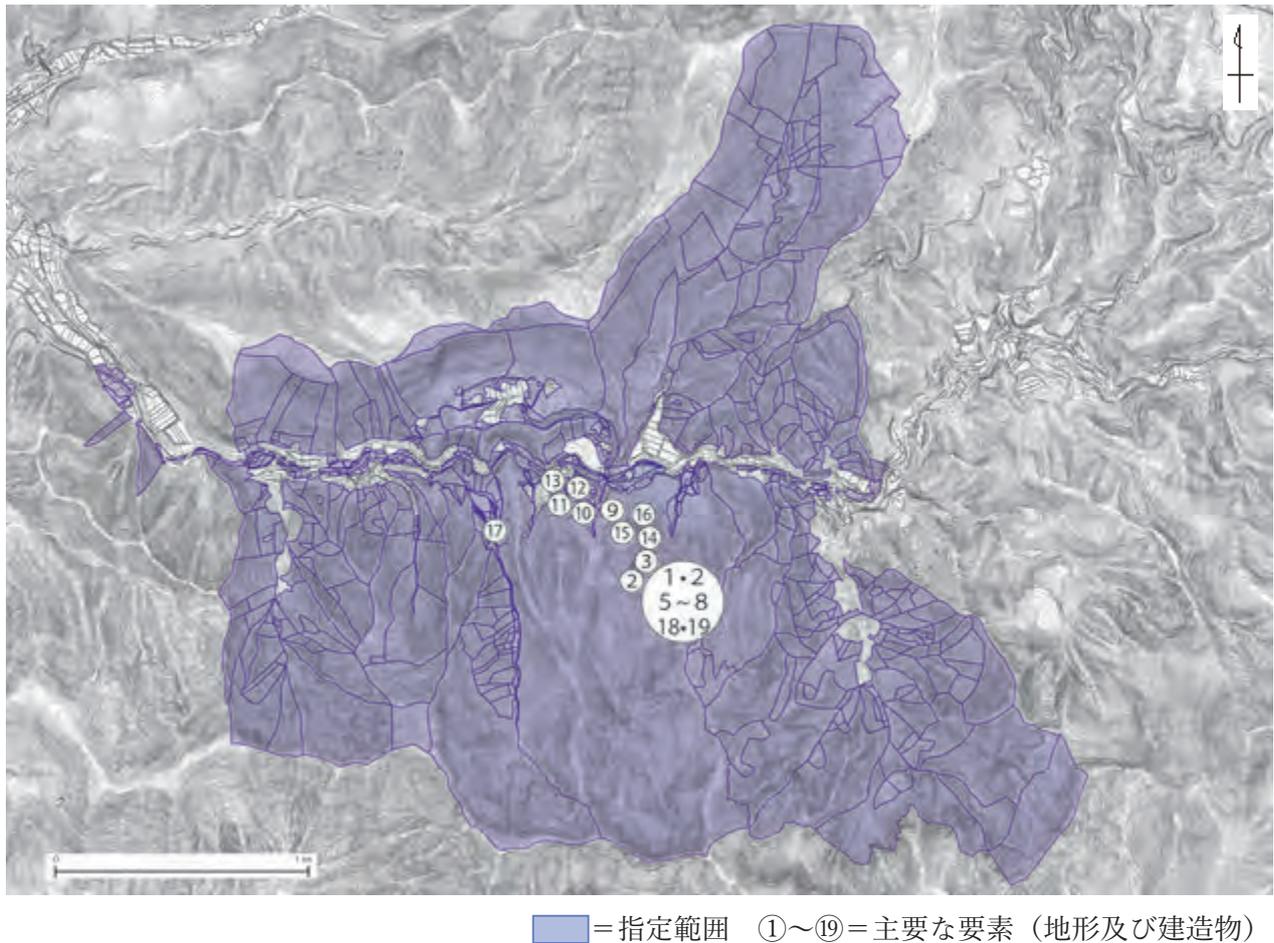
第3節 名勝及び史跡三徳山の価値

1 指定等の状況

表 11 指定告示等

名称	三徳山
所在地	鳥取県東伯郡三朝町
指定面積	2,648,269.84 m ²
指定の事由 (※指定要目)	【名勝の部】五（岩石）六（峡谷）十（山岳） ※指定当時：【名勝之部】四（奇岩）、五（峡谷）、十二（山岳） 【史跡の部】三（社寺の跡） ※指定当時：【史蹟之部】二（社寺、祭祀信仰）
指定の履歴	指 定：昭和9年7月7日 文部省告示第217号 追加指定：平成30年2月13日 文部科学省告示第16号 追加指定：平成31年2月26日 文部科学省告示第28号 追加指定：令和3年3月26日 文部科学省告示第50号
指定時説明文	三朝温泉ノ東約八キロメートル三徳川ノ上流ニ在リ標高約九〇〇メートル輝石安山岩及其ノ集塊岩ヨリ成ル山ノ北斜面ハ山勢甚急峻ニシテ概ネ断崖絶壁ヲ成シ常緑潤葉樹ヲ主トセル密林ヲ以テ蔽ハレ山上ノ展望亦佳ナリ山ハ三佛寺ノ舊境内ニ在リ寺ハ嘉祥二年僧圓仁ノ創建ト傳ヘラレ本堂ハ山麓ニ在リ山上ナル投入堂ヲ奥院トシテ國寶子守勝手藏王像ヲ安置シ観音堂納経堂、鐘樓地藏堂文殊堂ヲ巖壁峭立ノ峰巒ニ配置ス就中投入堂、地藏堂、納経堂、文殊堂ハ今國寶ノ建造物タリ古來大和ノ吉野山伊豫ノ石槌山ト共ニ役行者開山セリト稱セラレ山陰修験場ノ一トシテ著名ナリ堂宇ノ構造ハ何レモ奇巧ニシテ善ク巖壁ノ地形ヲ利用シ景致ヲ添フ殊ニ投入堂ハ集塊岩ト熔岩トノ境ニ生シタル一大洞窟ノ中ニ建テラレ堂下ハ千仞ノ絶壁ヲ成シ容易ニ近ツキ難キノ境地ニ位置スルカ為メニ其ノ名アルモノニシテ自ラ全山勝景ノ中心タルノ觀アリ本堂ヨリ投入堂ニ至ル間ニハ牛ノ背、馬ノ背、鼻蔓石、伏見岩屏風岩、胎内潜等アリ又投入堂ヨリ上方ニハ天狗阪仙人窟及三鈷ノ岩屋等アリ何レモ行場タリ全山ニ亘リ巖峰ト建築ト森林ト溪流トノ四者相待ツテ奇観奇勝ヲ成ス
管理団体	鳥取県三朝町（昭和10年1月16日指定）

※指定地番は巻末資料表46~48を参照



第12図 名勝及び史跡三徳山指定範囲

2 本質的な価値

三徳山の本質的な価値は以下のとおりである。

(1) 硬軟様々な岩石によって構成された岩山と周辺を彩る特徴的な植生

硬い花崗岩や安山岩と比較的軟らかく脆い凝灰岩類で構成された岩山は、浸食作用への抵抗力の差から全山に断崖や岩窟、巨石等、独特の奇観を数多く形成し、周辺地域よりも低い標高からブナやミズナラが生育することで、低標高域の照葉樹林から高標高域の落葉樹林まで両者が混交している特徴を示す。

(2) 開山から1300年以上続く山岳信仰の歴史を今に伝える稀有な建造物群

古来、吉野山、石鎚山と共に役行者により開山されたと伝わり、日本独自の山岳信仰の跡と神を仏の垂迹とする本地垂迹思想を色濃く残す山内には、断崖絶壁に建つ三佛寺奥院（投入堂）をはじめ、岩窟や巨岩の上などその地形を巧みに利用して建立された建造物が数多く残されている。

(3) 岩峰、建築、森林、溪流が混然一体となった優れた景観

断崖や岩窟、巨石等が広がる岩峰と、照葉樹林と落葉樹林が混交する自然度の高い林相は、国宝三佛寺奥院（投入堂）をはじめとした歴史的建造物を数多く内包し、山下を流れる溪流と相まって四季折々の優れた景観を作り上げている。

第2章 概要と価値

3 価値を構成する要素

名勝及び史跡三徳山の価値を構成する主要な要素には、「地形」「建造物」「植生」があり、これらが一体となって作り上げる「景観特性」がある。

また、副次的な要素には「美術工芸品等」「行事」のほか、国立公園や日本遺産が挙げられる。

(1) 主要な要素

地形と建造物、植生



①三佛寺奥院（投入堂・愛染堂）／国宝



②三佛寺納経堂／重要文化財



③三佛寺地蔵堂／重要文化財



④三佛寺文殊堂／重要文化財



⑤



⑦



⑨



⑥



⑧



⑩

三佛寺建造物群（⑤不動堂 ⑥元結掛堂 ⑦観音堂 ⑧鐘楼堂 ⑨十一面観音堂 ⑩本堂）／県指定文化財
 （その他建造物）⑪三徳山輪光院 ⑫三徳山正善院 ⑬三徳山皆成院

写真8 価値を構成する要素（1）



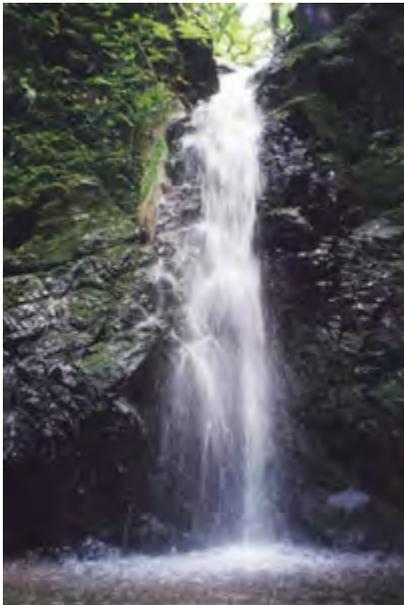
⑭クサリ坂



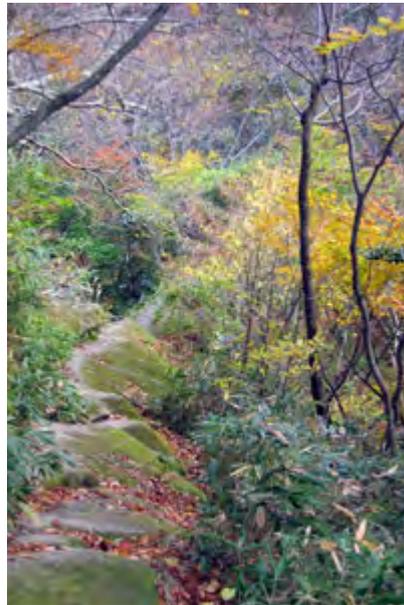
⑮カズラ坂



⑯^{れいがいわ}鈴ヶ岩



⑰^{ぶどうだき}不動滝



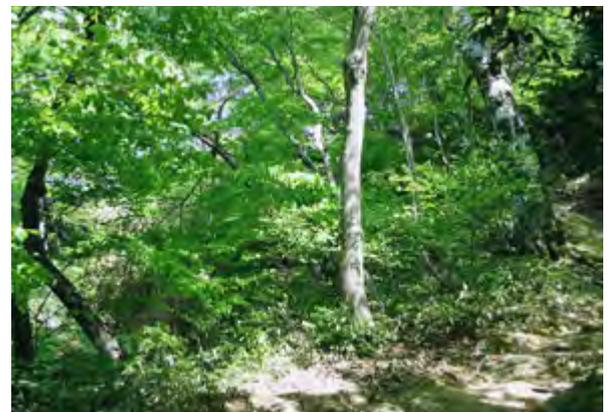
⑱^{うしのせ うまのせ}牛ノ背・馬ノ背



⑲^{さんこのいわや}三鈷岩屋



常緑広葉樹林 (写真：アカガシ)



落葉広葉樹林 (写真：ブナ林)

写真9 価値を構成する要素 (2)

第2章 概要と価値

景観特性

低標高域の常緑広葉樹林から高標高域の落葉広葉樹林まで、自然度の高い両者が混交しながら標高に応じて連続的に移り変わり、国宝三佛寺奥院（投入堂）を中心として納経堂、地藏堂、文殊堂等の数多くの建造物が建立されていることで、山岳信仰の地として他に類を見ない独特な景観を一体的に形成している。



写真 10 三徳山（秋）

(2) 副次的な要素

美術工芸品等

表 12 美術工芸品等一覧

木造蔵王権現立像（奥之院安置）/ 1 軀 紙本墨書仁□（安）三年造立願文 / 1 卷	木造蔵王権現立像 / 7 軀
銅鏡	木造聖観音立像（観音堂安置）/ 1 軀
木造狛犬 / 1 対	木造狛犬 / 1 対
銅像誕生釈迦仏立像 / 1 軀	木造狛犬（阿形）/ 1 軀
木造阿弥陀如来立像 / 1 軀	写経 / 11 卷
男神座像 / 1 軀	女神座像 / 1 軀
三佛寺本堂俳諧額 / 1 面	宮本包則刀剣 / 1 振
唐櫃 / 1 合	白磁香炉 / 1 口
参籠札 / 1 枚	子守権現甲冑騎馬像 / 1 軀
勝手権現騎馬像 1 軀	

行事

三徳山では採燈護摩、火生三昧火渡り神事など年間を通じて各種の法会が年中行事として営まれているが、特に地域の関わりが深い法会として春季法要である御幸行列（写真 11）が挙げられる。古くから三徳縁と呼ばれ多くの人々に親しまれた御幸行列は、子守・勝手の両権現を二基の神輿に奉戴し、境内を出ることで多くの人にご利益を授けて廻る神事である。始まりの時期ははっきりしないものの、御幸行列に用いられたと伝わる獅子頭の作成年代が室町時代と推定されているほか、正善院所蔵「年中行事」により江戸時代後期の実態が伝えられており、平成 17 年 11 月 12 日に伯耆文化研究会が発行した「三徳山の御幸神事について」でまとめられている。この御幸行列は坂本・東小鹿・西小鹿の集落に 1 組ずつある神人株によって進められ、坂本は毎年、東小鹿と西小鹿は 1 年毎に交代で参加したとされるが、太平洋戦争の激化に伴い中止された後は再開されず、昭和 31 年の三朝町合併三周年記念行事として一度復活したものの、財政難等の理由からその後も中断された



写真 11 大正期の御幸行事（『新修三朝町史』）

ままとなっていた。その後三徳山開山 1300 年祭に伴い機運が高まったことから平成 18 年に復活し、三朝町無形民俗文化財として現在も三徳山御幸行列保存会により実施されている。なお、神人株とは別に坂本のみ柗組と呼ばれる奏樂で祭礼を盛り上げる囃子方があり、これは「坂本の雅樂」として復活されている。



写真 12 さいとりさし

また、三朝町の郷土芸能の踊りで鳥取県指定無形民俗文化財でもある「さいとりさし」(写真 12) は、三徳山を舞台に和尚との問答で楽しませるもので、現在も三朝町さいとりさし踊り保存会によって継承、披露され、日本遺産「六根清浄と六感治癒の地」の構成要素として、観光客を中心に三朝町を訪れる様々な人々を楽しませている。

(3) 国立公園への編入と日本遺産の認定

近年、その地形の成り立ちと植生が高く評価されたことにより、平成 26 年 3 月 19 日に大山隠岐国立公園へ山内の一部が編入された。さらに、平成 27 年 4 月 24 日には、山岳修験の場としての三徳山と、三徳山参詣の拠点を担当した三朝温泉が一体となったストーリーが評価され、「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」として、文化庁の日本遺産認定を受けている。日本遺産によって、心を清め心身を癒す旅という独自の魅力を作り上げることで、国内外から広く誘客を図っている。



写真 13 日本遺産「六根清浄と六感治癒の地」

(4) 山内に広がる信仰遺跡の存在

現在確認されている遺構以外にも、文献や古地図などから北側の上段行場や中段行場、南側の裏行場の存在など、山岳信仰に関する遺構の存在が示唆されている。近年調査している小鹿地域の神倉後ロ山遺跡は、この裏行場である可能性がある。

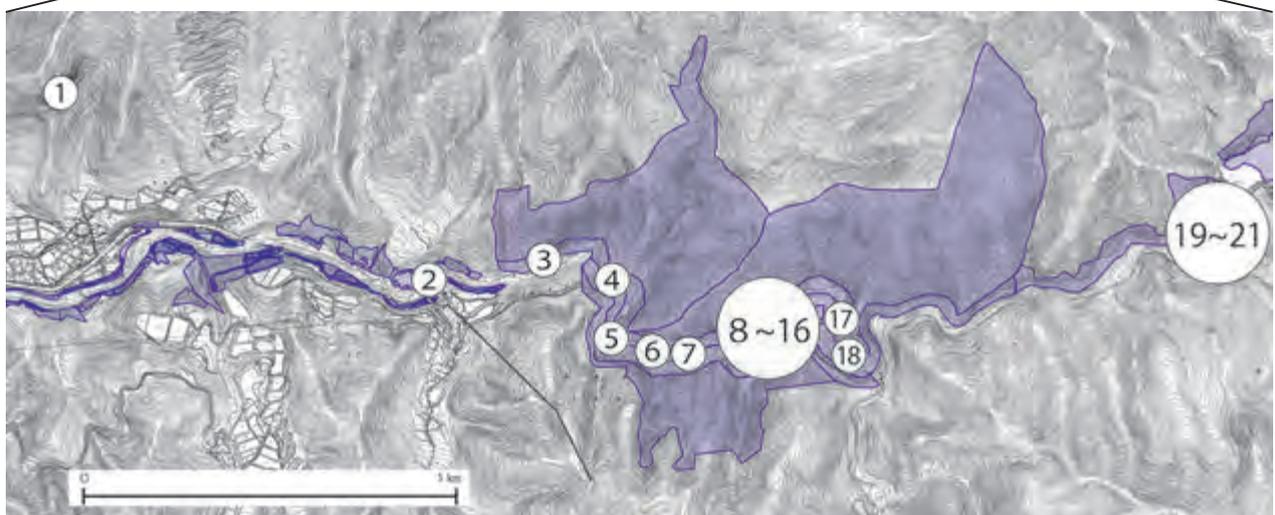
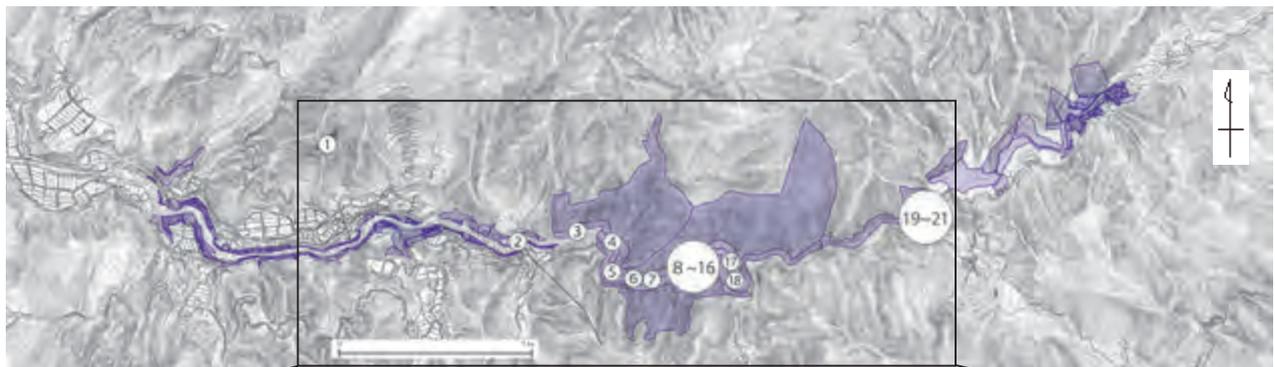
第4節 名勝小鹿溪の価値

1 指定等の状況

表 13 指定告示等

名称	小鹿溪
所在地	鳥取県東伯郡三朝町
指定面積	2,730,200㎡
指定の事由 (指定要目)	【名勝の部】五（岩石）六（峡谷） ※指定当時：【名勝之部】四（奇岩）、五（峡谷）、
指定の履歴	指 定：昭和 12 年 12 月 8 日 文部省告示第 416 号
原文	三朝川ノ支流ナル小鹿川ガ花崗岩ノ山地ヲ穿チテ峡谷ヲ成セル部分ヲイフ谷狭ク山急ニ谷底ニハ花崗岩ノ巨岩累タトシテ横タハリ處々ニ瀑布ヲ懸ケ瀑下ニ深淵ヲ湛フ兩岸ノ山腹ハ針葉闊葉混淆ノ美林ヲ以テ蔽ハレ晝尚ホ暗キヲ覺ユ五郎瀧、彌六淵及彌六瀑、雌淵及雄淵ハ溪中勝景ノ勝レタルモノナリ
管理団体	鳥取県三朝町（昭和 16 年 5 月 1 日指定）

※指定地番は巻末資料表49を参照



■ = 指定範囲 ①～⑳ = 主要な要素（地形）

第 13 図 名勝小鹿溪指定範囲

2 本質的な価値

小鹿溪の本質的な価値は以下のとおりである。

(1) 巨岩・瀑布・深淵からなる奇勝

溪谷の基盤となる花崗岩は、古代から連綿と続く急流と土砂礫の浸食を受ける中で、その景観に規則性を与え、巨岩と瀑布、これによって生じる深淵という特徴的な奇勝を数多く形成している。

(2) 常緑広葉樹、落葉広葉樹、針葉樹が混交する植生と四季の移ろい

高低差の大きな崖が幾重にも入り組み多くの滝や淵を伴う溪谷では、ブナやミズナラが周辺地域よりも低い標高から生育する特徴を持つ。自然度も高く、低標高域の常緑広葉樹から高標高域の落葉広葉樹へと、山頂に向かって連続的に移り変わるなかに針葉樹が混交し、四季の移ろいの中で景観に彩を与えている。

3 価値を構成する諸要素

名勝小鹿溪の価値を構成する主要な要素には、自然的な要素として「地形」と「植生」がある。

(1) 主要な構成要素

地形（小鹿溪奇勝二十一景）



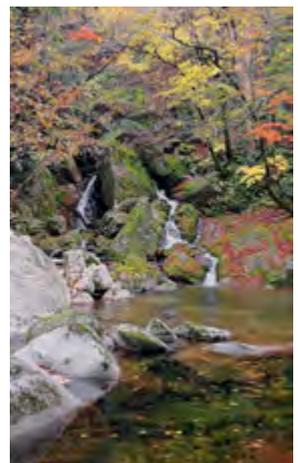
① 冠 巖



② 丹 戸 潭



③ 五 郎 淵



④ 懸 布 滝



⑤ 雨 垂 滝



⑥ 弥 六 淵



⑦ 水 晶 瀑



⑧ 雌 淵

写真 14 小鹿溪奇勝二十一景（1）

第2章 概要と価値



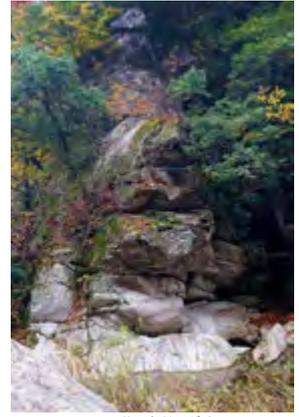
⑨ 玉藻瀑
たかもぼく



⑩ 帯岩
おびわ



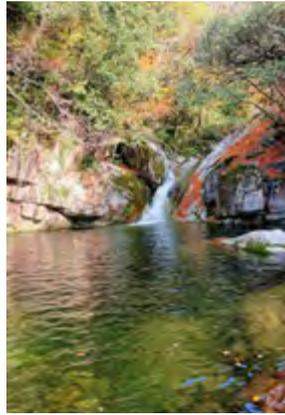
⑪ 化粧岩
けしゅうわ



⑫ 竜女崖
りゅうじょがけ



⑬ 笑顔岩
えがおいわ



⑭ 雄湍
おんぶち



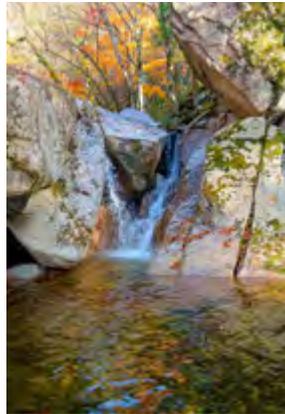
⑮ 寝覚岩
ねずめいわ



⑯ 神縄滝
かなわのたき



⑰ 長者屋敷
ちょうじゃやしき



⑱ 夫婦滝
めおとだき



⑲ 乙女湍
おとめぶち



⑳ 品字滝
しなじのたき



㉑ 繡襟関
ぬいゆりのせき

写真 15 小鹿溪奇勝二十一景 (2)

植生

- ・針葉樹林（スギ・ハイイヌガヤなど）
- ・常緑広葉樹林（ウラジログシ・アカガシ・ヒサカキ・リョウメンシダなど）
- ・落葉広葉樹林（ミズナラ・ブナ・ケヤキ・ミズメなど）



写真 16 夏の雌湫

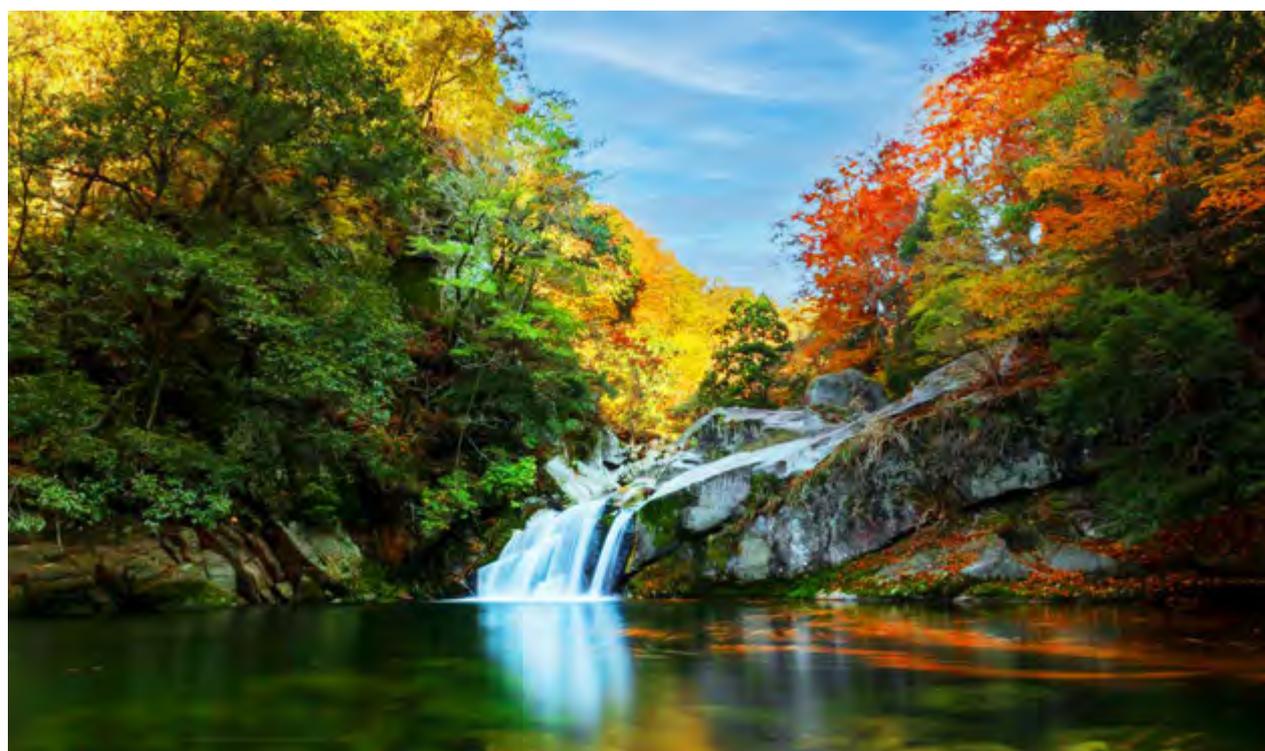


写真 17 秋の雌湫

第3章 名勝及び史跡三徳山の現状と課題

第1節 調査研究

1 現状

調査分野は地質や地形、植物に係るものから、建造物や美術工芸品等に係るもの、信仰や宗教に係るものまで多岐にわたり、これまで外部の有識者の協力を得て実施することで一定の成果を上げてきた。近年は、小鹿地域において三徳山との関連性が示唆される後口山遺跡の発掘調査を行っているが、これまで明確な遺構は検出されておらず、遺物も出土していないため、考古学的な所見から遺跡の時代や性格を明らかにできず、修験道に係る他遺跡の調査研究成果の採用や類推に基づき、同地点における山岳修行の実態を探っている。このほか、奈良文化財研究所など外部団体による独自の調査、研究も進められており、外部有識者らとの連携が一層重要になっている。

2 課題

三徳山内はその急峻な地形から未踏査地も多く、三鈷岩屋など発見しても到達が困難なために継続的な調査が行えない遺構や、遺物の出土を伴わず評価が困難な遺構など課題があり、調査分野も多岐にわたることから、三徳山の学術的な価値の全容を解明する目は立っていない。このため、有識者等関係者との連携を一層強め、適切な指導、助言のもと、効率的な調査に努める必要がある。

また、三徳山で行われたこれまでの調査研究成果を三朝町外はもとより、三朝町内においても十分に周知できておらず、地域の魅力として共有していかなければならない。

第2節 保存管理

1 現状

(1) 指定地の管理状況

名勝及び史跡三徳山の指定範囲は極めて広かつ、公有地・社寺等有地・民有地が複雑に混在している。そのうち民有地においては、高齢化、過疎化などにより管理が困難になっている場合がある。

また、昭和9年の指定当時、地域住民から宅地や畑、その周辺などを指定地から除外するよう陳情がなされており、同意が得られなかった土地など指定地に囲まれながらも未指定のままの土地も存在している。これについて、保存上、特に重要なものは、平成30年度以降計画的に追加指定を実施しているほか、主に保存管理計画で示す厳正保全区域の保護を目的として、平成28年度から令和3年度までの6年計画で指定地の一部民有地を公有地化した(表14・15)。

この公有地化については、近年、山林所有者の不在村化の進行により適正に管理がなされない山林が増加していることや、外国資本による山林所有権の無秩序な取得などの背景を鑑み、厳正保全区域の周囲を公有地化して保護することを目的としたものである。

一方、指定から約90年が経過している現在、社会環境の変化から道路の拡幅工事によって現況が道路敷となった指定地や、合筆や分筆等によって土地の所在が変更されている場合がある。

【指定状況】

指定日	昭和9年7月7日	面積	2,616,581.68㎡
追加指定日	平成30年2月13日	追加面積	16,296.61㎡
追加指定日	平成31年2月26日	追加面積	13,168.65㎡
追加指定日	令和3年3月26日	追加面積	2,222.90㎡
		総指定面積	2,648,269.84㎡

【公有地化事業実績】

表14 指定地公有化の実績

年度	購入地	購入筆数(筆)	購入面積(㎡)
平成28	大字三徳字 旗谷頭・大瀬丸頭	17	240,376
平成29	大字三徳字 大瀬丸頭	29	124,075
平成30	大字三徳字 大瀬丸・大瀬丸頭	21	24,004
令和元	大字三徳字 美徳谷	13	11,284
令和2	大字三徳字 成空頭	15	92,107
令和3	大字三徳字 成谷・神代頭・神代・成空頭	14	109,891
計		109	601,737

【所有者区分及び指定面積】

表15 所有者区分及び指定面積

区分	台帳、実測の別	面積	備考
国有地	台帳	42,464.00 ㎡	所管 農林水産省、国土交通省
都道府県有地	台帳	27,635.45 ㎡	
市町村有地	台帳	605,982.36 ㎡	
公社等有地	台帳	0 ㎡	
社寺有地	台帳	549,432.92 ㎡	
私有地	台帳	700,364.11 ㎡	
その他	台帳	722,391.00 ㎡	財産区、組合等
計(指定面積)		2,648,269.84 ㎡	

(2) 自然環境及び風致景観の保全状況

三徳山の景観や周辺の自然環境に影響を与える行為として挙げられる開発行為等については、現状変更の手続きを行う際、保存管理計画を基に行行為者と事前協議を行うことで、その影響の抑制に努めている。

しかし、近年多発する自然災害により直接影響を受けたものや、災害復旧工事や防災工事による影響など、その影響の抑制や実施自体を避けることが困難な工事も発生しており、直近の例では、平成29年台風29号により被災した三徳山地内の主要道である県道21号線の法面崩落に伴う災害復旧工事において、当初は景観に配慮し植生回復が見込まれる工法によって復旧工事に着手したものの、令

第3章 名勝及び史跡三徳山の現状と課題

和元年台風19号によって工事終了間際に再び崩落したため、やむを得ずコンクリート擁壁によって復旧された。このほかにも、防災事業による砂防堰堤や落石防止柵等の設置などによる影響が広がっているほか、電柱や電線も増加しており、環境整備基本計画で示した電柱の地中化は文化財への影響や技術的困難さから実現には至っていない。

また、所有者の高齢化や社会情勢の変化など様々な理由から指定地内の樹木は適切な管理がなされないまま成長を続けており、例えば、植林された杉によって投入堂遥拝所から投入堂が見えなくなるなどの弊害も発生している。

(3) 歴史的な建造物・遺構等の保全状況

山内の歴史的な建造物は、所有者や管理者等によって日常的な点検と維持管理が行われ、第2章第2節で示したとおり必要に応じて補助事業を活用した大規模修理が実施されているが、その棟数は多く、全てを修理できているわけではない。現在確認されている主なき損箇所は、鳥取県指定文化財の観音堂の垂木及び長押の脱落、十一面観音堂（野際稲荷）及び三佛寺本堂の屋根の劣化のほか、特に急を要するものとして、重要文化財三佛寺文殊堂の屋根の破損(写真18)が挙げられる。文殊堂は応急措置として防水処理を行っているが、今後、本格的な修理が必要である。

また、境内の防犯対策として監視カメラを設置し、火災対策では主要建造物へ消火器を設置しているほか、平成26年には消火用送水管を設置したことで、県道から三徳山三佛寺本堂付近までスムーズな送水が可能となった。なお、三徳山のガイダンス施設として令和2年5月24日に竣工式を迎えた三徳山正善院(写真19)は、茅葺屋根の類焼を防ぐため、ドレンチャー及び防火水槽などの消火設備を備えている。

そのほか、所有者が行う山護運動によって行者道の維持管理が行われているものの、歩き荒れや洗掘等による荒廃が進んでいるほか、三徳山三佛寺本堂周辺では一部地面の空洞化や石垣のハラミ、流出水も複数個所で確認されており、令和2年度に鳥取県治山砂防課が実施した三徳山裏山診断では、地下水や谷水による流出水の処理対策の重要性が指摘されている。

なお、日常的な維持管理や修理、様々な祭祀等に必要となる多種多様な資材を境内へ搬入する方法がなく、人口減少や高齢化の影響もあり、人力での搬入は困難になっている。



写真18 破損直後の三佛寺文殊堂



写真19 三徳山正善院

(4) 現状変更の実績 (平成28年度から令和2年度) (表16～18)

表16 現状変更一覧(1)

申請年月日	内容	補足事項	許可年月日	許可番号
平成28年 6月8日	発掘調査	正善院境内・輪光院境内	平成28年 7月15日	28受庁財第4号の520
平成28年 6月10日	携帯電話基地局設置	携帯電話無線基地局 鋼管柱高12.9m 中継増幅装置収容箱 電源装置収容箱 工事に伴う仮設物	平成28年 7月15日	28受庁財第4号の519
平成28年 8月30日	測量杭設置	買上げに伴う用地測量(合谷) 用地境界杭150点以内 4級基準点200点以内 2級基準点2点	平成29年 9月5日	鳥取県教育委員会指令 第201600088074号
平成28年 11月21日	測量杭設置	合谷:56本	平成28年 11月28日	鳥取県教育委員会指令 第201600130566号
平成29年 1月10日	測量杭設置	美德頭(三佛寺～皆成院裏山) 12本	平成29年 1月20日	鳥取県教育委員会指令 第201600158018号
平成29年 2月6日	地質調査	合谷 調査ボーリング4箇所 標準貫入試験4箇所 傾斜地足場4箇所 モノレールL=258m 立入禁止バリケードL=2m 注意喚起看板2枚	平成29年 3月10日	28受庁財第4号の1947
平成29年 2月16日	クサリ設置等	クサリ設置 ネットフェンス設置	平成29年 3月10日	28受庁財第4号の1975
平成29年 3月2日	道路側溝更新	L=36.6m	平成29年 3月22日	鳥取県教育委員会指令 第201600191625号
平成29年 3月8日	調査に係る工作物設置	文殊堂付近 【測量杭設置】 4級基準点5点 横断測量杭8点 【弾性波調査】 受診装置設置6点 打設地点6点	平成29年 3月13日	鳥取県教育委員会指令 第201600188845号
平成29年 6月21日	測量杭設置	買上げに伴う用地測量(合谷) 用地境界杭300点以内 4級基準点200点以内 2級基準点2点	平成29年 6月23日	鳥取県教育委員会指令 第201700079214号
平成29年 7月4日	消融雪装置更新	大門坂付近 L=290.5m	平成29年 8月4日	鳥取県教育委員会指令 第201700110243号
平成29年 8月17日	測量杭設置	旗谷頭 プラスチック製1点	平成29年 8月25日	鳥取県教育委員会指令 第201700133687号
平成29年 10月11日	標識整備	案内標識設置3基 老朽解説標識撤去2基	平成29年 11月17日	29受庁財第4号の1297
平成29年 10月12日	案内標識整備	楕円型誘導サイン板8枚 案内図1枚	平成29年 11月17日	29受庁財第4号の1291
平成29年 11月6日	資料採取等	地質調査一式 調査ボーリング1箇所他	平成29年 11月14日	鳥取県教育委員会指令 第201700202679号
平成29年 11月9日	地質調査等	地質調査一式 調査ボーリング2箇所他 調査機器運搬用モノレール L=50m含む	平成29年 12月8日	29受庁財第4号の1487

表17 現状変更一覧(2)

申請年月日	内容	補足事項	許可年月日	許可番号
平成29年 11月15日	杭設置	測量一式 木製杭(測量用・仮設)5本 木製杭(用地用・仮設)13本 プラスチック杭(用地用・永 久)4本	平成29年 11月29日	鳥取県教育委員会指令 第201700216600号
平成30年 2月6日	工作物設置	資材運搬用モノレールの 設置及び撤去 L=160m (既設工作物の設置期間延長)	平成30年 3月9日	29受庁財第4号の1966
平成30年 2月6日	災害復旧	法面工 A=1,150㎡ 高44.3m 階段復旧1箇所 道路付属施設復旧 仮設工・立木伐採	平成30年 3月9日	29受庁財第4号の1965
平成30年 6月13日	植栽整備	サクラの苗木 25本	平成30年 7月20日	30受庁財第4号の565
平成30年 7月26日	測量杭設置	買上げに伴う用地測量(合谷) 用地境界杭300点以内 4級基準点50点以内	平成30年 8月8日	鳥取県教育委員会指令 第201800123733号
平成30年 8月17日	災害復旧	崩落里道復旧工事 土工・法面工	平成30年 9月21日	30受庁財第4号の992
平成31年 1月25日	休憩所撤去	3棟(三徳風穴・散策路)	平成31年 1月30日	鳥取県教育委員会指令 第201800296927号
平成31年 4月18日	通信施設修繕等	掘削及び埋戻し (幅1.3m×長2.0m×深1.4m) 管路修繕 (直径10cm×1.4m×5本)	平成31年 4月18日	鳥取県指令 第201900023994号
平成31年 4月18日	通信施設設置	光ファイバーケーブル敷設 (約2.8km) 通信柱設置(21本)	令和元年 5月17日	31受文庁第4号の210
令和元年 5月10日	測量杭設置	木製杭(用地幅杭)30本 プラスチック杭(基準点)6 本	令和元年 5月21日	鳥取県指令 第201900048896号
令和元年 8月6日	砂防工事	砂防堰堤工(H=10m,L=56m) N=1基 管理用道路(W=4m)L=216.4m 付替道路工(W=1m)L=129.4m 立木伐採 A=1,800㎡	令和元年 9月20日	元受文庁第4号の863
令和元年 9月24日	携帯電話基地局設置	携帯基地局設置(2箇所)	令和元年 11月15日	元受文庁第4号の1104
令和元年 10月23日	地質調査	調査ボーリング:2箇所 傾斜地足場:2箇所	令和元年 10月23日	鳥取県指令 第201900191882号
令和元年 11月2日	地質調査	調査ボーリング:2箇所 傾斜地足場:2箇所	令和元年 11月7日	鳥取県指令 第201900206262号
令和元年 11月21日	地質調査	調査ボーリング:1箇所 傾斜地足場:1箇所	令和元年 11月25日	鳥取県指令 第201900191882号
令和2年 2月6日	災害復旧	押え盛土工・道路復旧工 地下排水除工・仮設工・伐採	令和2年 3月19日	元受文庁第4号の1798
令和2年 3月11日	通信施設設置	光ファイバーケーブル敷設 (約1km) 通信柱設置(13本)	令和2年 4月17日	元受文庁第4号の2151
令和2年 5月25日	仮設事務所等設置	プレハブ事務所1棟 仮設トイレ 1台	令和2年 6月1日	鳥取県指令 第202000055786号

表18 現状変更一覧(3)

申請年月日	内容	補足事項	許可年月日	許可番号
令和2年 6月8日	落石防止網設置	施工延長：L=60m ポケット式落石防止網： A=1,440㎡ 仮設モノレール：L=75 m	令和2年 7月17日	2受文庁第4号の522
令和2年 7月9日	地積調査測量杭等 設置	測量一式 プラスチック杭、コンクリート杭、金属標 計3,150点以内 地積調査テープ（ビニール）	令和2年 7月29日	鳥取県指令 第202000104931号
令和2年 7月20日	光ケーブル敷設	光ケーブル敷設：L=4.4Km	令和2年 8月18日	鳥取県指令 第202000121556号
令和2年 10月1日	測量杭等設置 (買上事業関係)	測量一式 プラスチック杭：計750点以内 目印テープ：750点以内	令和2年 10月6日	鳥取県指令 第202000170625号
令和2年 11月18日	光ケーブル敷設 (FTTH)	光ケーブル敷設：L=4.4Km	令和2年 12月7日	鳥取県指令 第202000224869号
令和3年 1月28日	補助基準点及び用地境界杭等設置	測量一式 木製杭：113本以内 コンクリート杭：20本以内 金属鋌：3本以内	令和3年 3月8日	鳥取県指令 第202000315718号
令和3年 1月28日	地質調査	ボーリング調査：3か所	令和3年 3月8日	鳥取県指令 第2020003160565号
令和3年 3月23日	光ケーブル敷設	光ケーブル敷設：377 m	令和3年 4月9日	鳥取県指令 第202100008229号

2 課題

(1) 指定地管理の課題

広大な指定地はその筆数も多く、私有地、社寺有地、公有地など様々な性格の土地が存在し、具体的な現況を把握できていないことから、所有者等との連携を強化して適切に管理する必要がある。

(2) 自然環境及び風致景観保全の課題

近年、所有者の高齢化や社会情勢の変化のほか、日常の草刈りすらできないというような規制の誤解等により、昭和年代に植林された人工林など、山内の樹木を適切に管理できていない。

また、保存管理計画には、現状変更によって生じる影響を抑制する方法について記載がないことから、現状変更の取扱いについて一定の方針を示し、風致景観等に与える影響を抑制するとともに、一定の自然的要因による変化を許容しつつ、維持、回復に繋げる必要がある。

(3) 歴史的な建造物・遺構等保全の課題

歴史的な建造物の経年劣化や行者道の荒廃に伴う修理が必要だが、これに要する多額の費用を短期的に確保することは困難なため、計画的に実施する必要がある。

第3章 名勝及び史跡三徳山の現状と課題

また、急峻な地形によって維持管理や修理等に必要な資材等の搬入も難しいことから、文化財に配慮しつつ必要な資材等を安全に境内へ搬入する方法が必要である。

第3節 活用

1 現状

(1) 観光との連携

三徳山では、その自然と修験の山としての歴史を背景に、勇壮な自然と国宝三佛寺奥院（投入堂）を含む多くの歴史的建造物群を巡る参拝登山を体験の核とし、重要文化財の蔵王権現立像をはじめとする数多くの美術工芸品等の展示や説明、ガイドによって三徳山の自然や歴史、文化を来訪者へ提供している。これに加え、近年は日本遺産事業のなかで三朝温泉と一体的な活用に取組んでおり、参拝登山を始めとした三徳山での体験によって五感と心を清める「六根清浄」、入浴など三朝温泉での体験によって五感と心身を癒す「六感治癒」と位置づけ、古来の修験道文化というストーリーを一体的に表現し、心を清め心身を癒す旅という独自の魅力を作り上げることで、国内外から広く誘客を図っている。

なお、周辺資源活用計画において示された「小鹿溪・三徳山周辺地域 観光客実態調査（平成26・27年）」及び、パブリックコメント（平成27年）による観光客の三徳山に対する意見及び要望は表19のとおりである。

(2) 教育との連携

三朝町内の小中学校では、総合的な学習等の時間に地域について学ぶ機会を設けており、名勝及び史跡三徳山もその学習機会を提供している。

また、生徒のみならず、例年、新たに三朝町へ赴任した教職員を中心に行う文化財を活用した町内巡りでも投入堂参拝登山を実施しており、参加者から特に好評を得ているほか、青少年健全育成の一環として開催される青少年研修会や、三朝町と姉妹都市盟約を結ぶ京都府城陽市との小学生交流会、地元小学生の親子会など、社会教育の場としても活用されている。

2 課題

(1) 観光との連携の課題

効果的に来訪者を呼び込むためには、その多様なニーズや動向を把握し、情報発信や受入れ環境の整備に繋げなければならない。

また、三徳山の魅力を伝える核となっている国宝三佛寺奥院（投入堂）は、老若男女問わず誰もが行ける場所にはないため、全ての来訪者がその価値や魅力を知り、体験することができる仕組みが必要である。

(2) 教育との連携の課題

三朝町内の住民を対象とした活用は限定的であり、住民がどの程度三徳山を訪れ、また認知されているのか把握できていない。住民の三徳山への理解と愛着を醸成するためこれらの情報を把握し、学校教育と社会教育のなかで幅広い世代の住民が三徳山を体験し学ぶ機会を作る必要がある。

表19 三徳山に対するパブリックコメント結果

項目	意見・要望	対応状況
駐車場の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①対岸駐車場の場所がわかりづらい。大きな案内板が必要。 ②ピーク時には、車を止める場所が足りないため、駐車場を拡大してほしい。 ③駐車場の枠（区画割）がなく車が停めにくい。 ④三徳山駐車場から投入堂遥拝所までの距離が遠く感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一部対応済み ②③密坊駐車場を整備済み ④新たな展望所（遥拝所）を計画
案内サイン解説板の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①駐車場から三佛寺や投入堂遥拝所への案内がわかりにくい。駐車場から三佛寺への案内図や、参拝案内の道順を提示してはどうか。 ②参拝登山に関する情報が乏しい。（所要時間、服装や天候による規制） ③三朝温泉方面からの道路看板はわかりやすい一方で、鹿野方面からの案内が少ない。 ④ホームページがわかりにくい。 ⑤気軽に手に入るガイドブックのようなパンフレットがほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一部対応済み ②④ホームページ整備済み ③未対応 ⑤各種パンフレットを整備済み
参拝道の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①服装の貸し出しや単独登山ができるようにしてほしい。 ②子どもや高齢者が楽しめるように配慮してほしい。安全性の向上が必要。 ③投入堂までの参拝道とは別に、安全にハイキングできる環境を整えてほしい。 ④もう少し投入堂まで登りやすくしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①一部対応済み ②③④未対応
情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ①日本一危険な参拝ができる場所であることをもっとPRしてほしい。 ②関西・関東方面に積極的にPRしてほしい。 	①②継続実施中
資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ①できるだけ今ある自然のままの状態を残してほしい。 ②整備によって景観を壊してほしくない。 	①②開発行為等による現状変更を抑制
休憩施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> ①湯葉や三徳豆腐、とちもちなど地域の食文化が体験できる飲食施設や特産物販売所がほしい。 ②投入堂遥拝所の近くにトイレを整備してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①民間対応 ②未対応
眺望の改善	<ul style="list-style-type: none"> ①投入堂が近くで見えるようにしてほしい。 ②スギ林により投入堂遥拝所から投入堂が見えづらい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①参拝登山による対応を継続 ②新たな展望所（遥拝所）を計画

第4節 整備

1 現状

(1) 文化財を保存するための整備

現在まで境内へ資材等を効率的に搬入する方法が確保されていないため、これまでに行われた国宝三佛寺奥院（投入堂）をはじめとする境内の歴史的建造物の修理や、災害対策工事、災害復旧工事など、大規模な工事を行う際には、事業実施者によってその都度モノレールの仮設整備が必要となっている。このため、設置と撤去が繰り返し行われることとなり、自然環境や景観への影響が懸念される。なお、災害も地形変化プロセスの一コマであり、自然的要因による変化と整備のバランスが求められる。

(2) 文化財の価値を体験、理解するための整備

第2節で示したとおり、これまで国宝三佛寺奥院（投入堂）をはじめとする歴史的建造物や、行者道などの修理、防災防犯対策などを行い、併せて日常的な維持管理及び祭祀を行うことでその価値を保存し、活用に耐えるよう図ってきた。近年は、三徳山休憩舎を整備し、デジタルサイネージによる周辺風景の360度写真や、三徳山と町内の観光情報を提供しているほか、三徳山正善院を三徳山の新たなガイド施設として整備したことで三徳山内の景観も回復し、同一敷地内にある県指定名勝正善院庭園と一体的に活用している。

また、国宝三佛寺奥院（投入堂）を展望する施設として整備された投入堂遥拝所からは、植林された杉の影響で投入堂の姿を見ることができなくなっているが、三朝町及び鳥取県によって指定地外に新たな展望所（遥拝所）の設置を計画中である。

一方で、保存管理計画に記載した「生産・ふれあい区域」及び「散策・体験区域」では、風穴や三徳山の眺望を活用するため、周辺の土地を地元から借り上げ、便益施設としてトイレ等を備えた「三徳山ふるさと自然のみちウォーキングセンター」や駐車場、散策路及び東屋を整備してきたが、老朽化に伴い平成30年度に東屋を撤去し、借地も返還したことから現在は公開していない。

(3) 利便性向上のための整備

三徳山へのアクセスは車による場合が多いため、近隣に観音院駐車場及び密坊駐車場を整備しており、令和2年度には密坊駐車場の舗装工事及び駐車位置の整理を行った。公衆トイレは観音院駐車場に1か所、境内に2か所設置され、バス停のシェルター設置や公衆Wi-Fiを整備するなど、来訪者の利便性向上を図っている。

また、三徳山への新たな交通手段として、令和2年度から三朝温泉観光協会によるレンタサイクルが整備されている。

(4) その他環境整備基本計画に記載した整備

環境整備基本計画に記載した整備の状況は表20のとおり。

2 課題

(1) 文化財を保存するための整備の課題

境内への物資の搬入方法が確立されておらず、歴史的建造物等の修理や災害復旧工事などが行われるたびにモノレールの仮設が繰り返され、自然環境や風致景観に少なからず影響を与えており、設置

や撤去に係る費用も事業実施者の大きな負担となっている。このため、文化財に配慮した搬入方法を確立することで、影響を抑制し負担を軽減する必要がある。

(2) 文化財の価値を体験、理解するための整備の課題

三徳山の価値や魅力を伝える三徳山休憩舎や三徳山正善院などのガイダンス施設を整備し、その機能の充実を図っているが、増加する外国人観光客など多様化する来訪者の誰もがその価値や魅力を知り、体験することができるよう、その内容や管理体制を更に充実させる必要がある。

(3) 利便性向上のための整備の課題

外国人を含め年間約4万人が訪れており、安全性の向上やバリアフリー化、便益施設及び誘導サイン等の多言語化など、ユニバーサルデザインを意識した今日的な在り方を検討し、これらを充実させる必要がある。

(4) その他環境整備基本計画に記載した整備の課題

環境整備基本計画に記載した整備のうち、現在までに未対応等何らかの課題があるものは表21のとおり。

表20 環境整備基本計画における整備の状況

項目	概要	状況
本堂や諸堂の修理	本堂や諸堂の修理	第2章記載のとおり実施
行者道の整備	荒廃した道の修復	第2章記載のとおり実施
杉の大木の保全等	しめかけ杉等の保全及び名勝正善院庭園の復元	杉：現状維持 庭園：第2章記載のとおり実施
石段修理等	石垣の修理・電柱地中化・案内看板等の整備	石垣：第2章記載のとおり実施 電柱：未対応 看板：適時対応中
行者道迂回路整備	新たな迂回登山道の開設	未整備（ただし災害により一部ルートを変更対応）
三佛寺周辺散策路整備	輪光院西尾根から山頂（テレビアンテナ付近）の散策路整備	未整備
因伯の名水遊歩道整備	不動滝への歩道整備（既存道）	整備後に発生した法面崩落により現在は通行禁止。景観を害していた県道融雪装置の取水設備は撤去済み。
防火水槽等の整備	防火水槽やホースの設置	防火水槽：未整備 防火施設：第2章記載のとおり実施
緊急車等進入路整備	消防車等の緊急車両が県道から本堂付近へ侵入できる道路の開設	未整備 ※事故等発生状況 （平成24年～令和3年） 三徳山内事故等件数：31件 うち防災ヘリ対応件数：20件 （救助不要等件数を含む）
緊急連絡網整備	管理事務所との連絡網整備	未整備（ただし携帯電話の普及率向上及び、三徳山内主要箇所における不通話は解消されている）

表 21 環境整備基本計画における整備の課題

項目	概要	課題
石段修理等	石垣の修理・電柱地中化・案内看板等の整備	石垣：一部でハラミ等がみられるが、周辺地で空洞化も確認されており、抜本的な解決方法を見いだせていない。 電柱：地中化工事による文化財への影響が大きい。
行者道迂回路整備	新たな迂回登山道の開設	設置工事に伴う文化財への影響が大きい。 所有者の費用負担が大きい。
三佛寺周辺散策路整備	輪光院西尾根から山頂（テレビアンテナ付近）の散策路整備	設置工事に伴う文化財への影響が大きい。 所有者の費用負担が大きい。
因伯の名水遊歩道整備	不動滝への歩道整備	活用方針が整理できていない。
防火水槽等の整備	防火水槽の設置	境内の防災整備状況が計画時と異なる。
緊急車等進入路整備	消防車等の緊急車両が県道から受付所付近へ進入できる道路の開設	文化財への影響を抑制する方法が整理されていない。 道路勾配など技術的な課題ある。 事業主体、設置目的、利用方法、維持管理体制のいずれも整理できていない。
緊急連絡網整備	管理事務所との連絡網整備	安定電源の確保が困難である。

第5節 運営体制

1 現状

(1) 主要な所有者

三徳山の保護に関わる主要な所有者は次のとおりである。三徳山の中心に広がる境内の維持管理及び祭祀等を行っている。

- ・三徳山三佛寺
- ・三徳山輪光院
- ・三徳山正善院
- ・三徳山皆成院

(2) 三朝町役場の組織体制

三朝町役場の職員数及び関係事務の所管状況は表 22 のとおりである。職員配置の適正化を進めるとともに、ほぼ全ての課が同一庁舎内のワンフロア内に所在することで各課の連携強化を図っている。

表 22 三朝町役場の組織体制

三朝町役場職員数	一般職（条例定数）	89名（125名）
上記のうち	・文化財に係る事項（社会教育課）	5名
	・自然公園及び地域づくりに係る事項（企画課）	6名
	・観光振興等に係る事項（観光交流課）	5名
	・町有財産等に関する事項（財政課）	4名
	・山林及び農地等に関する事項（農林課）	4名
	・開発及び整備に関する事項（建設水道課）	11名

※職員数は、令和3年4月1日時点における一般職に属する職員数であり、三朝町職員の身分を有する派遣職員等を含み、臨時的任用職員及び非常勤の職員を除く。

※各課人数は関係事務の担当外職員を含む。

※社会教育課は三朝町教育委員会に属する。

(3) 関係機関・団体等

各事項に関する主な関係団体等の状況は表23のとおり。

表23 関係機関・団体等

①指定地の管理に関する事項	林野庁・国土交通省・鳥取県 三徳財産区・三徳山三佛寺・三徳山輪光院 三徳山正善院・三徳山皆成院 その他個人所有者
②社寺等堂宇及び祭祀に関する事項	三徳山三佛寺・三徳山輪光院 三徳山正善院・三徳山皆成院
③観光振興に関する事項	三朝町日本遺産活用推進協議会 日本遺産三徳山三朝温泉を活かす会 ^{※1} ※1 三朝温泉観光協会・三朝温泉旅館協同組合 三朝町商工会・一般社団法人 鳥取中部観光推進機構 一般社団法人 山陰インバウンド機構・公益社団法人 鳥取県観光連盟 特定非営利法人 NPO みささ温泉・三徳山三佛寺 三徳山麓会
④地域の運営等に関する事項	三徳地域協議会 俵原区・吉原区・成区・三徳山区・合谷区 坂本区・片柴区・余戸区・桜ヶ丘区
⑤文化財保護全般に関する事項	文化庁・鳥取県（とっとり弥生の王国推進課・文化財課・県立博物館・ 県埋蔵文化財センター） 奈良文化財研究所・鳥取県文化財保護指導委員 三朝町文化財保護調査委員会 日本遺産三徳山三朝温泉を守る会 ^{※2} 有識者（三徳山総合調査報告書執筆者・鳥取県文化財保護審議会 委員等） ※2 三朝町文化財保護調査委員会 三徳地域協議会・小鹿地域協議会 三徳東協議会・三朝区ジンショ保存会 倉吉ユネスコ協会・三朝温泉観光協会 三朝温泉旅館協同組合・三朝町商工会 商工会女性部・鳥取県日仏友好協会 山陰合同銀行三朝出張所・三徳山三佛寺 三徳山輪光院・三徳山正善院 三徳山皆成院
⑥その他の法規制に関する事項	林野庁・国土交通省・環境省・鳥取県（農林水産部・県土整備部・ 生活環境部・総合事務所等） 鳥取県中部ふるさと広域連合（消防局）

2 課題

三徳山の保存活用にあっては、近年、特に広域かつ多様な対応を求められるなかで、文化財所有者はもとより、これまで緊密に連携を図ってきた文化庁及び鳥取県文化財部局を中心とする文化財関係機関のみならず、各種関係法令等所管機関のほか、近年は町内外の観光団体や地元の企業、地域住民など幅広い分野の団体や個人と一元的に連携する仕組みが必要である。

第4章 名勝小鹿溪の現状と課題

第1節 調査研究

1 現状

これまで小鹿溪谷で行われた植生調査や気象観測、地形解析は三徳溪谷との比較としてまとめている。例えばブナが一般的な植生分布よりも低い標高 400m 付近に見られるような樹木類分布下降現象などの植生的特徴が両者には見られるが、三徳溪谷より小鹿溪谷こそ顕著に現れていることが分かっている。

現在、三朝町において小鹿溪についての調査研究は行っていないが、鳥取大学が継続的に小鹿溪の調査に訪れ、地形や植生について独自の調査研究が進められている。

2 課題

小鹿溪谷に係るこれまでの調査研究成果を、小鹿溪そのものの魅力として十分に活かすことができていない。

また、町外はもとより、町内においても十分に周知することができておらず、地域の魅力として共有していかなければならない。

第2節 保存管理

1 現状

(1) 指定地の管理状況

名勝小鹿溪の指定地のうち、価値の中心である小鹿溪奇勝二十一景の大部分は国有林内に存在するため、林野庁によって適切に管理されている。

また、周辺での開発行為も少なく、指定地は主に河川の隣接地であることから、近年は大きな人為的改変が発生していない。

なお、小鹿溪奇勝二十一景にも未指定地が存在する。

【指定状況】

指定日 昭和 12 年 12 月 8 日 面積 2,730,200㎡

(2) 自然環境及び風致景観の保全状況

小鹿溪の指定地のうち、国有林部分については林野庁により計画的に管理が行われ、その林相が保護されている。

しかし、自然災害による被害も発生しており、令和3年には豪雨によって小鹿溪奇勝二十一景の主要部分でも倒木や落石、土砂の流出等が発生した。

(3) 現状変更の実績

表 24 現状変更一覧

申請年月日	内容	補足事項	許可年月日	許可番号
平成 29 年 3 月 2 日	落石防護網設置等	落石防護ネット設置 949m ² 樹木伐採 14 本	平成 29 年 4 月 21 日	28 受庁財第 4 号の 2124
令和元年 10 月 8 日	電柱建替	撤去：コンクリート柱 4 本 新設：コンクリート柱 4 本	令和元年 11 月 15 日	元受文庁第 4 号の 1154

2 課題

(1) 指定地管理の課題

指定地の大部分を占める国有林管理者との連携が十分に図れておらず、国有林以外の土地についても具体的な現況を把握できていないことから、所有者等との連携を強化して適切に管理する必要がある。

(2) 自然環境及び風致景観保全の課題

現状変更によって生じる影響を抑制するための基礎資料となる計画がないことから、現状変更の取扱いについて一定の方針を示し、風致景観等に与える影響を抑制するとともに、一定の自然的要因による変化を許容しつつ、維持、回復に繋げる必要がある。

第3節 活用

1 現状

(1) 観光との連携

小鹿溪では、小鹿溪奇勝二十一景を核として、その豊かな自然の魅力を来訪者へ提供している。初夏には新緑の中に町の花のホンシャクナゲが咲き誇り、秋には紅葉の中で町の木であるトチノキが実を付けるなど、季節の移ろいの中で様々な表情を見せ、とりわけ雄淵や雌淵は町内有数の写真撮影スポットとなっている。そのほか、バードウォッチングや体験学習、アクティビティなど、景勝地以外としても来訪者に親しまれている。

なお、周辺資源活用計画において示された「小鹿溪・三徳山周辺地域 観光客実態調査（平成 26・27 年）」及び、パブリックコメント（平成 27 年）による観光客の小鹿溪に対する意見及び要望は表 25 のとおりである。

(2) 教育との連携

三朝町内の小中学校では、総合的な学習等の時間に地域について学ぶ機会を設けており、名勝小鹿溪もその学習機会を提供している。

また、生徒のみならず、例年、新たに三朝町へ赴任した教職員を中心に行う文化財を活用した町内巡りの場としても活用されているほか、青少年健全育成の一環として開催される青少年研修会や、三朝町と姉妹都市盟約を結ぶ京都府城陽市との小学生交流会、地元小学生の親子会など社会教育の場としても活用されている。

表 25 小鹿溪に対するパブリックコメント結果

項目	意見・要望	対応状況
遊歩道の改善	①景観や川は美しく、自然が楽しめる場所である。 ②遊歩道の維持管理が不十分であり、木や雑草が生い茂っていて歩きにくい。 ③階段がすべりやすいため、手すりの整備が必要である。子どもや高齢者にとっては危険である。 ④木々が生い茂っており、溪谷の景観が見えない。 ⑤もう少し水辺に降りられるような場所にしてほしい。	未対応 遊歩道の災害復旧を含め、整備を計画
案内サイン解説板 情報提供の改善	①案内板が劣化しており、文字が読みづらい。 ②散策する前に見所や奇岩の情報が欲しい。どこが見所なのかかわからない。 ③遊歩道の全体像が見えず、初めて来た人は遊歩道がどこまで続いているのかかわからない。 ④遊歩道中間部に案内がなく、上流側に遊歩道が続くことがわからない。 ⑤紅葉の時期がいつなのかの情報がほしい。 ⑥夏場に水遊びをしてよい場所なのかどうかかわからない。	未対応 遊歩道の災害復旧を含め、整備を検討
休憩施設駐車場道 路トイレの改善	①トイレが遊歩道の入り口にしかなく、遊歩道の中間地点や終点地点にもトイレや休憩所は必要である。 ②駐車場から1 km先の遊歩道の上流側に見所が多いため、車ですぐに行けるように上流側にも駐車場を整備してほしい。 ③食事やお茶が楽しめる場所が近くにない。自動販売機などを設置してほしい。 ④道幅が狭く、対向車が来た場合不安になる。	未対応

2 課題

(1) 観光との連携の課題

風光明媚な小鹿溪の価値や魅力について十分に周知し、これを堪能できる地域資源として更に活用を図っていく必要がある。

また、効果的に来訪者を呼び込むためには、その多様なニーズや動向を把握し、情報発信や受入れ環境の整備に繋げ、その魅力や価値を伝える仕組みを充実させる必要がある。

(2) 教育との連携の課題

三朝町内の住民を対象とした活用は限定的であり、住民がどの程度小鹿溪を訪れ、また認知されているのか把握できていない。住民の小鹿溪への理解と愛着を醸成するため、これらの情報を把握し、学校教育と社会教育のなかで、幅広い世代の住民が小鹿溪を体験し学ぶ機会を作る必要がある。

第4節 整備

1 現状

(1) 文化財の価値を体験、理解するための整備

来訪者が小鹿溪の風致景観を間近で鑑賞するため、遊歩道が整備されているが、令和3年7月の豪雨により遊歩道の一部が損壊したため、被災以降は通行止めとなっている。また、遊歩道は設置か

ら相当の年数が経過していることで、鉄製階段の塗装の剥がれや危険防止のための柵が倒壊するなど、被災前から遊歩道全体の経年劣化が著しい。

常駐して管理する者がいないことから遊歩道の維持管理が不十分であり、平成27年度に観光客に対し実施した調査では、木や雑草による遊歩道の歩きにくさや滑りやすさによる危険性、文化財の説明板の不足などが指摘されている。



写真20 被災直後の遊歩道（令和3年7月）

（2）利便性向上のための整備

小鹿溪へのアクセスは基本的に自家用車による方法しかなく、入口には整備された駐車場やトイレがあり、来訪者の受入れに大きな役割を果たしている。

前述の調査では、遊歩道の地図等案内板や水洗化されていないトイレの改修、休憩所の設置などが求められている。

（3）その他の整備

三朝町内から中津集落へ続く唯一の道として小鹿溪沿いに県道33号が走っている。遊歩道の散策以外の手段で小鹿溪の自然を見るため、紅葉のシーズンには交通量が増えるが、幅員が狭く、各所に待避所が設けられているものの、対向車のすれ違いが困難である。また、近年増加する自然災害によって小鹿溪でも落石や崩落が発生しており、県道沿いでは落石防止ネットのハラミや、遊歩道への被害など影響が出ている。一方で、これらも地形変化プロセスの一コマであり、自然的要因による変化と整備のバランスが求められる（写真20）。

2 課題

（1）文化財の価値を体験、理解するための整備の課題

小鹿溪の魅力を体験する遊歩道が整備されているものの、小鹿溪奇勝二十一景の主要な要素を示す看板等もなく、ガイドンス機能が不足している。来訪者の誰もがその価値や魅力を知り、体験することができるよう、その内容を充実させる必要がある。

（2）利便性向上のための整備の課題

公衆トイレの水洗化や遊歩道周辺の安全性の向上、便益施設、誘導サインの多言語化などユニバーサルデザインを意識した今日的な在り方を検討し、これらを充実させる必要がある。

第5節 運営体制

1 現状

（1）主要な所有者

小鹿溪の主要な所有者は林野庁である。小鹿溪奇勝二十一景の大部分を有する広大な国有林を管理している。

第4章 名勝小鹿溪の現状と課題

(2) 三朝町役場の組織体制

第3章第5節1(2)で示したとおり。

(3) 関係機関・団体等の状況

各事項に関する主な関係団体等の状況は次のとおり。

表 26 関係機関・団体等

①指定地に関する事項	林野庁・国土交通省・鳥取県 その他個人所有者
②観光振興に関する事項	三朝温泉観光協会・三朝温泉旅館協同組合 三朝町商工会・一般社団法人鳥取中部観光推進機構 一般社団法人山陰インバウンド機構・公益社団法人鳥取県観光連盟
③地域に関する事項	小鹿地域協議会 中津区・神倉区・東小鹿区・西小鹿区 岩本区・高橋区・井土区・波伯山区・吉田区
④文化財保護全般に関する事項	文化庁・鳥取県（とっとり弥生の王国推進課・文化財課・県立博物館・埋蔵文化財センター） 鳥取県文化財保護指導委員 三朝町文化財保護調査委員会 有識者（三徳山総合調査報告書執筆者・鳥取県文化財保護審議会委員等）
⑤その他の法規制に関する事項	林野庁・国土交通省・環境省・鳥取県（農林水産部・県土整備部・生活環境部・企業局）

2 課題

小鹿溪を活用するためには従来の小鹿溪単体ではなく、近隣の観光資源である三徳山や三朝温泉と連携することで相互に価値を高め合うことが必要である。このため、文化庁及び鳥取県文化財部局を中心とする文化財関係機関や各種関係法令等所管機関のほか、近年は町内外の観光団体や地元の企業、地域住民など幅広い分野の団体や個人と一元的に連携する仕組みを作る必要がある。

第5章 理念と基本方針

理念

固有の自然環境を背景に、1300年にわたって信仰が山岳に刻んできた歴史と風致景観、そして、近代に見出された溪谷美の魅力を更に普及し、一体のものとして継承する。

三徳山と小鹿溪は、同地域にあって悠久の時の中で形成された固有の自然環境を共通基盤として成り立っている一方で、それぞれ個性ある本質的な価値を有している。三徳山は、安山岩を主体とした黒い溪谷を取り巻く山岳に刻まれてきた信仰の建造物・遺跡と岩峰・植生・溪流が混然一体となって織り成す優れた風致景観から名勝及び史跡として指定され、小鹿溪は、花崗岩を主体とした白い溪谷に国分犀東が見出した小鹿溪奇勝二十一景に代表される風光明媚によって名勝に指定されており、これまで保存管理はそれぞれ取組まれて来た。本計画では、これまでの保存活用実績や近年の振興施策等を踏まえつつ、それぞれの魅力を再発見するとともに広く普及し、かつ、それらの一連性や対照性を活かしながら一体のものとして継承する。併せて、来訪者が持続的に享受できる環境を整え、他の地域資源とも組み合わせながら活用することで、そこに関わる様々な人々を巻き込み、町全体の賑わいを創出し三朝町が持続的に発展する保存活用施策の相乗的効果を図ることを目標とする。

基本方針

(1) 三徳山と小鹿溪のさらなる調査研究の推進

三徳山において特に平成14年度以降取組んできた総合的な調査研究のほか、小鹿溪に関する調査研究を推進し、その魅力を相乗的に高めるとともに、地域の魅力として一体的に国内外へ普及、啓発するため、外部の教育・研究機関や研究者等との連携を更に積極的に継続、充実していく。

(2) 三徳山の歴史的な建造物・遺構等の確実な保存

三徳山では平成10年度以降、成果を挙げてきた石垣や建造物、行者道の保存修理、仏像等の有形文化財の保存修理・防災等の事業を今後も継続的、計画的に実施し、歴史的な建造物・遺構等を確実に保存していく。

(3) 三徳山と小鹿溪の優れた自然環境及び風致景観の普及と保全

同地域に所在しながら、特に地形・地質と植生においてそれぞれ固有に優れている三徳山と小鹿溪の自然環境及び風致景観について、調査研究の成果を踏まえつつ、全体的な魅力を普及する工夫を講じ、様々な分野の関係者の参画によって地域の生活と調和した保全活動を行っていく。

(4) 関連する様々な取組と連携した文化観光の振興

近年において新たに推進されてきた日本遺産や国立公園に関する取組と緊密に連携し、三徳山・小鹿溪・三朝温泉をめぐる文化観光を更に振興することで相互に誘客を図り、文化財への理解の向上と三朝町の持続的な発展に貢献していく。

(5) 三徳山と小鹿溪の一体的継承を実現するための協議・運営体制の充実

三徳山と小鹿溪の一体的継承を実現するため、様々な分野の関係者の参画を求めて、三徳山と小鹿溪を保護継承するための全体会議を設けることで、情報の共有と活動の連携を緊密に図っていく協議・運営体制を充実していく。

第6章 保存と活用の方向性とその方法

第1節 調査研究

1 方向性

既存の調査研究成果を基に、それぞれの文化財が持つ価値や魅力を広く周知する。

また、新たな調査研究を行う場合は、次世代による調査研究を妨げないよう保存を意識して取り組む。共通性、対称性のある自然環境については、比較検証を行うなど一体的に評価を行うことで相互に価値を高め、災害などの自然的要因により発生する地形等の変化についても貴重な自然のプロセスとして捉え、それらを記録し今後の調査研究に活用していく。

信仰に関する調査は因幡国・伯耆国における三徳山の価値の解明を目指す。いずれも各分野の有識者協力の下に実施し、科学的根拠に基づく評価をもって行うことで、調査成果の信頼性向上に繋げる。

2 方法

(1) 調査研究の方法

調査研究は、関係行政機関や博物館、大学などの調査研究機関等又は、これらに属する各分野の有識者と積極的に連携を図り、適切な指導、助言など協力を得て行う。

また、これらの機関等が独自に調査研究を実施する場合、可能な範囲で情報共有等必要な支援を行い、他分野から提供、共有される情報や機材を積極的に活用することで効率的な調査研究に繋げる。

さらに、自然災害等による地形や堆積物の変化などを記録し、履歴等を蓄積することで、今後の新たな研究への発展を模索するとともに、適切な保存管理と整備に繋げる。なお、神倉「湯」地点後口山遺跡など指定地外で行う調査研究であっても、名勝及び史跡三徳山又は名勝小鹿溪に関連する調査の成果は既往の調査研究成果と適切に統合し、評価を行うことで、名勝及び史跡三徳山又は名勝小鹿溪への追加指定を目指す。

表 27 調査の種類と有用な情報・機材

調査の種類	遺構調査・史料調査・植生調査・地質調査
有用な情報	航空レーザー測量データ（微地形図・林相図・表層地質図等）
有用な機材	GPS・ドローン・360度カメラ

(2) 成果の周知方法

これまでの調査研究成果を基に、その価値と魅力を伝え広めるための講演会や学習会、シンポジウム等を行う。実施にあたっては、各種調査研究時に指導、助言を得た有識者等関係者を積極的に招致する。

第2節 保存管理

1 方向性

それぞれの指定基準に基づき、自然環境及び風致景観と歴史的な建造物・遺構等を一体的に保存する。自然環境及び風致景観は現状維持を基本に、一定の自然的要因による変化を許容しつつ、これらに悪影響を及ぼす行為を抑制し、必要に応じて回復を図る。歴史的な建造物・遺構等は良好な状態で

後世へ継承することを基本に、定期的な状態確認と日常的な維持管理、必要な修理を行うとともに、防災対策等の充実を図る。これらは有識者から地域住民まで、様々な個人や団体の参画によって地域の生活と調和した保全活動として推進する。

2 方法

(1) 指定地管理の方法

管理者として土地の所在に関する情報を整理し、一定期間毎に登記事項証明等を確認することで情報を更新し、併せて、地籍調査や林業行政の担当課など、他部局と連携することで指定された土地の動向把握に努める。

また、未指定地のうち、調査研究成果等によって保存管理上重要と判断される土地は、追加指定を進める。

(2) 自然環境及び風致景観の保全方法

いずれの保全活動も所有者が主体的かつ計画的に行えるよう、関係機関及び有識者等と連携し、助言等必要な支援を行う。

①維持管理に必要な措置

- ア 日常的な除草及び樹勢の回復に必要な不要枝の剪定
- イ 枯損木の伐採、枯枝の除却並びに、倒木の撤去
- ウ 病・虫・獣害等の防止
- エ 自生しない樹種（外来種又は園芸種等）の除去
- オ 災害時等における影響範囲の特定及び被害の拡大防止
- カ 自生する希少植物の採取又は損傷の抑制
- キ 歩き荒れや洗掘等による荒廃の抑制

②自然環境及び風致景観の保存に必要な措置

- ア 主要な構成要素に対する眺望の回復（択伐等による支障木の伐採）
- イ 植林された人工林対策（景観回復・災害防止のための択伐、計画的な自然林への転換）
- ウ 減災機能の強化
- エ その他原状に復するための建造物等の復元又は撤去

(3) 歴史的な建造物・遺構等の保全方法

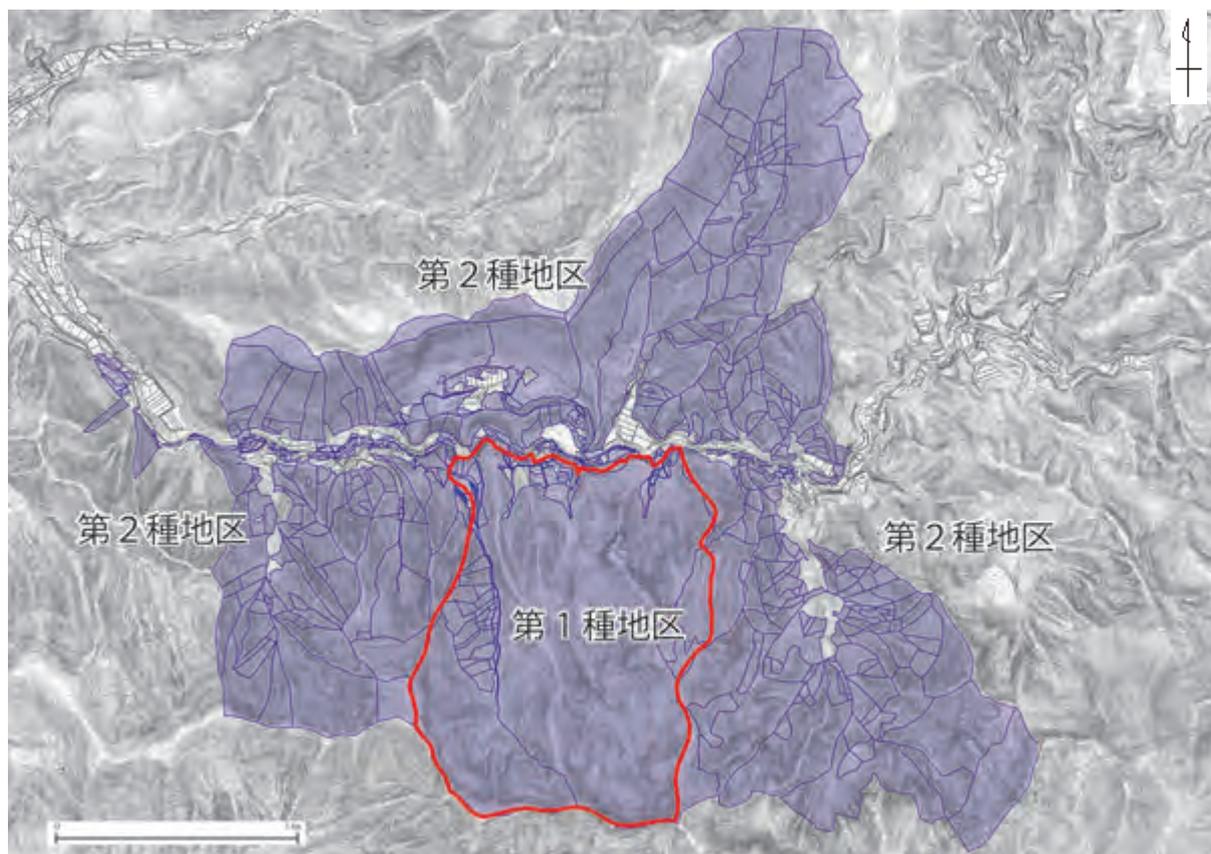
いずれの保全活動も所有者が主体的かつ計画的に行えるよう、関係機関及び有識者等と連携し、助言等必要な支援を行う。

①維持管理に必要な措置

- ア 境内建造物の状態の把握
- イ 災害時等、影響範囲の特定及び被害の拡大防止
- ウ き損又は修理等の内容及びその履歴の管理

②歴史的な建造物の保存に必要な措置

- ア 国指定文化財建造物の修理
- イ 県指定文化財建造物の修理
- ウ その他三徳山を構成する建造物の修理



第14図 名勝及び史跡三徳山保存管理地区区分

- エ 防火・防犯・防災機能の強化
- オ 文化財防火運動の推進

3 保存管理上の地区区分の設定及び現状変更の取扱い方針

保存管理上の重要度に応じて地区を区分し、各地区区分に応じた現状変更の取扱いに係る基本方針を次のとおり示す。

(1) 価値に応じた地区区分の設定

①三徳山（第14図）

文化財保護行政を円滑に進めるため、保存管理計画で定める区域を次のとおり改める。

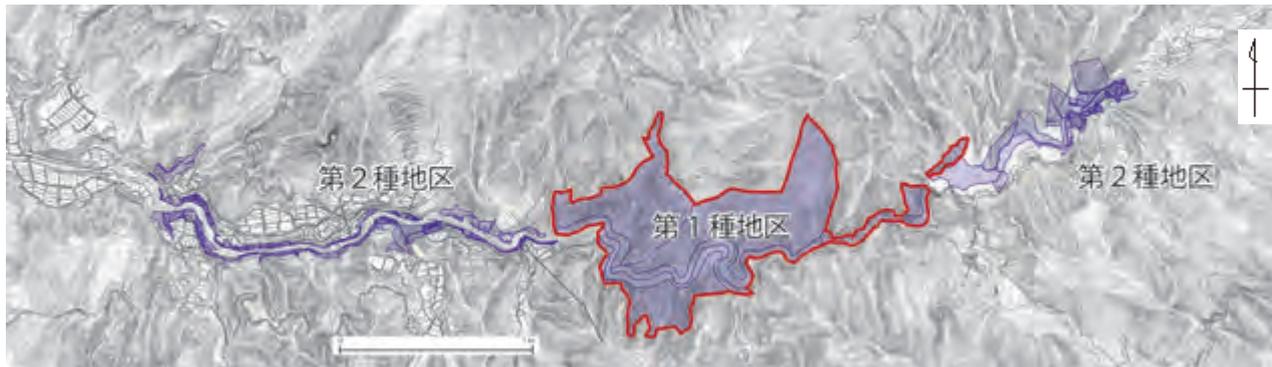
ア 第1種地区

保存管理計画で示す「名勝・史跡厳正保全区域」のことをいう。三徳山の特徴的な地質と地形、植生を特に顕著に示し、国宝である三佛寺奥院（投入堂）をはじめとした国の重要文化財のほか、県指定文化財を含む多くの建造物が建ち並び、周辺に比べ自然度の高い森林が連続的に残る、まさに名勝及び史跡三徳山の価値の中核をなす地区である。

イ 第2種地区

保存管理計画で示す「名勝・史跡厳正保全区域以外の区域」のことをいう。林相は第1種地区から連続し人為的攪乱も比較的少なく、また信仰に係る遺構も点在するなど、名勝及び史跡三徳山の価値を補完している。

また、地域住民の生活圏又はそれに近く、交通網や通信網のほか、駐車場やトイレなど様々な



第15図 名勝小鹿溪保存管理地区区分

便益施設等が文化財に配慮しながら整備されている地区である。

②小鹿溪（第15図）

文化財保護行政を円滑に進めるため、次のとおり地区区分を設定する。

ア 第1種地区

国府犀東により決定された「小鹿溪奇勝二十一景」の大部分を有する地区をいう。雄淵、雌淵、弥六淵を中心に小鹿溪の特徴的な地形や林相を特に顕著に示し、名勝小鹿溪の価値の中核をなす地区である。

イ 第2種地区

第1種地区以外の地区をいう。地形や林相は第1種地区から連続し、河床には甌穴群など特徴的な地形も見られる。小鹿溪谷の特徴を捉えるうえで重要でもあり、その価値を補完している地区である。

(2) 地区毎の方針

前述の地区区分に応じた現状変更の取扱い方針は次のとおり。

①第1種地区

現状維持を原則とし、次の行為を行う場合に限り、風致景観への影響を最小限に抑制することを前提として、埋蔵文化財の確認、調査結果等を踏まえ、協議、検討の対象とする。

ア 三徳山及び小鹿溪又はその他文化財の調査研究・保存管理・活用・整備に必要な行為

イ 三徳山に関わる宗教活動に必要な行為

ウ 自然環境の維持管理等に必要な行為

エ 人の生活・生命を維持するための水道・電気・通信などの施設整備又は防災事業等に関わる行為

オ その他法令に定める行為

②第2種地区

風致景観への影響を最小限に抑制することを前提に、埋蔵文化財の確認、調査結果等を踏まえ、協議、検討の対象とする。

(3) 現状変更の取扱い基準

表 28 現状変更取扱い基準 (1)

行為の種類	取扱い基準	
1. 土地の形状 変更	発掘調査	目的に対し必要最小限の範囲とする。原則、覆土等により原状に復すること。
	災害対策	(1) 遺構に影響を与えず、かつ必要最小限の規模とすること。 (2) 視認され難い場所を選定するなど、可能な限り周辺景観への影響を抑制すること。ただし、現に被災した場所の復旧等についてはこの限りではない。 (3) 可能な限り修景緑化等により景観への影響を抑制すること。緑化を行う場合は自然の回復力が発揮されやすい方法、補植又はその両方により行うこと。
	その他	(1) 遺構に影響を与えず、かつ必要最小限の規模とすること。 (2) 視認され難い場所を選定するなど、可能な限り周辺景観への影響を抑制し、終了後は適切な方法により原状回復又は、修景緑化等によって景観への影響を抑制すること。緑化を行う場合は自然の回復力が発揮されやすい方法、補植又はその両方により行うこと。
2. 伐採	択伐、育成複層林施業等により可能な限り景観への影響を抑制し、伐採後は必要に応じて修景緑化等によって風致上望ましい森林への誘導を図ること。緑化を行う場合は自然の回復力が発揮されやすい方法、補植又はその両方により行うこと。	
3. 植栽	原則、当該地区に生育する植物として、過去に実施した植生調査によって確認されている種と同種のものに限る。ただし、名勝及び史跡三徳山又は名勝小鹿溪以外の指定文化財については個別の方針に従うこと。	
4. 建造物	(1) 遺構に影響を与えないこと。 (2) 外観は、三徳山においては歴史的風致景観に合ったもの、小鹿溪においては風致景観に合ったものにする。こと。 (3) 指定文化財については、個別の方針に従うこと。	
5. 電柱等	新設	当該地区への設置が不可避又は、当該地区以外への設置により文化財への影響が拡大する場合であって、設置しない事で地域住民に著しい不利益が生じる場合は、次項の「改修」の要件を満たした上で協議の対象とする。
	改修	可能な限り第1種地区外への移設等を検討すること。いずれの地区も景観との調和を図ること。
	撤去	適切に原状回復を図ること。
	景観との調和	次のいずれかの方法により景観との調和を図ること。 (1) 地下埋設等による地上構造物の抑制。ただし、附帯工事を含め遺構に影響を与えず、景観に与える影響が低減される場合に限る。 (2) 塗装等による周囲との同化。木製電柱は素材色を基本とし、その他電柱は茶色系のうち可能な限り落ち着いた色彩を採用する。設置位置は、遺構に影響を与えず、視認され難い場所の選定に努めること。

表 29 現状変更取扱い基準（2）

行為の種類	取扱い基準	
6. その他	新設	(1) 遺構に影響を与えないこと。 (2) 位置、規模、構造、色彩等その仕様は、風致景観に調和するよう配慮すること。ただし、道路標識等、その他法令によるものはこの限りではない。 (3) 適切に整理統合を図り、乱立を避けること。ただし一時的に設置されるのぼり旗など、基礎等により地面に固定されず、容易に原状回復が可能なものはこの限りではない。
	改修	適切に整理統合を図り、風致景観に調和するよう配慮すること。
	撤去	適切に原状回復を行うこと。
	景観との調和	(1) 木製品又は石製品等自然素材の場合は素材色を基本とし、それ以外は明度を下げるなど可能な限り落ち着いた色彩を基調とすること。 (2) その他、表面材に木製品又は石製品等自然素材の使用若しくは、自然素材を模した加工を施すなど、景観との調和に資する仕様を可能な限り採用すること。

(4) 文化庁の許可を受けることを要しない行為

文化財保護法第125条に基づき文化庁の許可を受けることを要しない行為は次のとおり。

①現状変更

維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合

【維持の措置】

ア 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

イ 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

ウ 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②保存に影響を及ぼす行為

影響の軽微である場合

(5) 現状変更許可申請に係る手続き

現状変更を行おうとする者は、事前に三朝町文化財担当課へ相談すること。手続きの流れは表30のとおり。

表 30 現状変更許可申請に係る手続きの流れ

1 事前相談	現状変更等許可申請者（以下、「申請者」という。）は、予定する行為の目的・位置・規模・スケジュール・その他各種法令の対応状況等を整理したうえで、三朝町文化財担当課に相談する。
2 事前協議	計画された現状変更等の行為の内容について、三朝町文化財担当課は関係各課※と情報を共有し協議を行うほか、鳥取県及び、必要に応じて文化庁と事前協議を行う。事前協議の結果、修正等必要な指示は三朝町文化財担当課から行う。 ※第2章第2節3（5）に記載する法規制の関係各課を含む。
3 許可申請	①申請者は、現状変更等許可申請書等（以下、「申請書等」という。）を作成し、文化庁長官（文化財保護法施行令第5条第4項に該当する内容である場合は鳥取県知事）に提出する。申請書等の記載及び添付資料は「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」（本計画の巻末資料参照）に基づいて作成する。 ②①で作成した申請書等は三朝町文化財担当課を経由して提出する。三朝町文化財担当課は受理した申請書等を精査し、管理団体としての意見を付して鳥取県へ進達する。鳥取県は申請内容を審査の上、意見を付して文化庁へ進達する。
4 申請結果	三朝町文化財担当課は許可内容等について、許可通知をもって申請者へ伝達する。
5 着手	①申請が許可された場合、申請者はこれに着手する。 ②許可に条件が付されている場合、申請者はこれに従う。 ③許可された内容について変更の必要が生じた場合は、すみやかに三朝町文化財担当課へ協議を行う。軽微な変更又は期間の延長等である場合、申請者は現状変更の計画変更書を提出し、文化庁長官（又は鳥取県知事）の許可を得なければならない。なお、変更の内容が軽微でない場合は、別途申請書等の提出が必要になる。
6 終了報告	許可された現状変更等が完了した場合、三朝町文化財担当課へ現状変更等終了報告書を提出する。

第3節 活用

1 方向性

基盤となる自然環境や、そこに成立した信仰の歴史的背景、溪谷美など、それぞれの文化財が持つ価値や魅力を、他の地域資源とも組み合わせながら観光や教育の場において積極的に活かす。近年、推進されている日本遺産や国立公園に関する取組など、他の地域資源と緊密に連携し、三徳山・小鹿溪・三朝温泉をめぐる文化観光を振興することで相互に誘客を図る。また、学校教育及び社会教育とも連携することで、老若男女問わず幅広い層の人々に対し文化財及び地域への理解と、愛着を醸成する。

2 方法

(1) 観光との連携

日本遺産をはじめ、文化財と三朝温泉を使った一体的な文化観光の振興と、受入れ環境の整備により、国内外から広く誘客を図り、地域経済の活性化を目指す。

情報発信面ではホームページやSNSをより積極的に利用し、写真や動画による視覚的な情報を積極的に増やすなどコンテンツの充実を図ることで拡散力を向上させる。また、チラシやポスター、エリアマップ等のデジタル化によって利便性の向上に繋げる。

トイレ等の便益施設については、来訪者に対応できるよう整備を行うことで受入れ環境を整える。

また、VRによる疑似体験やARによる文化財ガイド等、デジタル機器の活用によるコンテンツを充実させることで、来訪者の満足度向上に繋げる。

さらに、来訪者数や動向を把握する仕組みづくりを進めるため、モニターツアーや満足度調査を実施し、社会状況に対応した新たな観光戦略を創造する。

(2) 教育との連携

学校教育では、地域学習や教職員研修を通じて地域の魅力を伝えるとともに、現地体験の機会を創出する。併せてGIGAスクール構想と連携した学習コンテンツを提供し、アンケート等により事業効果を測ることで学習教材としてのブラッシュアップに繋げる。

社会教育では、講演や学習会、企画展、体験型の地域学習など、大人から子どもまで幅広い世代に町の歴史や文化を総合的に学ぶ機会、触れる機会を提供し、アンケート調査等によって学習・体験コンテンツの充実に活かす。これらを地元地域協議会と連携して進めることで、地域への誇りと愛着の醸成に繋げる。

第4節 整備

1 方向性

文化財を保存するための整備、文化財の価値を体験・理解するための整備、利便性向上のための整備、その他環境整備基本計画に記載した整備に分けて整理し、第2節の保存管理方針に沿って進める。文化財を保存するための整備は、歴史的な建造物等の確実な保存と自然災害等による被害の抑制を図る。

文化財の価値を体験・理解するための整備は、文化財の価値を享受できる対象者の拡大を図る。

利便性向上のための整備は、より快適な文化観光の推進を図る。

なお、施設等の設置にあっては、指定地内に限らずその場所を検討し、整備対象地が指定地外であっても同方針に準じる。

2 方法

(1) 文化財を保存するための整備

①モノレールの整備

三徳山における文化財の修理や維持管理、祭祀等を安定的に行うために必要な物資等を搬入する手段として、常設の検討を進める。検討に際し、受益者等関係者による負担の在り方等を整理し、その仕様や設置場所、設置後の用途、運用体制などについて設置者等関係者に対し指導、助言を行う。

②防火・防犯・防災設備の整備

(2) 文化財の価値を体験・理解するための整備

それぞれの文化財の価値を魅力的かつ一体的に伝えるために必要な整備を実施し、併せて機能の維持に必要な措置を計画的に行う。

第6章 保存と活用の方向性とその方法

- ①新たな奥院展望所（遥拝所）の整備
- ②既存遊歩道の改修
- ③眺望維持に必要な最小限の剪定又は伐採
- ④疑似体験ができる VR 動画の導入
- ⑤ガイダンス施設の展示内容の充実
- ⑥文化財解説板等の整備

（3）利便性向上のための整備

来訪者の利便性向上を図るために必要な整備を実施する。

- ①公衆トイレの整備
- ②誘導サインの整備
- ③スマートフォン等と連動した案内情報の整備
- ④安全対策に関する整備
- ⑤バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

（4）その他環境整備基本計画に記載した整備

表 31 環境整備基本計画における未整備項目とその対応

項目	概要	対応方法
石段修理等	石垣の修理・電柱地中化・案内看板等の整備	石垣：鳥取県治山砂防課及び三朝町建設水道課と連携し、周辺の流出水の処理対策と一体的な対応を検討する。 電柱：電柱更新のタイミングと併せ、設置者と電柱以外の方法について検討協議する。 看板：引き続き設置者及び所有者と連携し、外観の統一及び効果的な内容に更新するために必要な助言を行う。
行者道迂回路整備	新たな迂回登山道の開設	迂回路に拘らず、行者道の保護に有効な方法を引き続き関係者と連携して検討する。この間、所有者による現在の登山道の維持管理を継続しつつ、所有者に対し助言又は有識者を招聘し意見を求めるなど必要な支援を行う。
三佛寺周辺散策路整備	散策路の整備	実施しない。保存活用上特に重要な発見があるなど、対象地の整備が必要になった場合に改めて検討する。
因伯の名水遊歩道整備	不動滝への歩道整備	今後の活用方法を整理し、安全性の確保とともにそれに合わせた整備を検討する。
防火水槽等の整備	防火水槽の設置	三朝町総務課危機管理局と連携し、現在の防火設備の整備状況を踏まえた必要性を検討する。併せて、鳥取県中部消防局と連携し、火災を発生させないために必要な指導、助言を所有者等関係者に対し行う。
緊急車等進入路整備	消防車等の緊急車両が県道から本堂付近へ侵入できる道路の開設	道路整備は文化財への影響が大きく課題が多い。道路以外の選択肢も含めて、継続して必要性や方法を地域関係者と検討していく。関係者等に対し、文化財を保護するために必要な助言を行う。
緊急連絡網整備	管理事務所との連絡網整備	所有者等関係者に対し、携帯電話を利用するなど新たな設備の整備を必要としない緊急時の連絡体制を構築するために必要な助言を行う。

第5節 運営体制

1 方向性

文化財保護は所有者の責任において行うことを前提に、三朝町は管理団体として指導や助言、関係団体との調整など必要に応じて適切な支援を行うほか、それぞれの文化財が持つ価値を高めるための調査研究を進める。

また、三朝町役場内でもこれまで以上に関係各課との連携を図ることはもとより、文化財に関する有識者や観光団体、地域住民など、幅広い分野の団体や個人を積極的に巻き込み、それぞれが得意とする分野を活かすことで、円滑な文化財保護行政の推進に繋げる。

2 方法

管理団体である三朝町は、所有者を中心に、各種関係法令等所管機関及び、関係民間団体等との連携を強化する。

- (1) 所有者と綿密に情報を共有し、必要な指導、助言を行う。
- (2) 三朝町役場内の関係各課との情報共有、連携を強化する。
- (3) 文化庁及び鳥取県文化財部局と綿密に情報を共有し、細やかな指導、助言を得る。
- (4) 各分野の有識者を招聘し、専門的見地から指導、助言を得る。
- (5) 所有者、有識者、観光関係者などによる三徳山・小鹿溪の保護継承のための全体会議を開催し、情報の共有と諸課題の解決にあたる。

【全体会議参加想定団体】

- ・行政 三朝町、鳥取県（文化財部局等）
- ・三徳山 三徳山三佛寺・輪光院・正善院・皆成院・三徳地域協議会
- ・小鹿溪 小鹿地域協議会
- ・町内関係団体 三朝町日本遺産活用推進協議会（守る会・活かす会）
三朝温泉観光協会・三朝温泉旅館協同組合・三朝町商工会 等

【その他連携すべき団体】

文化庁、林野庁、国土交通省、環境省、鳥取県（農林水産部・県土整備部・生活環境部、企業局・総合事務所等）、鳥取県中部ふるさと広域連合、分野別有識者 等

第7章 今後の保存活用に向けて

第1節 保存活用の実施

名勝及び史跡三徳山と名勝小鹿溪を一体的に保存し活用することを基本とし、これらの所有者や有識者、観光関係者などによる全体会議を通じて双方が連携し、更に魅力を引き出すよう取組むこととする。

第2節 実施期間

本計画に示した保存活用に関する諸事業について、概ね前期（1～5年）、後期（6～10年）、通年（全期間）に区分して取組む。なお、ここで示す実施期間については進捗を管理し、適宜見直しを図るものとする。

表 32 保存活用のスケジュール

実施項目		三徳山	小鹿溪	前期	後期
				R4～8年	R9～13年
調査研究	講演会等の開催	○	○		
	信仰に関する調査	○			
	調査研究機関等との連携	○	○		
保存管理	土地の所在確認	○	○		
	追加指定	○	○		
	自然環境及び風致景観の維持・回復	○	○		
	モノレールの設置	○			
	境内建築物の修理				
活用	情報発信	○	○		
	デジタルコンテンツの充実	○	○		
	マーケティング調査	○	○		
	現地体験・現地学習	○	○		
	モニターツアー	○			
	トレイル資料の作成		○		
整備	展望所（遥拝所）の設置	○			
	小鹿溪遊歩道の改修		○		
	VRの導入	○			
	展示内容の充実	○			
	解説・誘導サインの整備・改修	○	○		
	公衆トイレの設置・改修	○			
	安全対策	○	○		
体制	一体的な活用推進体制の確立	○	○		

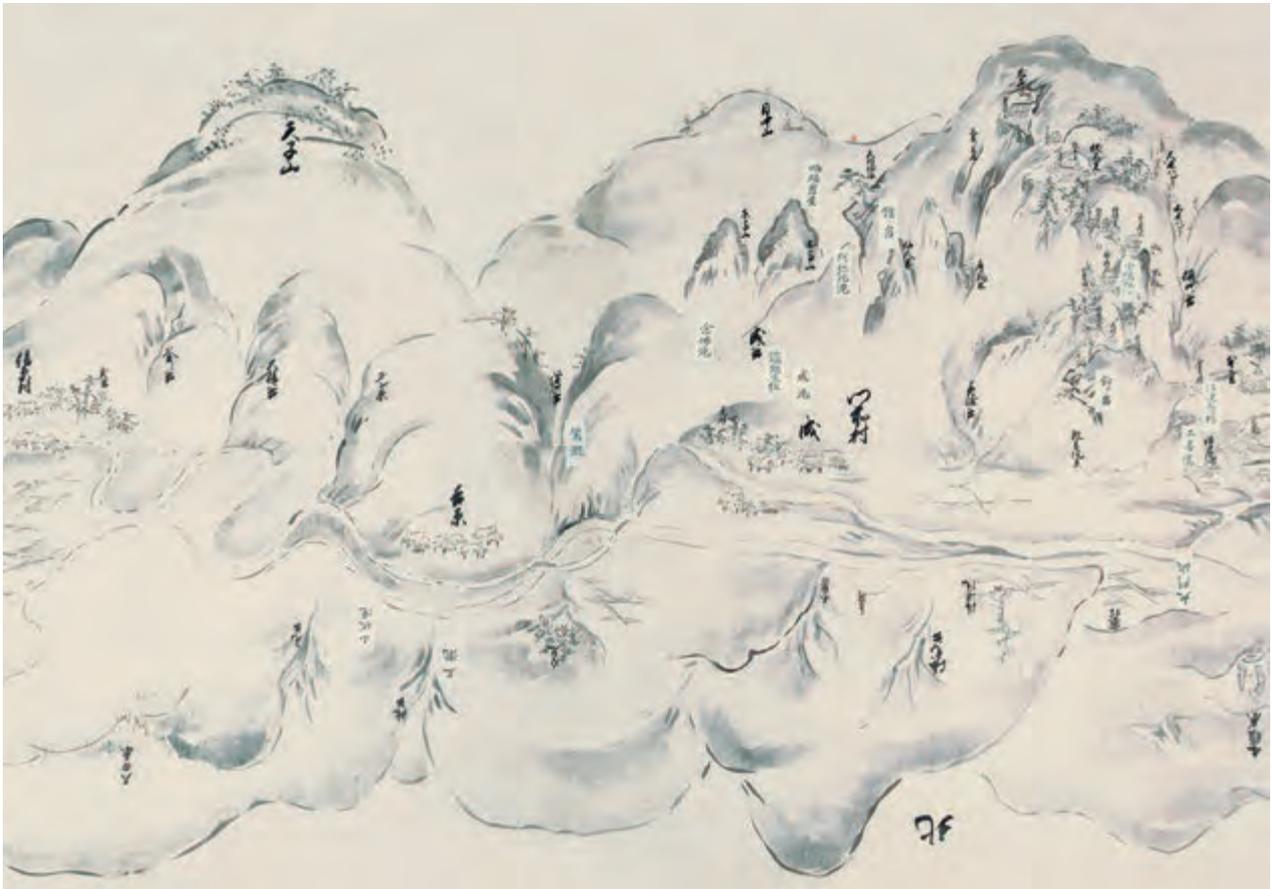
第3節 計画の周知

本計画を推進するため、第3章及び第4章で示した関係団体等に対し本計画を周知するとともに、ホームページ、広報により一般住民にも広く周知を図る。また、周知の埋蔵文化財包蔵地の確認等で訪れる開発行為者に対し本計画を予め示すことで、文化財保護行政の円滑化に繋げる。

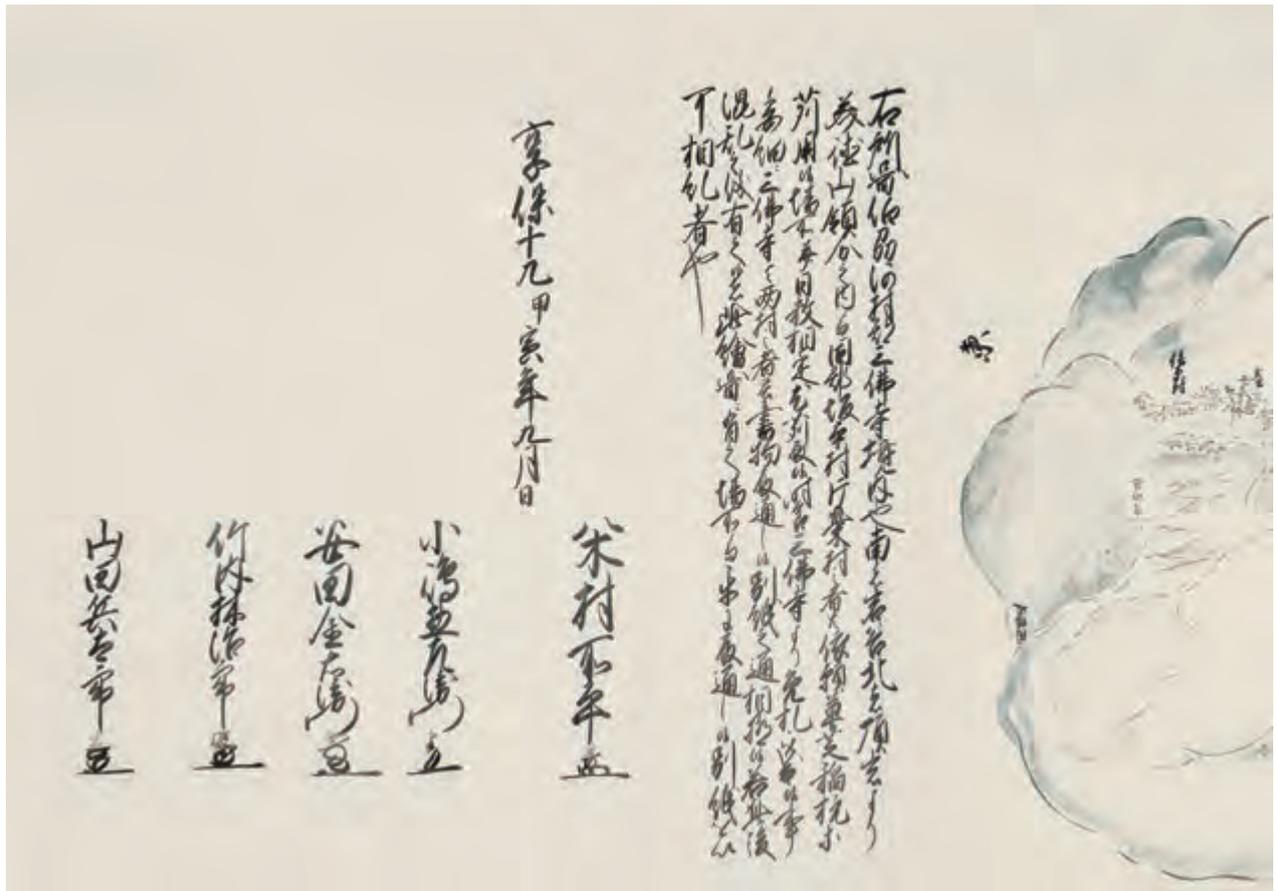
卷末資料



第 16 図 享保 19 年 (1734) 美徳山三佛寺境内絵圖 (全 1 / 3)



第 17 図 享保 19 年 (1734) 美徳山三佛寺境内絵圖 (全 2 / 3)



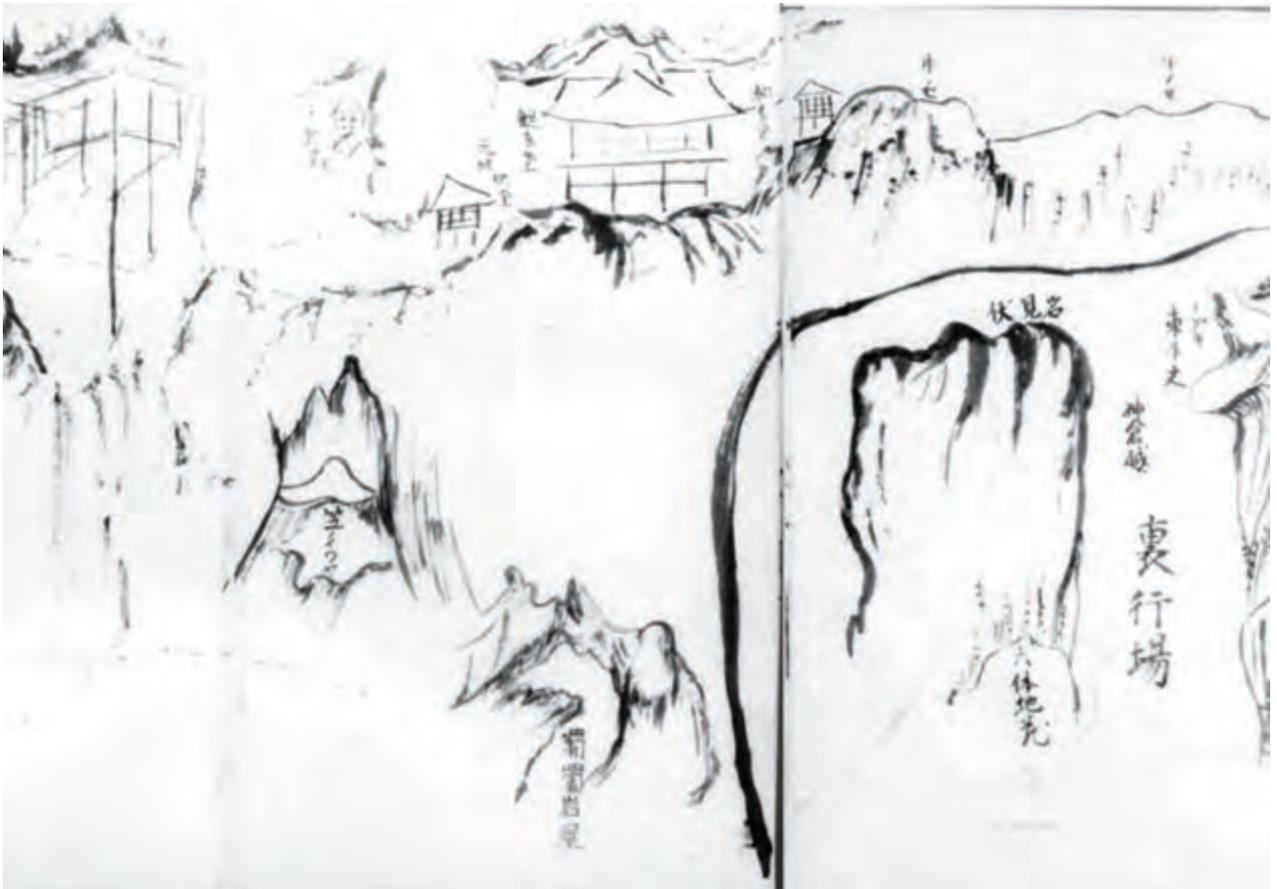
第 18 図 享保 19 年 (1734) 美德山三佛寺境内絵圖 (全 3 / 3)



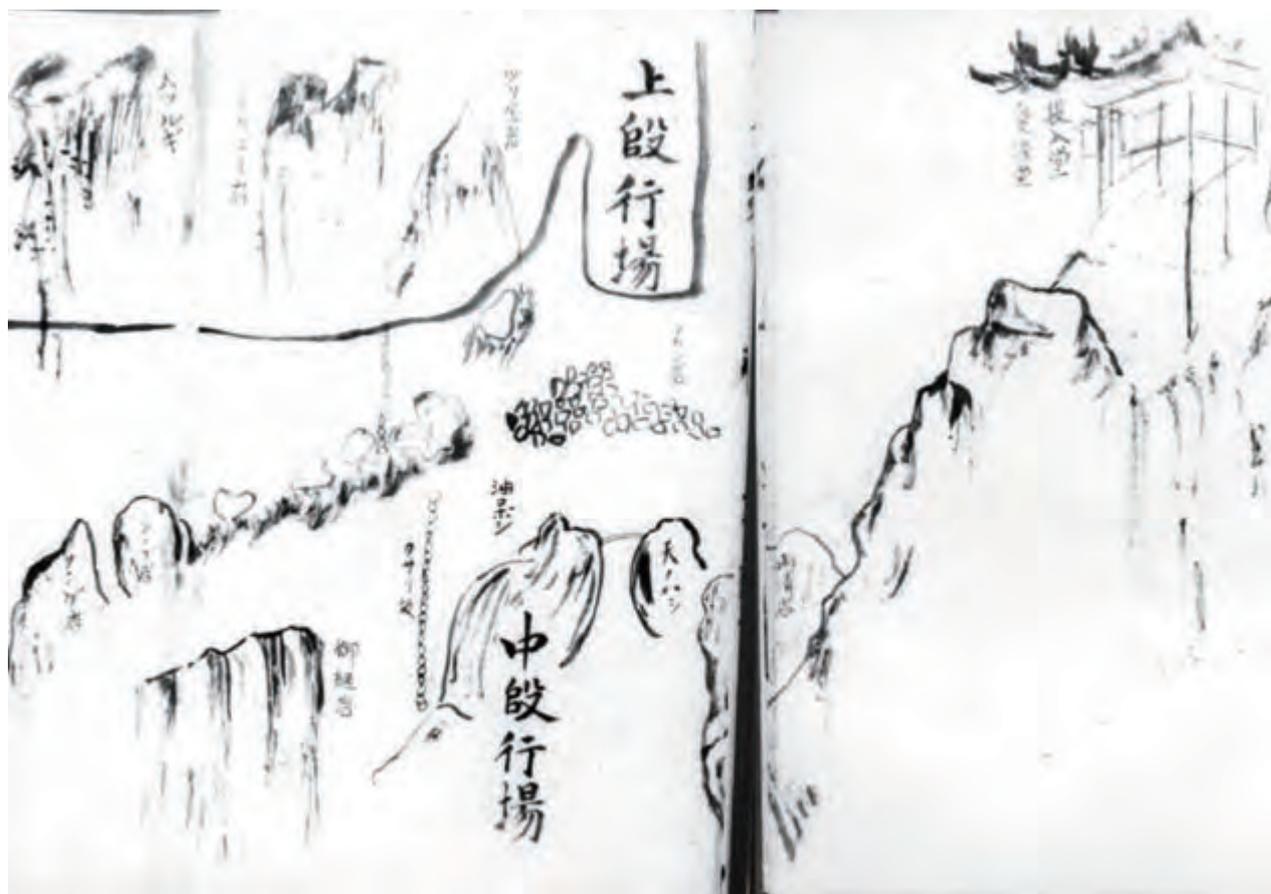
第 19 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 1 / 6)



第 20 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 2 / 6)



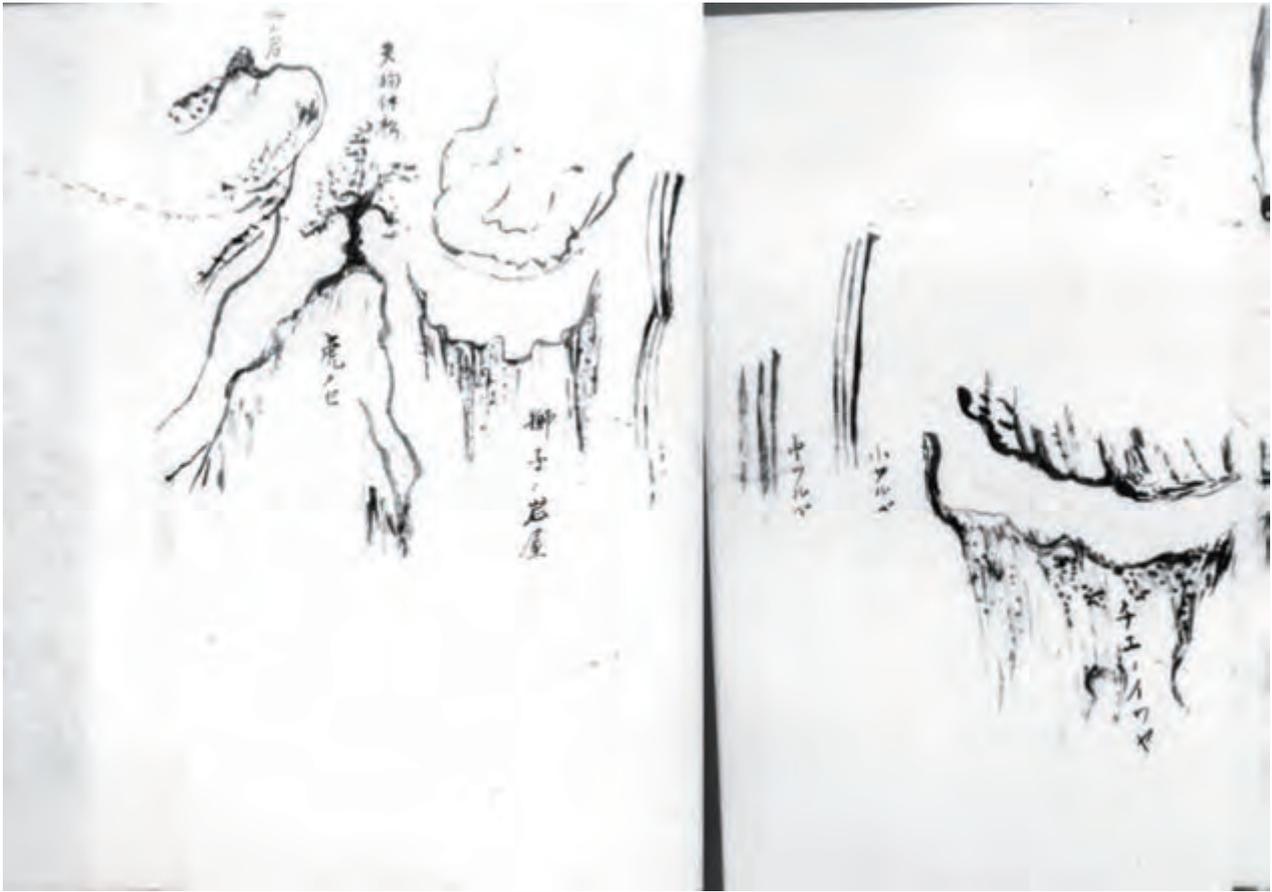
第 21 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 3 / 6)



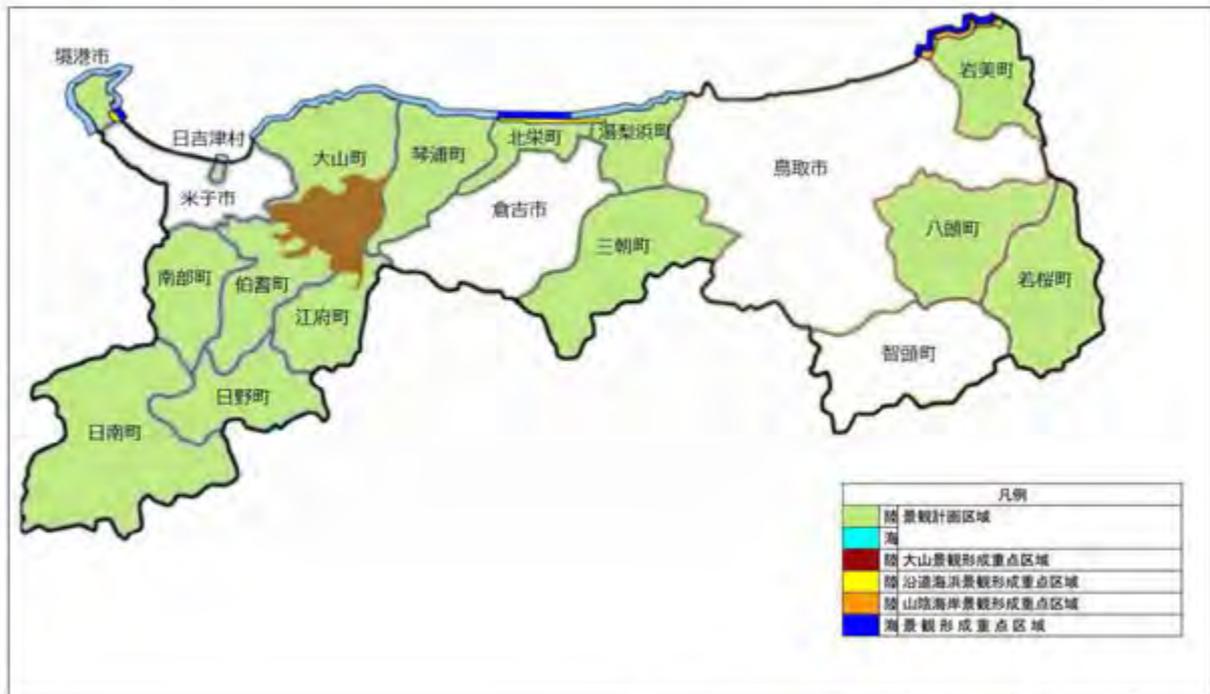
第 22 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 4 / 6)



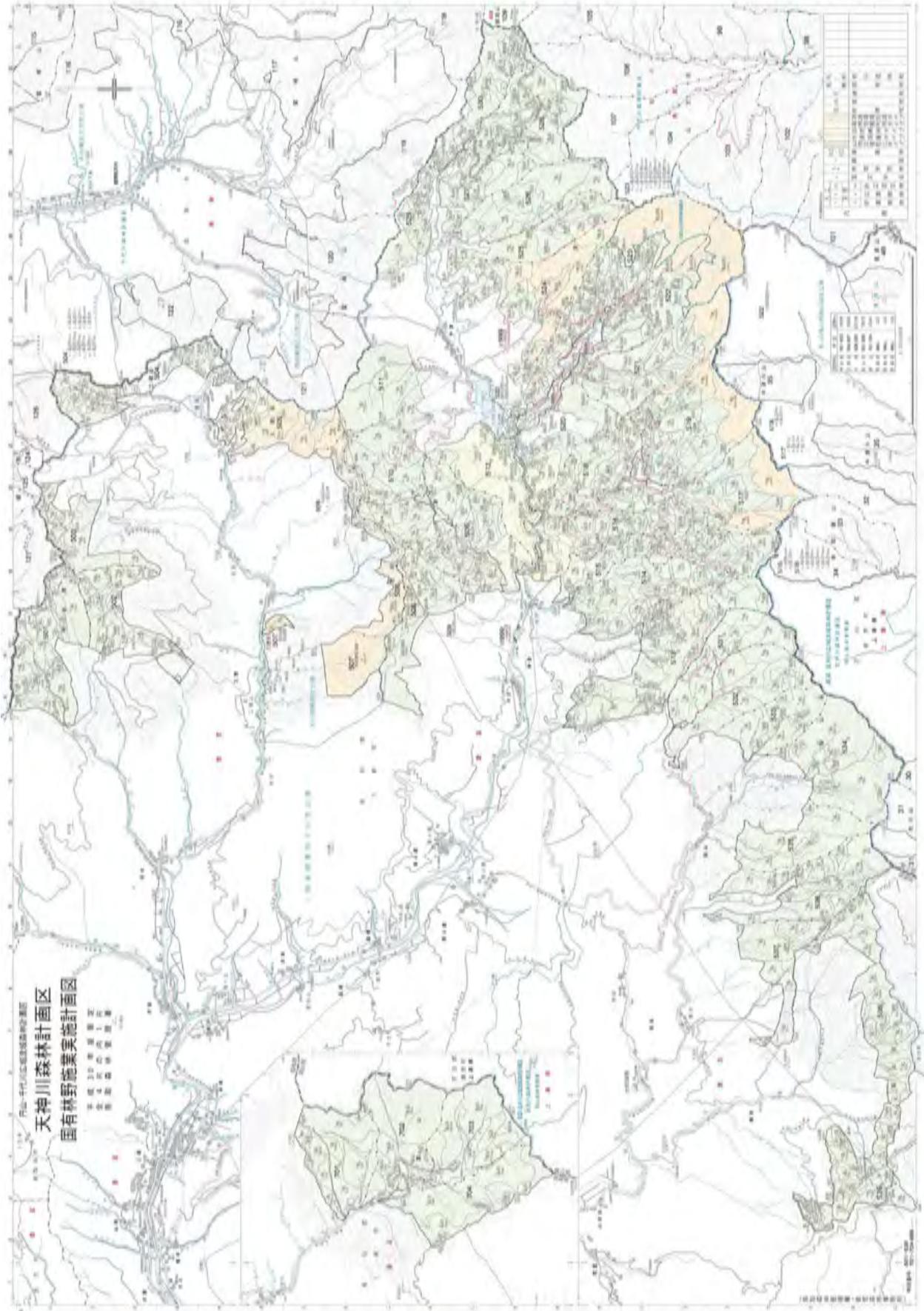
第 23 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 5 / 6)



第 24 図 昭和 6 年三徳山行者道地図 (全 6 / 6)



第 25 図 鳥取県景観計画図 (全体区域図)



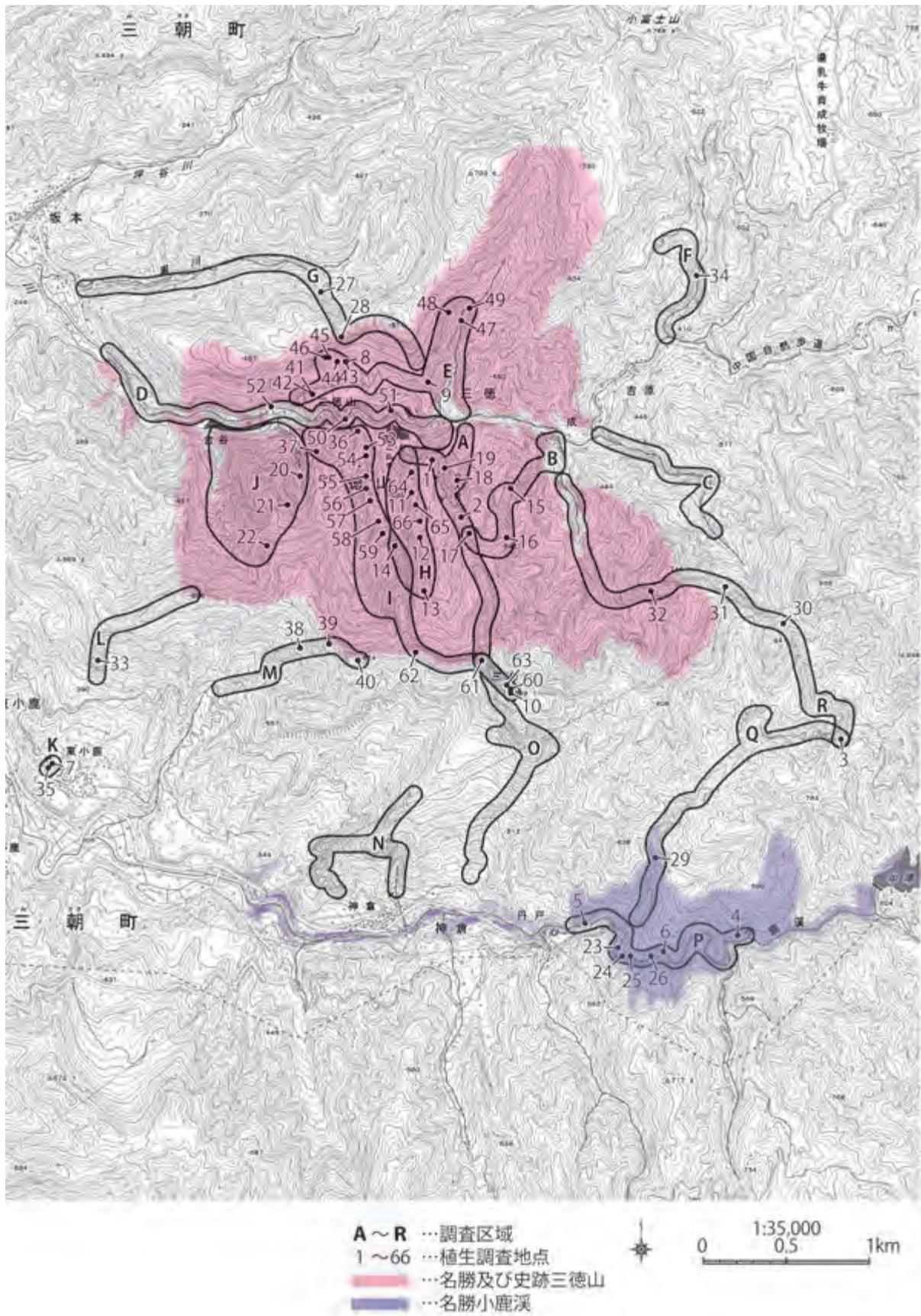
第 28 図 天神川森林計画区 国有林野施業実施計画図 (縮尺 S=1/60,000)

表 33 三徳山と小鹿溪に生育する主な絶滅危惧植物（指定地外を含む）（1）

	和名	環境省 2020	鳥取県 2021	科	学名	写真
1	ヒモカズラ		絶滅危惧 II類	イワヒバ	<i>Selaginella shakotanensis</i> (Franch. ex Takeda) Miyabe et Kudô	
2	イワヒバ		準絶滅危惧	イワヒバ	<i>Selaginella tamariscina</i> (P.Beauv.) Spring	
3	ハコネシダ		絶滅危惧 I類	イノモトソウ	<i>Adiantum monochlamys</i> D.C.Eaton	
4	イワデンダ		準絶滅危惧	イワデンダ	<i>Woodsia polystichoides</i> D.C.Eaton	
5	クラガリシダ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 I類	ウラボシ	<i>Dryotaenium miyoshianum</i> (Makino) Makino	
6	ビロードシダ		準絶滅危惧	ウラボシ	<i>Pyrrosia linearifolia</i> (Hook.) Ching	
7	ナツエビネ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	ラン	<i>Calanthe puberula</i> Lindl. var. <i>reflexa</i> (Maxim.) M.Hiroe	
8	ヨウラクラン		絶滅危惧 II類	ラン	<i>Oberonia japonica</i> (Maxim.) Makino	
9	サンカヨウ		準絶滅危惧	メギ	<i>Diphylleia grayi</i> F.Schmidt	

表 34 三徳山と小鹿溪に生育する主な絶滅危惧植物（指定地外を含む）（2）

	和名	環境省 2020	鳥取県 2021	科	学名	写真
10	ミスミソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II類	キンポウゲ	<i>Hepatica nobilis</i> Schreb. var. <i>japonica</i> Nakai	
11	モミジカラマツ		絶滅危惧 I類	キンポウゲ	<i>Trautvetteria caroliniensis</i> (Walter) Vail var. <i>japonica</i> (Siebold et Zucc.) T.Shimizu	
12	ヤマシャクヤク	準絶滅危惧	準絶滅危惧	ボタン	<i>Paeonia japonica</i> (Makino) Miyabe et Takeda	
13	ヤシャビシヤク	準絶滅危惧	準絶滅危惧	スグリ	<i>Ribes ambiguum</i> Maxim. var. <i>ambiguum</i>	
14	メグスリノキ		絶滅危惧 II類	ムクロジ	<i>Acer maximowiczianum</i> Miq.	
15	エゾカワラナデ シコ		絶滅危惧 II類	ナデシコ	<i>Dianthus superbis</i> L. var. <i>superbus</i>	
16	キヌタソウ		準絶滅危惧	アカネ	<i>Galium kinuta</i> Nakai et H.Hara	
17	シシンラン	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I類	イワタバコ	<i>Lysionotus pauciflorus</i> Maxim.	



第 29 図 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査区域図（名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪の指定範囲を加筆）

表 36 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (2/11)

項目	調査地	No.07 東小鹿神社社叢①	No.08 三徳風穴・東屋上方	No.09 投入堂廻りコース中間地点	No.10 三徳山山頂	No.11 樋口谷①	No.12 樋口谷②
林分 海抜・傾斜 面積 出現種 調査年月日 緯度・経度		スダジイ 260m 南 15° 30m × 30m 28種 平成12年1月6日 欠測	コナラ 340m 南 20° 20m × 20m 33種 平成16年9月15日 欠測	コナラ 370m 南 5° 20m × 20m 22種 平成16年9月15日 欠測	ブナ 890m 西 5° 20m × 20m 19種 平成19年6月11日 欠測	トチノキ 370m 北 10° 20m × 30m 28種 平成20年7月1日 欠測	トチノキ 450m 西 5° 20m × 20m 24種 平成20年7月1日 欠測
高木層の優先種・種数 高さ・植被率 亜高木層の優先種・種数 高さ・植被率 低木層の優先種・種数 高さ・植被率 草本層の優先種・種数 高さ・植被率		スダジイ 6種 20m・80% ヤブツバキ 10種 12m・40% アオキ 9種 2m・30% ジャノヒゲ 6種 0.3m・10%	コナラ 4種 15m・75% リョウブ 7種 8m・30% バイカウツギ 12種 2m・50% コカンスゲ 11種 0.4m・30%	コナラ 3種 15m・60% イヌシデ 7種 7m・10% ヤブツバキ 12種 2m・20% チマキザサ 11種 0.5m・30%	ブナ 3種 18m・85% ブナ 5種 10m・40% クロモジ 9種 2m・30% オオイワカガミ 11種 0.3m・30%	トチノキ 4種 23m・90% ヤブツバキ 6種 12m・30% チドリノキ 7種 2.5m・40% ジュウモンジシダ 15種 0.7m・60%	トチノキ 3種 22m・85% テツカエデ 4種 10m・30% チドリノキ 7種 2m・30% ギンバイソウ 14種 0.5m・50%
幹周 (cm)		タブノキ (361) (236) スダジイ (245) スギ (346) イヌシデ (289)			ブナ (324) (287) ミズナラ (263) (250) ヒノキ (390) (315)	トチノキ (555) ケヤキ (198)	トチノキ (574) (570) カツラ (叢生株) (900)
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生		高木層 (T1) 3-3 スダジイ 2-2 タブノキ 2-2 イヌシデ 2-2 ケヤキ 2-2 スギ 1-1 ミズキ 亜高木層 (T2) 2-2 ヤブツバキ 1-1 タブノキ 1-1 ヤブニッケイ 1-1 コハウチワカエデ 1-1 ヒノキ + エズリハ + サカキ + アスナロ + テイカカズラ + ヤドリギ 低木層 (S) 2-2 アオキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 ウラジロガシ 1-1 サカキ + ネズミモチ + シロダモ + ホンシヤクナグ + シラカシ + キヤラホク 草本層 (H) 1-2 ジャノヒゲ 1-1 シヤガ 1-1 ヤブコウジ 1-1 ベニシダ + ヤブラン + シンガシラ	高木層 (T1) 3-3 コナラ 2-2 イヌシデ 2-2 クロミズキ 1-1 ヤマザクラ 亜高木層 (T2) 2-2 リョウブ 1-1 カナクギノキ 1-1 アカシデ 1-1 ナカマド 1-1 ウリハダカエデ 1-1 ヤマグワ 低木層 (S) 1-1 アオキ 1-1 ナガバモミジイチゴ + ミヤマイボタ + カナクギノキ + ダンコウバイ + コハウチワカエデ + コマユミ + クロモジ + ミヤマイボタ + ニワトコ + クロミズキ + ハナノカダ + エゾアジサイ 草本層 (H) 2-2 コカンスゲ 1-2 イワガラミ 1-1 クマワラビ 1-1 ジュウモンジシダ 1-1 ユキナシヤブソテツ + シンミズヒキ + チヂミザサ + コタニワタリ + クルマバソウ + トラノオシダ + ナワエビネ	高木層 (T1) 3-3 コナラ 1-1 アカマツ 1-1 ケヤキ 亜高木層 (T2) 1-1 イヌシデ 1-1 リョウブ 1-1 コナラ + ケヤキ + フジ 低木層 (S) 2-2 ヤブツバキ 1-1 ヒサカキ 1-1 アオキ 1-1 ナガバモミジイチゴ + ミヤマイボタ + カナクギノキ + ダンコウバイ + サネカズラ + サルトリイバラ 草本層 (H) 2-2 チマキザサ 1-1 シンガシラ 1-1 タチバナミズレ + ヤブコウジ + コナラ + イロハモミジ + ヘクソカズラ + カナクギノキ + イヌシデ + チヂミザサ + アオキ	高木層 (T1) 3-3 ブナ 3-3 ミズナラ 2-2 ヒノキ 亜高木層 (T2) 2-2 ブナ 2-2 ミズナラ 1-1 サルナシ + アズキナシ 低木層 (S) 2-2 クロモジ 1-1 ブナ 1-1 ハイイヌガヤ + ハウチワカエデ + タスナサワフタギ + チュウゴクササ + マルバマンサク + コシアブラ + ナツツバキ 草本層 (H) 2-2 オオイワカガミ 1-1 イワガラミ 1-1 チヂミザサ 1-1 モミシハダマ + ブナ + ツルシキミ + ミヤマナルコユリ	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 スギ 1-1 サワグルミ 1-1 ケヤキ 亜高木層 (T2) 2-2 ヤブツバキ 2-1 チドリノキ 1-1 アカシデ 1-1 シロダモ 1-1 フサザクラ + オンシヤクジデンダ 低木層 (S) 2-2 チドリノキ 2-2 ハイイヌガヤ 1-1 シロダモ 1-1 フサザクラ 1-1 アオキ + クロモジ + クロウメドキ 草本層 (H) 2-2 ジュウモンジシダ 2-2 ミヤマイボタ 2-2 ヤマキツツツ 2-2 リョウモンシダ 1-1 コチヤルメルソウ 1-1 ツルアジサイ 1-1 トチノキ 1-1 キヨタキシダ 1-1 サカケイノデ + ナツエビネ + イワタハコ + オクシダ + シンガ + トラノオシダ + ノブキ	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 テツカエデ 1-1 カツラ 亜高木層 (T2) 2-2 テツカエデ 1-1 チドリノキ 1-1 サワグルミ 低木層 (S) 2-2 チドリノキ 1-1 ミヤマハハツ 1-1 ウリノキ + オニイタヤ + ウラジロガシ + ハイイヌガヤ + ツリバナ 草本層 (H) 2-2 キンバイソウ 2-2 ウワバミソウ 1-1 ミヤマイトチシダ 1-1 ジュウモンジシダ 1-1 ミヤマシダ 1-1 リョウモンシダ +1 クルマバソウ +1 サンインシロカネソウ + カラクサイヌワラビ + ミヤマイトクサ + ミヤマシダ + コタニワタリ + トチパンシダ

表 37 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (3/11)

項目	調査地 No.13 種口谷③	No.14 種口谷④	No.15 成～投入堂上部①	No.16 成～投入堂上部②	No.17 成～投入堂上部③	No.18 美徳谷奥部
林分 方位・傾斜 面積 出現種 調査年月日 緯度・経度	トチノキ 580m 西 10° 20m × 20m 39種 平成20年7月1日 欠測	トチノキ 560m 東北 5° 20m × 20m 25種 平成20年7月1日 欠測	ミズナラ 500m 東 20° 20m × 20m 44種 平成20年9月17日 欠測	ブナ 600m 北 5° 20m × 10m 29種 平成20年9月17日 欠測	ブナ 620m 北 10° 25m × 20m 32種 平成20年9月17日 欠測	トチノキ 411m 北 35° 25m × 25m 37種 平成21年5月26日 N35° 23' 52" E133° 57' 34"
高木層の優先種・種数 高さ・植被率	トチノキ 4種 25m・85%	トチノキ 3種 26m・70%	ミズナラ 9種 17m・85%	ブナ 7種 20m・90%	ブナ 4種 27m・90%	トチノキ 6種 20m・85%
亜高木層の優先種・種数 高さ・植被率	フサザクラ 5種 8m・30%	フサザクラ 5種 10m・30%	アカガシ 7種 10m・30%	リョウブ 7種 10m・30%	タムシバ 5種 10m・20%	シロダモ 6種 10m・40%
低木層の優先種・種数 高さ・植被率	ハイヌガヤ 16種 2m・40%	ウリノキ 7種 2.5m・30%	ホンシヤクナゲ 17種 2m・40%	アセビ 14種 2.5m・65%	クロモジ 12種 2.5m・60%	クロモジ 13種 2m・30%
草本層の優先種・種数 高さ・植被率	ジュウモンジダ 16種 0.5m・30%	ミヤマイラクサ 14種 1m・50%	コカンスゲ 14種 0.4m・40%	オオイワカガミ 14種 0.3m・40%	オオイワカガミ 10種 0.3m・30%	ウワバミソウ 15種 0.5m・40%
幹周 (cm)	ユクノキ (260) トチノキ (574)	カツラ (養生株) (790) サワグルミ (290)	ケヤキ (243) アカガシ (125)	ブナ (97)	スギ (300)	ケヤキ (310)
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 イヌブナ 3-1 オニタヤ 1-1 ユクノキ 亜高木層 (T2) 2-2 フサザクラ 1-1 チドリノキ + ハクウンボク + テンカエデ + オシヤクザデンダ 低木層 (S) 2-2 ハイヌガヤ 1-1 アオキ 2-1 オオカメノキ 1-1 シロダモ + ミヤマハハソ + クロモジ + ブナ + イタヤカエデ + トチノキ + ハクウンボク + ウリノキ + アカガシ + アサギモ + エンジュノキ + オニグルミ + クロタキカズラ 草本層 (H) 2-2 ジュウモンジダ 1-1 リョウモンシダ 1-1 ミンダ + カンスゲ + カマツク + ヌツ + ナルコユリ + マムシグサ + キンバイソウ + マツバサ + アカシヨウマ + ウワバミソウ + エンレイソウ + トチノキ + ジンジソウ + ノブキ	高木層 (T1) 3-3 トチノキ 2-1 カツラ 1-1 サワグルミ 亜高木層 (T2) 2-2 フサザクラ 1-1 サワグルミ + ツルアジサイ + オニタヤ + タムシバ 低木層 (S) 2-2 ウリノキ 1-1 チヤボガヤ + ハイヌガヤ + サワグルミ + シラキ + アオキ + タムシバ 草本層 (H) 2-2 ミヤマハハソ 2-2 キンバイソウ 1-1 クルマバナ 1-1 ミズタヒラコ 1-1 ヲバミソウ + ボタンネコノメソウ + ツルアジサイ + アセビ + サカダイヂ + オニグルミ + マムシグサ + ヒナウスツボ + ヤマツテツ + ジュウモンジダ + キバナアキギリ	高木層 (T1) 3-3 ミズナラ 2-2 ケヤキ 2-2 タムシバ 1-1 ミズメ 1-1 イヌシデ 1-1 ナツツバキ 1-1 アカガシ 1-1 タムシバ 1-1 ミズキ 亜高木層 (T2) 2-2 マルバマンサク 1-1 ホンシヤクナゲ 1-1 リョウブ 1-1 ヤブツバキ + シラキ + タムシバ + ソゴ 低木層 (S) 2-2 アセビ 2-2 ホンシヤクナゲ 1-1 エゾユズリハ 1-1 タムシバ 1-1 リョウブ + ウラジロガシ + アカガシ + クロモジ + ソゴ + ツルシキミ + コシアブラ + ウワバミソウ 草本層 (H) 2-2 オオイワカガミ 1-2 ツルアリトオシ 1-1 ヤブコウジ + コハウチワカエデ + タカノツメ + ミヤマガマズミ + ウスノキ + コカンスゲ + コバノアユイチゴ + チゴユリ	高木層 (T1) 4-4 ブナ 2-2 ミズナラ 2-2 アカガシ 2-2 スギ 1-1 アズキナシ 1-1 タムシバ 1-1 コハウチワカエデ 亜高木層 (T2) 2-2 リョウブ 1-1 アオハダ 1-1 ブナ 1-1 ヤブツバキ + アカガシ + タムシバ + ソゴ 低木層 (S) 2-2 アセビ 2-2 ホンシヤクナゲ 1-1 エゾユズリハ 1-1 タムシバ 1-1 リョウブ + ウラジロガシ + アカガシ + クロモジ + ソゴ + ツルシキミ + コシアブラ + ウワバミソウ 草本層 (H) 2-2 オオイワカガミ 1-2 ツルアリトオシ 1-1 ヤブコウジ + コハウチワカエデ + タカノツメ + ミヤマガマズミ + ウスノキ + コカンスゲ + コバノアユイチゴ + チゴユリ	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 3-3 スギ 2-2 ミズナラ 1-1 ミズメ 亜高木層 (T2) 1-1 タムシバ 1-1 ブナ 1-1 コハウチワカエデ 低木層 (S) 3-3 クロモジ 3-3 ホンシヤクナゲ 1-1 ミヤマガマズミ 1-1 タムシバ 1-1 マルバマンサク 1-1 ツルシキミ 1-1 スギ 1-1 アセビ + ナツツバキ + ウスノキ + シラキ + コシアブラ + ユキゲニミツバツジ + ヤマウルシ + ミズナラ + アカガシ + アオキ + ヤブツバキ 草本層 (H) 2-2 ウワバミソウ 2-1 イワタバコ 1-1 リョウモンシダ 1-1 ジュウモンジダ 1-1 ヤマソテツ 1-1 ベニシダ 1-1 ミンダ 1-1 イワガラミ + サネカズラ + イワガラミ + ミヤマイトクサシダ + ミヤマナルコユリ	

表 38 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (4/11)

項目	調査地	No.19 文殊堂北側	No.20 旗谷頭①	No.21 旗谷頭②	No.22 旗谷頭③	No.23 小鹿溪歩道①	No.24 小鹿溪歩道②
林海抜	分	No.19 文殊堂北側	No.20 旗谷頭①	No.21 旗谷頭②	No.22 旗谷頭③	No.23 小鹿溪歩道①	No.24 小鹿溪歩道②
方位・傾斜	種	トチノキ 430m	トチノキ 335m	トチノキ 450m	コナラ 570m	ミズナラ 380m	トチノキ 385m
出現種	類	北東 0.5° 20m × 25m 31種	東 30° 30m × 30m 39種	北東 35° 40m × 40m 46種	西 10° 30m × 30m 31種	北西 10° 30m × 30m 37種	北 10° 30m × 30m 36種
調査年月日	緯	平成21年5月26日	平成21年10月15日	平成21年10月15日	平成21年10月15日	平成21年11月16日	平成21年11月16日
緯度・経度		N35° 23' 53" E133° 57' 32"	欠測	欠測	欠測	N35° 22' 19" E133° 58' 13"	欠測
高木層の優先種・種数		ブナ 4種	トチノキ 4種	トチノキ 5種	アオハダ 4種	ミズナラ 2種	トチノキ 5種
高さ・植被率		25m・70%	25m・90%	20m・85%	20m・90%	20m・70%	25m・90%
亜高木層の優先種・種数		リョウブ 8種	イタヤカエデ 8種	カナクサ 5種	アカガシ 6種	ウラジロガシ 9種	フサザクラ 5種
高さ・植被率		10m・30%	10m・20%	8m・20%	12m・40%	11m・60%	10m・40%
低木層の優先種・種数		アセビ 14種	アオキ 15種	チャボガキ 21種	アセビ 14種	ヤブツバキ 12種	ハイイヌガサ 13種
高さ・植被率		2m・40%	2m・40%	2m・50%	2.5m・40%	2m・30%	2m・50%
草本層の優先種・種数		ツルシキミ 9種	リョウモンシダ 17種	ジュウモンシダ 16種	カンズゲ 9種	ベニシダ 16種	リョウモンシダ 18種
高さ・植被率		0.6m・40%	0.8m・30%	0.5m・40%	0.3m・10%	0.4m・10%	0.5m・40%
幹周 (cm)		モミ (320) ブナ (294)	トチノキ (400) ウリハダカエデ (125)	トチノキ (410) カツラ (735)		ミズナラ (300)	トチノキ (390) (370)
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生		高木層 (T1) 3-3 ブナ 2-2 モミ 2-2 スギ 1-1 ウラジロガシ 亜高木層 (T2) 1-1 リョウブ 1-1 アセビ 1-1 アカガシ + ヤマフジ + アカシダ + ソヨゴ + ウラジロノキ 低木層 (S) 2-2 アセビ 1-1 ウスノキ 1-1 タムシバ 1-1 アラシバ 1-1 リョウブ 1-1 タカノツメ 1-1 赤シキ + シラカシ + ヤブツバキ + ヤマウルシ + キンキマメサクラ + ユキグニミツバツジ + ミヤマガマズミ + ハナイカダ 草本層 (H) 2-2 ツルシキミ 2-2 ヒメカンスゲ 1-1 オオイワカガミ + チヤキササ + アカシバ + クジャクシダ + ホウチャクソウ	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 ケヤキ 2-2 イヌシデ 1-1 ウリハダカエデ 亜高木層 (T2) 1-1 イタヤカエデ 1-1 ミツガハカエデ 1-1 ヤブツバキ 1-1 トチノキ 1-1 ヤマフジ + オオモミジ + エゴノキ + テイカカズラ + シロダモ 低木層 (S) 3-3 アセビ 1-1 ハイイヌガサ 1-1 ヤブツバキ + トチノキ + ミヤマガマズミ + シロダモ + エゴノキ + アワバキ + ウリノキ + フジ + キツシ + イワガラミ + ミツマタ + ニワトコ +	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 ケヤキ 1-1 イタヤカエデ 1-1 ケマダ 1-1 カツラ 亜高木層 (T2) 1-1 ヤブツバキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 オオモミジ + シラカシ + オシキグジデンド 低木層 (S) 2-2 チヤボガキ 2-2 ハイイヌガサ 1-1 ツリバナ 1-1 ウラジロガシ 1-1 ミヤマハハソ 1-1 ヤブツバキ 1-1 クロモジ 1-1 ヤマフジ 1-1 シロダモ + エゴノキ + ハサヤカダ + キツシ + ムラサキシキブ + ハクワンボク + ミツマタ + ガマズミ + ヒサカキ + ニワトコ + リョウブ + チドリノキ 草本層 (H) 1-1 ミツマタ 1-1 サカゲイノデ + クルマバツウ + クマワラビ + ウバユリ + ヱタリシズカ + ミツシダ + フユノハナワラビ + イワガネゼンマイ + ナツエビネ + イワヤシダ + サイハイラン	高木層 (T1) 4-4 コナラ 2-2 アオハダ 1-1 イヌシデ 1-1 アカツ 亜高木層 (T2) 2-2 アカガシ 1-1 ソヨゴ 1-1 ウラジロノキ 1-1 アズキノシ + タムシバ + オオモミジ 低木層 (S) 2-2 アセビ 2-2 ヤブツバキ 1-2 スギ 1-2 アカガシ 1-1 エゾユズリハ 1-1 アオキ 1-1 ユキグニミツバツジ 1-1 クロモジ + ヒサカキ + ブナ + ツルシキミ + ダンコウバイ + オオモミジ + イタヤカエデ 草本層 (H) 1-1 カンスゲ +1 ジャノヒゲ +1 ツルアリドオシ +1 ヤブコウジ + ミスミソウ + シンシラ + コメガヤ + ワラビ + アキノキリンソウ	高木層 (T1) 3-3 ミズナラ 2-2 コナラ 亜高木層 (T2) 2-2 ウラジロガシ 2-2 フサザクラ 1-1 タムシバ 1-1 ヤマザクラ 1-1 シラキ 1-1 コハウチワカエデ + アカシダ + ヤマボウシ + フジ 低木層 (S) 2-2 ヤブツバキ 1-1 ウラジロガシ 1-1 コハウチワカエデ 1-1 チヤボガキ +1 アセビ +2 アオキ +1 ハイイヌガサ +1 コハウチワカエデ +1 ツノハシバミ +1 クマノミズキ +1 クサギ +1 クロモジ +1 ムラサキシキブ +1 アセビ 草本層 (H) 1-1 ベニシダ 1-1 リョウモンシダ 1-1 サカゲイノデ 1-1 オシダ 1-1 フキ +2 チヤキササ +2 ツルアジサイ +1 ミヤマイラクサ +1 ミヤマイタドリ +1 キンミズヒキ +1 ジンジソウ +1 ニシノホンモンシダ +1 オクノカンスゲ +1 クサアジサイ +1 ワウバミソウ +1 ヤブコウジ +1 ミヤマカタバミ +1 ミヤマナルコユリ	

表 39 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (5/11)

項目	調査地					
	No.25 小鹿溪遊歩道③	No.26 小鹿溪遊歩道④	No.27 坂本風穴	No.28 坂本風穴南側尾根(鞍部)	No.29 尾子〜小鹿溪の途中	No.30 中津〜成ルート①(峠)
林分	サワグルミ	ブナ	オニグルミ	アカマツ	ミズキ	ブナ
方位・傾斜	北 30°	北 30°	北東 10°	北 5°	南西 5°	西 5°
面積	400m ²	420m ²	370m ²	460m ²	500m ²	781m ²
現種	30種	42種	68種	35種	47種	33種
調査年月	平成21年11月16日	平成21年11月16日	平成22年6月16日	平成22年6月16日	平成22年7月20日	平成22年10月19日
緯度・経度	N35° 22' 18" E133° 58' 17"	N35° 22' 17" E133° 58' 21"	N35° 24' 26" E133° 57' 05"	N35° 24' 20" E133° 57' 08"	N35° 22' 37" E133° 58' 23"	N35° 23' 24" E133° 58' 54"
高木層の優先種・種数	サワグルミ 5種	ブナ 4種	オニグルミ 4種	アカマツ 4種	ミズキ 7種	ブナ 4種
高さ・植被率	25m・95%	20m・85%	16m・70%	22m・80%	25m・90%	15m・80%
亜高木層の優先種・種数	ミズメ 4種	ウラボシ 6種	ウラボシ 6種	スギ 4種	アカガシ 7種	ヤマボウシ 13種
高さ・植被率	8m・30%	10m・40%	8m・40%	8m・20%	10m・20%	8m・50%
低木層の優先種・種数	ウラボシ 9種	ハイヌガヤ 22種	バイカウツギ 33種	クロモジ 18種	ハイヌガヤ 15種	オオカメノキ 17種
高さ・植被率	2m・40%	2m・50%	2m・50%	2m・欠測	2m・40%	2.5m・20%
草本層の優先種・種数	リョウモンシダ 14種	ヤマソテツ 12種	テンニンソウ 30種	チヂミザサ 11種	テンニンソウ 23種	ミゾシダ 12種
高さ・植被率	0.6m・50%	0.4m・40%	0.8m・70%	0.0m・20%	0.6m・70%	0.5m・15%
幹周 (cm)	サワグルミ (285)	ブナ (240)	クマノミズキ (230)			
高木層 (T1)	高木層 (T1)	高木層 (T1)	高木層 (T1)	高木層 (T1)	高木層 (T1)	高木層 (T1)
亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)
低木層 (S)	低木層 (S)	低木層 (S)	低木層 (S)	低木層 (S)	低木層 (S)	低木層 (S)
草本層 (H)	草本層 (H)	草本層 (H)	草本層 (H)	草本層 (H)	草本層 (H)	草本層 (H)

表 40 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (6/11)

項目	調査地	No.31 中津～成ルート②	No.32 中津～成ルート③	No.33 ガンボウジ南側斜面	No.34 蛇谷 (三滝付近)	No.35 東小鹿神社社叢②	No.36 大門坂南側尾根
林分 方位・傾斜 面積 出現種 調査年月日 緯度・経度		トチノキ 702m 西 10° 50m × 50m 29種 平成22年10月19日 N35° 23' 31" E133° 58' 41"	ブナ 650m 西 15° 20m × 30m 32種 平成22年10月19日 欠測	コナラ 485m 南西 30° 25m × 30m 31種 平成23年6月28日 N35° 23' 16" E133° 56' 09"	トチノキ 430m 南南西 5° 20m × 15m 35種 平成24年5月17日 N35° 24' 32" E133° 58' 33"	イヌシデ 260m 南南西 20° 20m × 30m 33種 平成24年6月18日 N35° 22' 56" E133° 55' 58"	イヌシデ 290m 西 25° 20m × 30m 30種 平成24年6月28日 N35° 23' 60" E133° 57' 12"
高木層の優先種・種数 高さ・植被率		トチノキ 6種 25m・70%	ブナ 5種 20m・90%	コナラ 7種 15m・70%	トチノキ 5種 25m・90%	イヌシデ 5種 20m・90%	イヌシデ 6種 30m・90%
亜高木層の優先種・種数 高さ・植被率		フサザクラ 4種 10m・15%	スギ 4種 10m・20%	アカガシ 6種 8m・60%	フサザクラ 3種 12m・40%	ヤブツバキ 7種 10m・50%	ヤブツバキ 5種 10m・40%
低木層の優先種・種数 高さ・植被率		ハイイヌガヤ 15種 2m・30%	オオカメノキ 16種 2m・30%	クロモジ 12種 2.5m・60%	クロモジ 14種 3m・20%	アオキ 12種 2.5m・15%	チヤボガヤ 12種 1.5m・20%
草本層の優先種・種数 高さ・植被率		リョウメンシダ 8種 1m・65%	シシガシラ 12種 0.3m・10%	ヤブレガサ 10種 0.4m・10%	サカゲイノデ 19種 0.8m・70%	イワガネゼンマイ 14種 0.3m・20%	イカカズラ 15種 0.3m・30%
幹周 (cm)		トチノキ (732) (730) (598) (356)				スダジイ (320) (310) (305) タブノキ (450) (310) (245) ヤブツバキ (120) (100) イヌシデ (305) (235) ケヤキ (370)	イヌシデ (300)
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生		高木層 (T1) トチノキ 2-2 サワグルミ 1-1 ケヤキ 1-1 イタヤカエデ 1-1 サルナンシ + エゾエノキ 亜高木層 (T2) 1-1 フサザクラ 1-1 スギ 1-1 トチノキ + テツカエデ 低木層 (S) 2-2 ハイイヌガヤ 1-1 オオカメノキ 1-1 クロモジ 1-1 ウリノキ + スギ + イタヤカエデ + エゾアジサイ + チドリノキ + サワグルミ + クマシデ + ミヤマハハツ + ミヤマタ + キブシ + コハウチワカエデ + アオキ 草本層 (H) 3-3 リョウメンシダ 1-1 拳シダ 1-1 ジュウモンシダ 1-1 サカゲイノデ 1-1 ミヤマイラクサ + カゴイラクサ + クロタキカズラ + チヂミザサ	高木層 (T1) 4-4 ブナ 2-2 ミズナ 1-1 ミズナ 1-1 スギ 1-1 ミズナ 亜高木層 (T2) 1-1 スギ 1-1 コハウチワカエデ + トチノキ 低木層 (S) 1-1 オオカメノキ 1-1 チヤボガヤ 1-1 ハイイヌガヤ + クロモジ + ヒサカキ + アオキ + エゾアジサイ + ウリノキ + ブナ + コハウチワカエデ + ミヤマハハツ + ハウチワカエデ + ハクワンボク + ウリハダカエデ + タンササワフタギ + コバンノキ 草本層 (H) 1-1 シシガシラ 1-1 ミシダ 1-1 カンシダ +1 ネザサ +1 ツルシキ +1 ミヤマカタバミ + ヤブツバキ + ヤブコウジ + サカゲイノデ + ミヤマタ + ハクワンボク + クサギ + ゼンマイ	高木層 (T1) 3-3 コナラ 2-2 アカマツ 2-2 イヌシデ 1-1 クリ 1-1 クマノミズキ 1-1 コハウチワカエデ + テイカカズラ 亜高木層 (T2) 2-2 アカガシ + ヤブコウジ 1-1 エゴノキ 1-1 ヤブツバキ + クズ + カエデコロ 低木層 (S) 2-2 クロモジ 1-1 ウラジロガシ 1-1 オニイタヤ 1-1 シラカ + イワカズミ + クマシデ + ケヤキ + トチノキ + フジ + ハイイヌガヤ + ハナイカダ + ミズキ + タラヨウ + ナンテン + ヤブデマリ 草本層 (H) 3-3 サカゲイノデ 2-2 コチケルメルソウ 1-1 ウワバミソウ 1-1 オクノカンスゲ 1-1 キバサキキリ 1-1 ジュウモンシダ 1-1 テンニンソウ 1-1 ミヤマカタバミ 1-1 リョウメンシダ + アキチヨウジ + チバユリ + カンシダ + クジヤクシダ + ケヤキ + チシマザサ + ウキ + ミヤマイラクサ + ワサビ	高木層 (T1) 4-4 トチノキ 2-2 ケヤキ 1-1 スギ 1-1 ミズキ + オニイタヤ 亜高木層 (T2) 2-2 フサザクラ 1-1 エゾエノキ + オニイタヤ 低木層 (S) 2-2 クロモジ 1-1 ウラジロガシ 1-1 オニイタヤ 1-1 シラカ + イワカズミ + クマシデ + ケヤキ + トチノキ + フジ + ハイイヌガヤ + ハナイカダ + ミズキ + タラヨウ + ナンテン + ハイイヌガヤ + ムラサキスキブ 草本層 (H) 1-2 イワガネゼンマイ 1-2 シラカ 1-2 テイカカズラ 1-2 ヤブコウジ 1-1 タチツボスミレ 1-1 フタリシズカ 1-1 ベニシダ +1 キツタ +1 チバユリ +1 ヤマイタチシダ +1 イワガネソウ +1 オオタチツボスミレ +1 オモト +1 カンスゲ	高木層 (T1) 3-3 イヌシデ 2-2 アカガシ 2-2 ウラジロガシ 1-1 コハウチワカエデ 1-1 トチノキ 1-1 エクノキ 亜高木層 (T2) 2-2 ヤブツバキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 ヤマボウシ 1-1 アワノキ + 低木層 (S) 2-2 チヤボガヤ 2-2 アオキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 シロダモ 1-1 チマキザサ +1 シロダモ +1 スダジイ +1 ヤマボウシ +1 クロモジ +1 シラカシ +1 ハナイカダ +1 アカガシ +1 ムラサキマユミ 草本層 (H) 1-2 テイカカズラ 1-2 イヌシデ 1-1 シラカ 1-1 ベニシダ 1-1 ヤブコウジ +1 コハウチワカエデ +1 オオバヤノヒゲ +1 エゴノキ +1 クジャクシダ +1 キツタ +1 スダジイ +1 タチツボスミレ +1 ケヤキ +1 シュンラン	

表 41 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (7/11)

項目	調査地	No.37 大瀬丸頭	No.38 大谷山③ (西尾根)	No.39 大谷山② (鞍部)	No.40 大谷山④ (山頂)	No.41 千軒原西側斜面①	No.42 千軒原西側斜面②
林分 方位・傾斜 出現種類 調査年月日 緯度・経度		ウラジロガシ 334m 北西 27° 30m × 30m 25種 平成24年6月28日 N35° 23' 56" E133° 57' 02"	コナラ 660m 南西 15° 30m × 30m 29種 平成24年9月26日 N35° 23' 18" E133° 56' 57"	コナラ 780m 南西 20° 30m × 30m 18種 平成24年9月26日 N35° 23' 19" E133° 57' 06"	ミズナラ 825m 西 5° 30m × 30m 22種 平成24年9月26日 N35° 23' 16" E133° 57' 11"	ケヤキ 270m 南西 35° 20m × 30m 16種 平成25年5月17日 N35° 24' 08" E133° 57' 00"	イヌシデ 275m 南西 15° 25m × 30m 32種 平成25年5月17日 N35° 24' 08" E133° 57' 00"
高木層の優先種・種数 高さ・被被率 亜高木層の優先種・種数 高さ・被被率 低木層の優先種・種数 高さ・被被率 草本層の優先種・種数 高さ・被被率		ウラジロガシ 3種 13m・70% ヤブツバキ 5種 10m・50% ヤブニッケイ 13種 2m・20% シシガシラ 8種 0.2m・5%	コナラ 2種 15m・85% リョウブ 6種 8m・20% アセビ 19種 2.5m・65% チマキザサ 8種 0.2m・20%	コナラ 2種 13m・80% ウリハダカエデ 3種 8m・40% チマキザサ 14種 2.5m・70% シシガシラ 8種 0.2m・10%	ミズナラ 4種 12m・80% イタヤカエデ 3種 8m・30% クロモジ 14種 2.5m・30% イワガラミ 6種 0.5m・30%	ケヤキ 4種 27m・70% ヤブツバキ 5種 12m・60% シロダモ 9種 1m・10% ジャノヒゲ 9種 0.2m・5%	イヌシデ 4種 27m・70% カクギノキ 4種 13m・40% アオキ 15種 欠測・40% ミヤマナルコユリ 12種 欠測・15%
幹周 (cm)			コナラ (110)			ケヤキ (300) クマノミズキ (110)	イヌシデ (110)
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生		高木層 (T1) 3-3 ウラジロガシ 2-2 アカガシ 2-2 イヌシデ 亜高木層 (T2) 3-3 ヤブツバキ 1-1 サカキ + アワフキ + クマシラ + シラギ 低木層 (S) 1-1 ヤブニッケイ 1-1 ヒサカキ 1-1 アオキ 1-1 アカガシ + ヤブツバキ + ハイイヌガヤ + ウラジロガシ + ハイイヌツゲ + ムム + ヤダケ + ナシ + タンナサワフタギ + コハウチワカエデ 草本層 (H) +1 シシガシラ + ケヤキ + ジャノヒゲ + シロダモ + トキワイカリソウ + ハイイヌツゲ + ミヤマナルコユリ + ヤブコウジ	高木層 (T1) 4-4 コナラ 1-1 ナツツバキ 亜高木層 (T2) 2-2 リョウブ 1-1 ウラジロガシ 1-1 ネジキ + ヤマボウシ + コナラ + アオハダ 低木層 (S) 2-2 アセビ 2-2 クロモジ 1-2 タンコウバイ 1-1 ウラジロノキ + タンナサワフタギ 1-1 フジ 1-1 ヒサカキ + ヤマツツジ + スノキ + ウリハダカエデ + ナシ + ナツツバキ + コバノガマズミ + ソヨゴ + ヤマザクラ + ナツツバキ + タンナサワフタギ + ナカカド + アズキサン + ハクウンボク 草本層 (H) 1-2 チマキザサ 1-1 オオイワカガミ 1-1 ウリハダカエデ + コウヤボウキ + コシアブラ + ヤブコウジ + ヤマツツジ	高木層 (T1) 4-4 コナラ 1-1 アカマツ 亜高木層 (T2) 2-2 ウリハダカエデ 1-1 リョウブ + イヌシデ 低木層 (S) 3-3 チマキザサ 2-2 アセビ 1-1 イヌシデ 1-1 クロモジ 1-1 ヤマツツジ + アカシ + オオカメノキ + クマシラ + コハウチワカエデ + タンナサワフタギ + ナツツバキ + ハクウンボク + ミヤマガマズミ + ナツツバキ 草本層 (H) 1-1 シシガシラ 1-1 ハクウンボク 1-1 タンナサワフタギ + クロモジ + ウリハダカエデ + ミヤマガマズミ	高木層 (T1) 4-4 ミズナラ 2-2 イタヤカエデ 1-1 イヌシデ 1-1 ウリハダカエデ 亜高木層 (T2) 1-1 イタヤカエデ 1-1 ハクウンボク 1-1 マルバマンサク 1-1 ミズナラ + コハウチワカエデ 低木層 (S) 2-2 クロモジ 1-1 オオカメノキ 1-1 タンナサワフタギ 1-1 ツノハシバミ 1-1 ハクウンボク + カマツカ + ナツツバキ + ネジキ + マルバアオダモ 草本層 (H) 1-2 イワガラミ 1-1 チゴユリ 1-1 チマキザサ 1-1 ミズナラ 1-1 ヤマツツジ + イタヤカエデ + ナガバモミジイチゴ + ミツバアケビ + ミヤマナルコユリ	高木層 (T1) 4-4 ケヤキ 2-2 クマノミズキ 1-1 イワガラミ 亜高木層 (T2) 3-3 ヤブツバキ 2-2 ウラジロガシ 1-1 オオモミジ + テイカカズラ 低木層 (S) + シロダモ + フジ + ヤブツバキ + ハイイヌガヤ + イボタノキ 草本層 (H) + ジャノヒゲ + ヤマヤブツツ + ジュウモンジシダ + ケヤキ + キツタ + テイカカズラ + イワガラミ + アオキ	高木層 (T1) 3-3 イヌシデ 1-1 オニグルミ 1-1 ケヤキ 1-1 ミズキ 亜高木層 (T2) 2-2 カクギノキ 1-1 オオモミジ 1-1 ヤマザクラ 1-1 ヤマボウシ 低木層 (S) 2-2 アオキ 1-1 オオモミジ 1-1 ハイイヌガヤ 1-1 ヒメアオキ + シロダモ + ヤマザクラ + ハイイヌツゲ + クロモジ + ミヤマイボタ + ゴンズイ + ケツタ + ミヤマガマズミ + ヤブツバキ + アワフキ + バイカウツギ 草本層 (H) 1-1 ミヤマナルコユリ +2 ケヤキ + クマワラビ + シラカシ + ジュウモンジシダ + キクバヤボクチウ + トキワイカリソウ + コメダツリ + タツツボスミレ + ミツバアケビ + シュンラン + ワバユリ

表 42 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (8/11)

項目	調査地	Nc.43 三徳風穴西側	Nc.44 三徳風穴～毘沙門岩中間地点	Nc.45 毘沙門岩東側	Nc.46 毘沙門岩直下	Nc.47 海老谷①	Nc.48 海老谷② (東屋西側斜面)
林分	傾斜	コナラ 345m	コナラ 365m	シロダモ 380m	ケヤキ 410m	ケヤキ 360m	コナラ 400m
方位	傾斜	南 30° 25m × 30m	南 20° 30m × 20m	南 30° 14m × 20m	南 35° 20m × 20m	西 30° 25m × 30m	東 32° 25m × 20m
出現種	種類	45種	32種	14種	23種	48種	37種
調査年月	日	平成25年6月28日	平成25年6月28日	平成25年6月28日	平成25年6月28日	平成25年9月26日	平成25年9月26日
緯度	経度	N35° 24' 15" E133° 57' 10"	N35° 24' 15" E133° 57' 08"	N35° 24' 16" E133° 57' 06"	N35° 24' 16" E133° 57' 04"	N35° 24' 22" E133° 57' 36"	N35° 24' 23" E133° 57' 33"
高木層の優先種・種数	高さ・植被率	コナラ 21m・80%	コナラ 22m・80%	シロダモ 10m・50%	ケヤキ 12m・70%	ケヤキ 20m・70%	コナラ 18m・85%
亜高木層の優先種・種数	高さ・植被率	ナナカマド 8m・40%	アカガシ 8m・40%	ヤブツバキ 8m・70%	ヤブツバキ 8m・50%	エゴノキ 8m・40%	オオモミジ 8m・40%
低木層の優先種・種数	高さ・植被率	バイカウツギ 1.5m・40%	シロダモ 2m・50%	ハイヌガヤ 1m・70%	シロダモ 1.5m・35%	ハナイカダ 2m・50%	クロモジ 2m・30%
草本層の優先種・種数	高さ・植被率	チヂミザサ 0.2m・30%	チヂミザサ 0.2m・30%	フジ 0.4m・10%	チヂミザサ 0.3m・20%	オクノカンスゲ 0.2m・30%	ヒメカンスゲ 0.3m・30%
幹周	(cm)	ヤマザクラ (144)					
高木層 (T1) 亜高木層 (T2) 低木層 (S) 草本層 (H) の植生		高木層 (T1) 4-4 コナラ 2-2 ヤマザクラ 1-1 ナナカマド 1-1 イキギリ 1-1 イヌシデ 1-1 ケヤキ 亜高木層 (T2) 3-3 ナナカマド 2-2 コマノミズキ 1-1 コハナチワカエデ 1-1 ウラジロノキ 1-1 ケヤキ 1-1 リョウブ 1-1 ヤマブキ 1-1 ツルアジサイ 低木層 (S) 3-3 バイクウツギ 2-2 ミヤマカエデ 1-1 ウリハダカエデ 1-1 ツクバネウツギ 1-1 ハイヌガヤ 1-1 ナナカマド 1-1 ダンロウバイ 1-1 ヤマブキ 1-1 ヤブツツラフジ 1-1 ゴマキ 1-1 ケンボウシ 1-1 ツリバナ 1-1 ムササキシキブ 1-1 カナクギノキ 1-1 シロダモ 1-1 アオキ 1-1 クロウメモドキ 1-1 ヤブニッケイ 草本層 (H) 2-2 チヂミザサ 1-1 ジュウモンジシダ 1-1 クマワラビ 1-1 エゾアジサイ 1-1 ツクバネウツギ 1-1 ツルアジサイ 1-1 ウリハダカエデ 1-1 コスガヤ 1-1 ツルマサキ 1-1 ケヤキ 1-1 シンミズヒキ 1-1 クサイチゴ 1-1 キツタ 1-1 トラノオシダ 1-1 ヘクソカズラ 1-1 コスエワタリ 1-1 オオナルコムリ 1-1 ササカズラ 1-1 サカグイノデ	高木層 (T1) 4-4 コナラ 2-2 クマノミズキ 1-1 イヌシデ 1-1 イヌザクラ 亜高木層 (T2) 2-2 アカガシ 2-2 カナクギノキ 1-1 オオモミジ 1-1 エノキ 1-1 クマノミズキ 1-1 ムラサキシキブ 低木層 (S) 2-2 シロダモ 2-2 クロウメモドキ 2-2 ウラジロノキ 1-1 アオキ 1-1 ヤマコウバン 1-1 ヤマブキ 1-1 クロモジ 1-1 ハイヌガヤ 1-1 スダシイ 草本層 (H) 2-2 チヂミザサ 1-1 ミソシダ 1-1 ヤブコウジ 1-1 オオタチツボスミレ 1-1 ハシショウワウル 1-1 コマユミ 1-1 キンキマメザクラ 1-1 マムシグサ 1-1 ウリハダカエデ 1-1 クサキ 1-1 フタリシズカ 1-1 ボタンツル 1-1 コタケヤ 1-1 ヤマボトトギス	高木層 (T1) 2-2 シロダモ 2-2 カゴノキ 1-1 コナラ 1-1 フジ 亜高木層 (T2) 4-4 ヤブツバキ 2-2 ウラジロノキ 2-2 シロダモ 1-1 エノキ 1-1 ムラサキシキブ 低木層 (S) 1-1 ハイヌガヤ 1-1 ヤマブキ 草本層 (H) 1-1 フジ 1-1 クマワラビ 1-1 ケヤキ 1-1 シロダモ 1-1 ジャノヒゲ 1-1 イワガラミ	高木層 (T1) 3-3 ケヤキ 2-2 コナラ 1-1 クマノミズキ 1-1 ウリハダカエデ 1-1 ヤマザクラ 亜高木層 (T2) 2-2 ヤブツバキ 2-2 シロダモ 1-1 ヒサカキ 1-1 ケヤキ 低木層 (S) 2-2 シロダモ 1-1 ハイヌガヤ 1-1 ヤマブキ 1-1 ヤブツツラフジ 1-1 クロウメモドキ 1-1 カラスウリ 1-1 ミヤマカエデ 1-1 ニガキ 草本層 (H) 1-1 チヂミザサ 1-1 クサイチゴ 1-1 ツタ 1-1 カラムシ 1-1 ツヤナシヤブソテツ 1-1 オオタチツボスミレ 1-1 コメカヤ 1-1 アマチヤウル 1-1 ジュウモンジシダ	高木層 (T1) 4-4 ケヤキ 1-1 テイカカズラ 1-1 ヤマザクラ 亜高木層 (T2) 2-2 エゴノキ 1-2 シラキ 1-1 コハナチワカエデ 1-1 ネムノキ 1-1 イヌシデ 1-1 オオモミジ 1-1 エノノキ 1-1 フジ 低木層 (S) 3-3 ハナイカダ 3-3 ヤマブキ 2-2 ツツギ 1-1 チマキザサ 1-1 エゾエノキ 1-1 アオキ 1-1 オオモミジ 1-1 エゴノキ 1-1 シロダモ 1-1 ヤマブキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 ハイヌガヤ 1-1 ミヤマカエデ 1-1 サンショウ 1-1 エゴノキ 1-1 シロダモ 1-1 ヤマブキ 1-1 ヤブツバキ 1-1 ハイヌガヤ 1-1 ミヤマカエデ 1-1 サンショウ 1-1 ヤマブキ 1-1 ムラサキシキブ 1-1 ウラジロノキ 草本層 (H) 2-2 ヒメカンスゲ 1-2 クマワラビ 1-2 ケヤキ 1-2 チマキザサ 1-1 シンガシラ 1-1 チヂミザサ 1-1 ヤマシノボトトギス 1-1 アキノキリンソウ 1-1 シライソウ 1-1 ツツバアケヒ 1-1 キクバヤマボクチ 1-1 コカンスゲ 1-1 ミヨウウチ 1-1 シンヨメナ 1-1 ニシノボンモンジスゲ 1-1 ナツエヒネ 1-1 フェイチゴ 1-1 ケヤキ 1-1 ジュウモンジシダ 1-1 アオキ 1-1 クサイチゴ 1-1 クジャクシダ 1-1 イノデモトキ 1-1 クマワラビ 1-1 カラムシ 1-1 ドクダミ 1-1 ヤマルリソウ 1-1 シライソウ 1-1 アカシヨウマ	

表 44 三徳山及び小鹿溪地域における植生調査結果 (10/11)

項目	調査地	No.55 国立公園遊歩道③	No.56 国立公園遊歩道④	No.57 国立公園遊歩道⑤	No.58 国立公園遊歩道⑥	No.59 国立公園遊歩道⑦	No.60 国立公園遊歩道⑧
林分	傾斜	アカガシ 375m	タムシバ 395m	タムシバ 410m	ケヤキ 450m	タカノツメ 520m	ブナ 890m
方位	傾斜	北 15°	北 20°	北 20°	北 20°	北 30°	北 30°
面積	種類	25m × 20m 24種	15m × 25m 22種	15m × 20m 22種	15m × 20m 24種	20m × 25m 19種	20m × 20m 31種
出現	年月日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月5日	平成26年9月9日
調査	緯度	N35° 23' 54" E133° 57' 13"	N35° 23' 51" E133° 57' 13"	N35° 23' 49" E133° 57' 14"	N35° 23' 44" E133° 57' 17"	N35° 23' 42" E133° 57' 18"	N35° 23' 10" E133° 57' 48"
種数	種数	6種	4種	5種	4種	5種	4種
高さ	種数	23m・70%	22m・60%	15m・65%	27m・50%	20m・65%	20m・80%
亜高木層	種数	アオハダ 3種	ヤブツバキ 3種	ネジキ 3種	コハチワカエデ 6種	イヌブナ 4種	ブナ 4種
高さ	種数	10m・70%	9m・40%	9m・40%	10m・30%	9m・30%	8m・30%
低木層	種数	アセビ 6種	ヒサカキ 5種	ヒサカキ 11種	チャボガヤ 8種	ホンシヤクナゲ 11種	チシマザサ 15種
高さ	種数	2.5m・50%	2.5m・50%	3m・40%	3m・60%	2m・35%	2m・45%
草本層	種数	ツルアリドオン 11種	オオイワカガミ 11種	オオイワカガミ 6種	コカスゲ 11種	オオイワカガミ 6種	ヤマソテツ 15種
高さ	種数	0.2m・5%	0.2m・30%	0.2m・10%	0.3m・20%	0.2m・20%	0.3m・20%
幹周	(cm)						
高木層 (T1)	高木層 (T1)	アカガシ 3-3	タムシバ 3-3	タムシバ 2-2	ケヤキ 2-2	タカノツメ 2-2	ブナ 3-3
亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	アオハダ 2-2	アオハダ 1-1	タカノツメ 2-2	イヌブナ 2-2	ヤマグルマ 2-2	ミズナラ 2-2
低木層 (S)	低木層 (S)	ミズナラ 1-1	ウラジロノキ 1-1	アオハダ 1-1	トチノキ 1-1	ネジキ 1-2	ミズキ 1-1
草本層 (H)	草本層 (H)	イヌブナ 1-1	イヌブナ 1-1	ウラジロノキ 1-1	ウラジロガシ 1-1	ウラジロガシ 1-1	コシアブラ 1-1
高木層 (T1)	高木層 (T1)	アセビ 2-2	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 2-2	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
低木層 (S)	低木層 (S)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
草本層 (H)	草本層 (H)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
高木層 (T1)	高木層 (T1)	アセビ 2-2	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 2-2	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
低木層 (S)	低木層 (S)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
草本層 (H)	草本層 (H)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
高木層 (T1)	高木層 (T1)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
亜高木層 (T2)	亜高木層 (T2)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
低木層 (S)	低木層 (S)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2
草本層 (H)	草本層 (H)	アセビ 1-1	ヒサカキ 1-1	ヒサカキ 1-1	コハチワカエデ 1-1	タムシバ 1-1	ミズナラ 2-2

表 46 名勝及び史跡三徳山指定地一覧（1）

昭和9年指定分

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
門前	本田	606			
門前	本田	612	1		
門前	妙見	615			
門前	妙見	625			
門前	妙見	627	1		
門前	妙見	628			
門前	妙見	自 631	1 至	631	3
門前	妙見頭	650	1		
門前	妙見頭	650	2		
門前	妙見頭	自 651		至 669	
門前	成ル	671			
門前	成ル	676			
門前	成ル	677			
門前	成ル	685	1		
門前	成ル	690			
門前	成ル	自 692		至 694	
門前	成ル	696			
門前	成ル	703			
門前	鑪鞆邸頭	自 790		至 792	
門前	鑪鞆邸頭	793	1		
門前	鑪鞆邸頭	793	2		
門前	鑪鞆邸頭	自 794		至 811	
門前	鑪鞆邸頭	812	1		
門前	鑪鞆邸頭	812	2		
門前	鑪鞆邸頭	自 813		至 815	
門前	成谷	自 816		至 824	
門前	神代頭	自 826		至 833	
門前	成空頭	自 834		至 840	
門前	成空頭	自 841	1 至	841	3
門前	成空頭	842			
門前	成空頭	843	1		
門前	成空頭	843	2		
門前	成空頭	自 844		至 846	
門前	中畑	869	2		
門前	中畑	871			
門前	中畑	872			
門前	中畑	884			
門前	中畑	886			
門前	中畑	889			
門前	美徳谷	898	1		
門前	美徳谷	899	1		
門前	美徳谷	900			
門前	美徳谷	904			
門前	美徳谷	924			
門前	美徳谷	926	1		

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
門前	美徳谷	929			
門前	馬洗淵	自 930		至 937	
門前	海老谷頭	自 938		至 940	
門前	海老谷頭	自 943		至 947	
門前	観音院	979			
門前	観音院	980	1		
門前	観音院	980	2		
門前	観音院	982			
門前	観音院	983			
門前	観音院	自 985		至 987	
門前	妙光	989	1		
門前	妙光	989	3		
門前	妙光	995			
門前	妙光	1006		正善院境内	
門前	妙光	1007		正善院境内	
門前	妙光	1002		皆成院境内	
門前	美徳頭	1010		三佛寺境内	
門前	三徳	国有林七林班自い小班至に小班			
門前	美徳	1012		三佛寺境内	
門前	美徳	1014		三佛寺境内	
門前	美徳	1013		正善院境内	
門前	美徳	1027		正善院境内	
門前	美徳	1016		皆成院境内	
門前	美徳	1017		輪光院境内	
門前	美徳	1033			
門前	美徳	1033	2		
門前	美徳	1034			
門前	美徳	1034	2		
門前	蜜坊	1042			
門前	蜜坊	1043	3		
門前	蜜坊	1044			
門前	蜜坊	1045			
門前	蜜坊	1047			
門前	蜜坊	1049			
門前	九曜頭	自 1094		至 1110	
門前	九曜頭	自 1115		至 1120	
門前	九曜頭	1120	1		
門前	馬口岩	1125			
門前	馬口岩	1127			
門前	馬口岩	1130			
門前	馬口岩	1132			
門前	馬口岩	1133	1		
門前	大瀬丸頭	1155			
門前	大瀬丸頭	1156	1		

表 47 名勝及び史跡三徳山指定地一覧（2）

大字	字	官報 地番	枝 番	官報 地番	枝 番
門前	大瀬丸頭	1157	1		
門前	大瀬丸頭	1157	3		
門前	大瀬丸頭	自 1158		至 1170	
門前	大瀬丸頭	1171	1		
門前	大瀬丸頭	1171	2		
門前	大瀬丸頭	自 1172		至 1182	
門前	杉ノ原	1187	2		
門前	杉ノ原	1189	3		
門前	杉ノ原	1196			
門前	杉ノ原	1197	5		
門前	杉ノ原	1198	1		
門前	上牛王谷	1212			
門前	上牛王谷	1213			
門前	上牛王谷	1218			
門前	上牛王谷	1219			
門前	上牛王谷	1221			
門前	上牛王谷	1223			
門前	上牛王谷	1224			
門前	上牛王谷	1226			
門前	上牛王谷	1227			
門前	上牛王谷	1230			
門前	上牛王谷	1231			
門前	簾谷頭	自 1258		至 1269	
門前	簾谷頭	自 1271		至 1273	
門前	中牛王谷	自 1289		至 1291	
門前	中牛王谷	1295	1		
門前	中牛王谷	1299			
門前	中牛王谷	1304			
門前	中牛王谷	1305			
門前	中牛王谷	1308	3		
門前	中牛王谷	1310			
門前	大谷頭	1381			
門前	大谷頭	1382	1		
門前	大谷頭	1382	2		
門前	大谷頭	自 1383		至 1396	
門前	大谷頭	1401			
門前	大谷頭	自 1404		至 1413	
門前	大谷頭	自 1415		至 1420	
門前	大谷頭	1421	1		
門前	大谷頭	1422	1		
門前	大谷頭	1423			
門前	大谷頭	1424	1		
門前	大石	1426			
門前	大石	1429			
門前	大石	1432			

大字	字	官報 地番	枝 番	官報 地番	枝 番
門前	大石	1440			
門前	大石	1444	1		
門前	大石	1446	2		
門前	大石	1446	3		
門前	大石	1446	5		
門前	市瀬頭	自 1451		至 1453	
門前	市瀬頭	1454	1		
門前	市瀬頭	1454	2		
門前	市瀬頭	1455			
門前	宇田谷	1466			
門前	宇田谷	1467			
門前	宇田谷	1469			
門前	宇田谷	1470			
門前	宇田谷	1492			
門前	宇田谷	1496			
門前	宇田谷	1498	2		
門前	宇田谷	1498	3		
門前	宇田谷頭	1510	1		
門前	馬場頭	1516			
門前	馬場	1532	1		
門前	馬場	1532	2		
門前	馬場	1536	1		
門前	馬場	1538			
門前	馬場	1539	1		
門前	馬場	1549	1		
門前	馬場	1555			
門前	馬場	1558			
門前	馬場	1559			
門前	馬場	1561			
門前	馬場	1562			
門前	馬場	1567			
門前	馬場	1568			
門前	馬場	1570			
門前	馬場	自 1572		至 1574	
右地域内ニ介在スル道路敷及河川敷					

※大字「門前」は、現在の大字「三徳」である。

表 48 名勝及び史跡三徳山指定地一覧（3）

平成30年追加指定分

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
三徳	大瀬丸	1135			
三徳	大瀬丸	1136			
三徳	大瀬丸	1138			
三徳	大瀬丸	1139			
三徳	大瀬丸	1140			
三徳	大瀬丸	1141			
三徳	大瀬丸	1142			
三徳	大瀬丸	1143			
三徳	大瀬丸	1144			
三徳	大瀬丸	1145			
三徳	大瀬丸	1146			
三徳	大瀬丸	1147			
三徳	大瀬丸	1148			
三徳	大瀬丸	1149			
三徳	大瀬丸	1150			
三徳	大瀬丸	1151			
三徳	大瀬丸	1152			
三徳	大瀬丸	1153			
三徳	大瀬丸	1154			
三徳	大瀬丸頭	1156	2		

右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字大瀬丸 1136 番に南接し同字大瀬丸 1139 番と同字大瀬丸 1151 番に挟まれるまでの水路敷、同字大瀬丸 1144 番に南接し同字大瀬丸 1153 番と同字大瀬丸頭 1157 番 4 に挟まれるまでの水路敷、同字大瀬丸 1138 番と同字美徳頭 1011 番 1 に挟まれ同字大瀬丸 1153 番と同字美徳頭 1011 番 1 に挟まれるまでの水路敷を含む。

平成31年追加指定分

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
三徳	美徳谷	905	1		
三徳	美徳谷	907			
三徳	美徳谷	910			
三徳	美徳谷	912			
三徳	美徳谷	913			
三徳	美徳谷	914			
三徳	美徳谷	915			
三徳	美徳谷	916			
三徳	美徳谷	917			
三徳	美徳谷	922			
三徳	美徳谷	923	1		

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
三徳	美徳谷	926	2		
三徳	美徳谷	927	2		

右の地域に介在する道路敷、鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字美徳谷 912 番と同字美徳谷 917 番に挟まれ同字美徳谷 914 番と同字美徳頭 1011 番 1 に挟まれるまでの道路敷、同字美徳谷 912 番と同字美徳頭 1011 番 1 に挟まれる道路敷、右の地域に介在する水路敷、同字美徳谷 905 番 1 と同字美徳谷 922 番に挟まれ同字美徳谷 910 番と同字美徳谷 912 番に挟まれるまでの水路敷、同字美徳谷 916 番と同字美徳頭 1011 番 1 に挟まれ同字美徳谷 927 番 2 に西接するまでの水路敷を含む。

令和 3 年追加指定分

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番
三徳	美徳	1015	1		
三徳	美徳	1028			

鳥取県東伯郡三朝町大字三徳字妙光 992 番 4 と同字妙光 992 番 7 に挟まれる道路敷、同字妙光 998 番と同字妙光 1002 番 2 に挟まれる道路敷、同字妙光 998 番と同字妙光 1002 番 2 に挟まれる道路敷に南接し同字妙光 1000 番と同字美徳 1014 番に挟まれるまでの道路敷、同字妙光 999 番 1 に南接し、同字美徳 1015 番 1 と同字美徳 1015 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同字三徳字美徳頭 1011 番 1 と同字美徳 1027 番に挟まれ、同字美徳 1024 番と同字美徳 1026 番に挟まれるまでの道路敷、同字美徳 1015 番 1 に南接し同字美徳頭 1011 番 1 と同字美徳 1027 番に挟まれ同字美徳 1024 番と同字美徳 1026 番に挟まれるまでの道路敷に東接するまでの道路敷、同字美徳 1018 番に西接し同字美徳 1019 番と同字美徳 1020 番に東接する水路敷に挟まれるまでの道路敷、同字美徳 1027 番に東接する道路敷、同字蜜坊 1036 番と同字蜜坊 1037 番 2 に挟まれ同字蜜坊 1037 番 2 と同字蜜坊 1038 番 1 に挟まれるまでの道路敷のうち実測 108.32 平方メートル、同字美徳頭 1011 番 1 と同字美徳 1020 番に挟まれ同字美徳 1027 番に東接する道路敷に東接する無番地に東接するまでの水路敷、同字美徳 1032 番に西接する水路敷を含む。

表 49 名勝小鹿溪指定地一覽

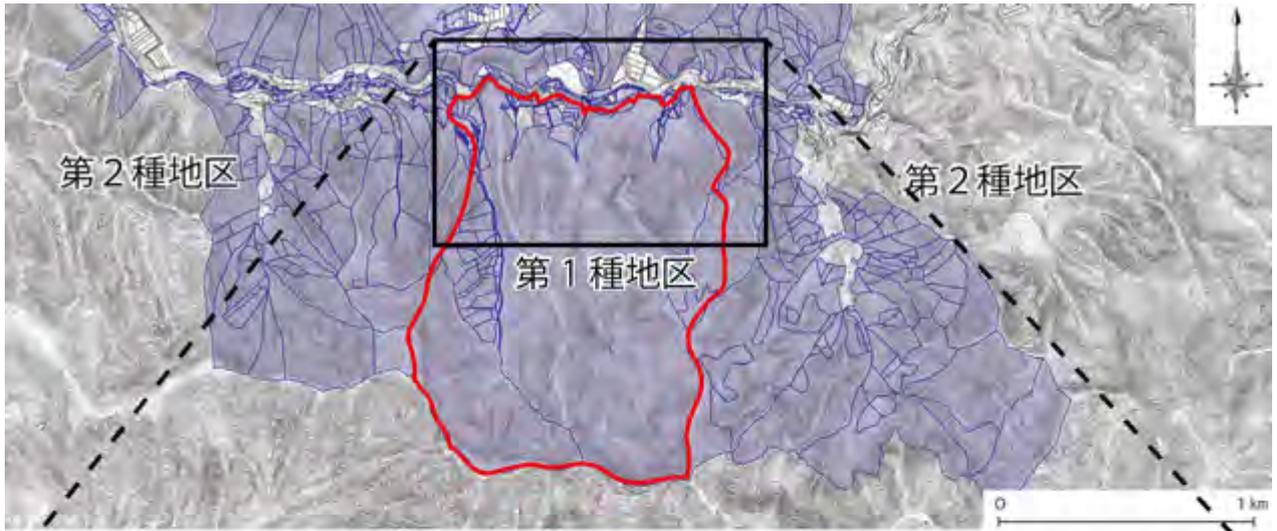
昭和12年指定分

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番		
神倉	山伏瀧	9	林班ほ小班内	16	町歩		
	山伏瀧	12	林班い小班				
	丹戸	16	林班ろ小班				
	丹戸		112				
	丹戸		113				
	丹戸		114	1			
	丹戸		119	3			
	丹戸	自	120	4	至	120	6
	丹戸		122	3			
	丹戸		124	3			
	那倉		1180				
	那倉		1181				
	木長		658	1			
	木長		658	2			
	木長		658	6			
	木長		659	1			
	木長		659	2			
	木長		660	2			
	木長		665				
	木長		666				
	木長		667	1			
	木長		667	2			
	良ノ谷		657				
	谷河内	自	634	1	至	634	4
	谷河内		635				
	谷河内		638				
	谷河内		639				
	谷河内		640				
	谷河内		642				
	谷河内		646				
	樵夫谷	自	540		至	542	
	樵夫谷		536				
	稗畑		517	2			
	稗畑		532				
	稗畑		533				
	稗畑谷		513				
	稗畑谷		514				
	木長谷	自	700	1	至	700	3
	木長谷		701				
	塔ノ本		702	1			
	塔ノ本		702	2			
	塔ノ本		716				
	塔ノ本		717	1			
	塔ノ本		719	1			
	塔ノ本		719	2			
塔ノ本		720					
左衛門畑	自	727		至	730		
左衛門畑		743	1				
左衛門畑		743	2				
左衛門畑		744					
家廻		882					

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番		
神倉	家廻		883				
	家廻		913				
	家廻		914				
	河原畑		968				
	河原畑		969				
	河原畑		970	1			
	河原畑	自	977	1	至	977	3
	河原畑		978				
	河原畑		980	1			
	河原畑		982	1			
	河原畑		983	1			
	向山		438				
	向山		439	1			
	向山		439	2			
	向山	自	441		至	443	
	向山		455				
	向山		456				
	坂根	自	417		至	422	
	坂根		424				
	坂根平		411				
	坂根平		412				
	山垣		1101	1			
	山垣		1101	3			
	山垣	自	1102		至	1105	
	臺ヶ坂		1109				
	臺ヶ坂		1118				
	臺ヶ坂		1119				
	臺ヶ坂		1120	1			
	臺ヶ坂		1120	2			
	臺ヶ坂		1120	4			
	臺ヶ坂		1121				
	臺ヶ坂		1122				
	臺ヶ坂	自	1124		至	1128	
	臺ヶ坂	自	1131		至	1133	
	臺ヶ坂		1134	1			
	臺ヶ坂		1134	2			
	養ノ谷		166	1			
	養ノ谷		166	3			
	養ノ谷		166	5			
	養ノ谷		166	6			
	養ノ谷		169	5			
	養ノ谷		181	1			
	養ノ谷		182	1			
	養ノ谷		183				
	養ノ谷		185				
養ノ谷頭		164	3				
養ノ谷頭		165	3				
宿谷口		3					
宿谷口		4	3				
宿谷口		5					
後口山		1173					

大字	字	官報地番	枝番	官報地番	枝番		
中津	尼子	12	林班ろ小班内	1	町	2	
	尼子	12	林班ほ小班				
	尼子	12	林班へ小班				
	西津井谷		783	1			
	津井谷	自	785		至	789	
	津井谷	自	791	1	至	791	3
	津井谷	自	792		至	794	
	市ノカヤ	自	798	1	至	798	3
	市ノカヤ		799				
	市ノカヤ	自	806		至	811	
	ワサミ谷		766				
	チャン原	自	741		至	743	
	チャン原		746				
	チャン原	自	749	1	至	749	4
	チャン原		750				
	チャン原	自	758		至	760	
	京野		248				
	京野		249				
	京野		257				
	京野		258				
	京野		269				
	京野	自	270		至	272	
	城江谷		727	1			
	城江谷		727	2			
	城江谷		732				
	城江谷		735				
	城江谷		736				
	城江谷		738				
	城江谷		740				
	西河内		274				
	西河内		275				
	西河内	自	295		至	299	
	西河内		303				
	西河内		304				
	西河内		311				
	家廻		646				
	家廻		648	1			
	家廻		648	2			
	家廻	自	649		至	656	
	家廻		661				
	家廻		662				
	家廻		684	1			
	家廻		685				

右地域内ニ介在スル道路敷及河川敷但國有林内軌道敷見込區域6段7畝歩ヲ除ク



案内板	
①	案内板1
②	案内板2
③	案内板3
④	案内板4
⑤	案内板5
⑥	案内板6
⑦	案内板7
⑧	案内板8
⑨	案内板9
⑩	案内板10
⑪	案内板11
⑫	案内板12

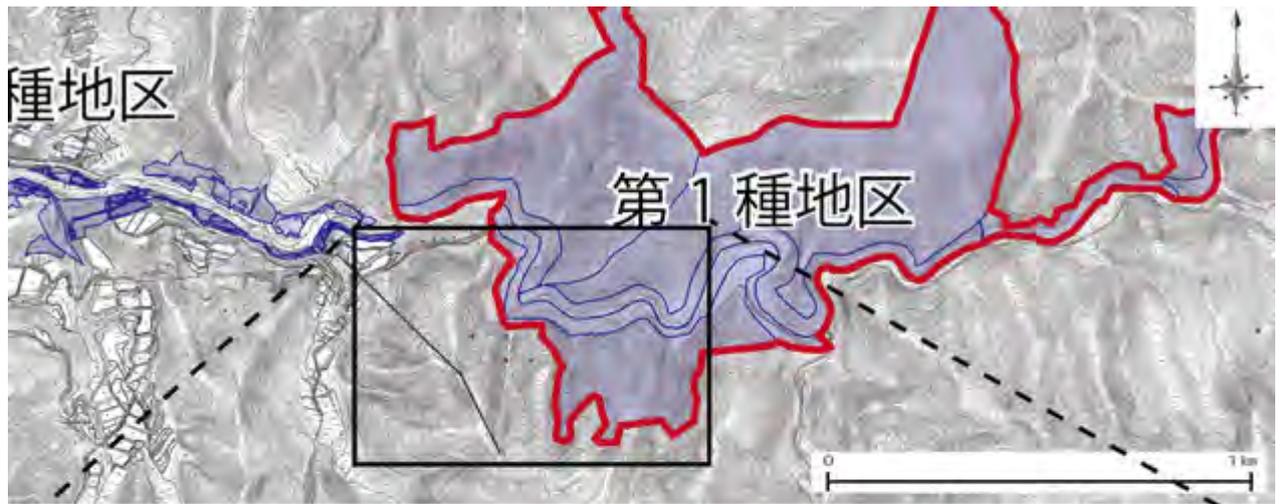
ガイドンス施設	
A	三徳山正善院
B	三徳山宝物殿

便益施設	
P	投入堂巡拝所
I	三徳山休憩舎
T	公衆トイレ
E	公衆トイレ
R	霊坊駐車場
R	観音院駐車場
R	チェーン脱着場

公共交通	
バス	バス停



第30図 便益施設位置図(三徳山)



記念碑・案内板			
①	記念碑 1	⑥	案内板 4
②	案内板 1	⑦	案内板 5
③	案内板 2	⑧	案内板 6
④	案内板 3	⑨	案内板 7
⑤	記念碑 2	⑩	案内板 8

便益施設	
⑦	公衆トイレ
P	小鹿溪駐車場



第 31 図 便益施設位置図 (小鹿溪)

表 50 計画対象範囲内に所在する指定文化財

指定区分	名称	員数	指定日	区分	指定区分	名称	員数	指定日	区分
名勝及び史跡	三徳山		昭和9年7月7日	記念物	町指定有形文化財	中津の普賢堂	1棟	昭和63年10月1日	有形文化財
名勝	小鹿溪		昭和12年12月8日	記念物	町指定有形文化財	写経	11巻	昭和50年6月11日	有形文化財
国宝	三佛寺奥院（投入堂）	1棟	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	男神座像	1軀	昭和63年10月1日	有形文化財
(附)	愛染堂	1棟	明治37年2月18日		町指定有形文化財	女神座像	1軀	昭和63年10月1日	有形文化財
(附)	棟札	1枚	昭和27年3月29日		町指定有形文化財	三佛寺本堂俳諧額	1面	昭和63年10月1日	有形文化財
(附)	古材	43点	昭和52年6月27日		町指定有形文化財	宮本包則刀剣	1振	昭和63年10月1日	有形文化財
重要文化財	三佛寺納経堂	1棟	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	唐櫃	1合	平成24年2月1日	有形文化財
重要文化財	三佛寺地藏堂	1棟	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	白磁香炉	1口	平成24年2月1日	有形文化財
重要文化財	三佛寺文殊堂	1棟	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	参籠札	1枚	平成24年2月1日	有形文化財
重要文化財	銅鏡	1面	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	多聞天像 邪鬼	1軀	平成25年2月1日	有形文化財
重要文化財	木造蔵王権現立像（奥之院安置）	1軀	明治37年2月18日	有形文化財	町指定有形文化財	持国天像 邪鬼	1軀	平成25年2月1日	有形文化財
重要文化財	木造聖観音立像（観音堂安置）	1軀	大正9年4月15日	有形文化財	町指定有形文化財	子守権現甲冑騎馬像	1軀	平成26年1月23日	有形文化財
重要文化財	木造蔵王権現立像	7軀	大正9年4月15日	有形文化財	町指定有形文化財	勝手権現騎馬像	1軀	平成26年1月23日	有形文化財
県指定保護文化財	三徳山三佛寺建造物群（不動堂、元結掛堂、観音堂、鐘楼堂、十一面観音堂〔野際稲荷〕、本堂）	6棟	平成14年12月20日	有形文化財	町指定無形民俗文化財	三徳山御幸行列		平成23年3月22日	無形民俗文化財
県指定保護文化財	木造狛犬	1対	昭和62年12月25日	有形文化財					
県指定保護文化財	銅像誕生釈迦仏立像	1軀	平成7年4月21日	有形文化財					
県指定保護文化財	木造狛犬（阿形）	1軀	平成21年9月29日	有形文化財					
県指定保護文化財	木造阿弥陀如来立像	1軀	平成23年3月22日	有形文化財					
県指定名勝	正善院庭園		平成17年11月29日	記念物					

表 51 三徳山・小鹿溪にまつわる民話

（「続三朝町誌 ふるさと物語」昭和43年11月1日発行）

民話	物語の概要
三徳山と大山の背くらべ	三徳山と大山の兄弟山が背くらべをしたところ三徳山の方が高く、「これは大変だ」と思った大山が博労座の牛馬市の終わったところに積み上げられた古わらじを頂上に継ぎ足して三徳山より高くなりました。それでも不安な大山は、大きな鋤をもってきて三徳山が昼寝をしている間に頂上の土をゴッソリすくって逃げ出します。土を取り返そうとする三徳山に追いかけられ大あわての大山が、途中で落とした岩のかけらが長瀬の石山に、土がこぼれて丘になったものが江北の天神山に、三徳山から逃げ切るために土を残らず捨てたところが茶白山になり、最後には三徳山もあきらめたため、三徳山はそのまま頂上が平らな山になってしまったのだといわれています。
弥六淵の話	淵の主である大蜘蛛の妖怪に母の命を奪われた弥六は妖怪退治を決意します。神倉の村人たちに相談をしますが話ののってくれる者はおらず、村の氏神の社前に額づいて妖怪を退治したい決意を述べて神助を願います。すると「命にかけて退治するというなら助けをやろう、後悔しないかよく考えて返事をせよ。」と告げられ、弥六が「退治することができるなら私の身も命もどうなってもかまいません。」と答えると、弥六の体はたくましい大蛙になっていました。その後、大蛙となって妖怪を退治したものの、人間ではなくなった弥六は巖峰山に登り石になったといわれます。そして弥六のいいなづけであった「おたつ」もまた、石となった弥六にすがって泣いているうちに大蛇となって巻きついており、最後はその傍らでとぐるを巻いて死んでしまったといわれます。なお、この岩は蛙岩、妖怪のいた淵は弥六の名前をとって弥六淵と呼ばれています。

文化財保護法

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

(管理方法の指示)

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を

選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及

び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(管理又は修理の補助)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交

付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。(修理に関する命令又は勧告)

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置(以下この条において、「修理等」という。)につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第二次以下の相続人、受遺

者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。) (以下この条において、「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額(第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額(以下この条において、「納付金額」という。)を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格

に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を

取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(重要文化財保存活用計画の認定)

第五十三条の二 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財の保存及び活用に関する計画(以下「重要文化財保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 重要文化財保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該重要文化財の名称及び所在の場所

二 当該重要文化財の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項

二 当該重要文化財の修理に関する事項

三 当該重要文化財(建造物であるものを除く。次項第六号において同じ。)の公開を目的とする寄託契約に関する事項

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合にお

いて、その重要文化財保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該重要文化財保存活用計画の実施が当該重要文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該重要文化財保存活用計画に前項第一号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 当該重要文化財保存活用計画に前項第二号に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が重要文化財の修理を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

六 当該重要文化財保存活用計画に前項第三号に掲げる事項が記載されている場合には、当該寄託契約の内容が重要文化財の公開を適切かつ確実に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更)

第五十三条の三 前条第四項の認定を受けた重要文化財の所有者又は管理団体は、当該認定を受けた重要文化財保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。(保存のための調査)

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団

体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第六章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十条 文部科学大臣は、記念物

のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百零一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官

は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるることができる。

(解除)

第一百零二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がある価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百零一条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百零一条第一項の規定による仮指定が適当でないとして認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百零三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡

名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び

第百十五条第二項の規定を準用する。

（補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金）

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすること

ができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物

で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取り取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
- 二 円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
- 三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼ

す行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十五号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り

消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損

し、又は衰亡しているとき。

- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(文化財保存活用大綱)

第八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会

が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十六条の十第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第九十条の七第二項、第一百八条、第二百十条、第二百九条第二項、第一百七十二条第五項及び第一百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

- 二 第四十三条又は第二百五十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

- 三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

- 五 第五十四条(第八十六条及び第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第一百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

- 六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意

見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限り。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
 - 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百二十五条第五項
 - 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
 - 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。
- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一

号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申）

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

（地方文化財保護審議会）

第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（文化財保護指導委員）

第百九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

（事務の区分）

第百九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百十条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

文化財保護法施行令

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限り。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

- 五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市の長）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。
- 3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団

体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。))が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等
- ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り
- 二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）
- 三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法百十五条第一項に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第

四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法百十五条第一項（法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）
- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対

する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域（次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとする

きも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又

は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ば、う、を表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の

発掘担当承諾書

- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百二十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(標識)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第十五条第一項（法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称
- 二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指

定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。

- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

名勝及び史跡三徳山・名勝小鹿溪保存活用計画

令和4年3月

編集・発行 鳥取県三朝町教育委員会

〒682-0195

鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

T E L 0858-43-1111

F A X 0858-43-0647

印 刷 有限会社矢積印刷

